

平成22年度

包括外部監査結果報告書

(広島県の債権及び将来損失について)

広島県包括外部監査人

稲田 正司



## 目 次

	頁
第1 外部監査の概要 .....	1
1 外部監査の種類 .....	1
2 選定した特定の事件（テーマ） .....	1
3 選定の理由 .....	1
4 監査の対象 .....	1
(1) 監査対象期間 .....	1
(2) 監査実施期間 .....	1
(3) 監査対象機関 .....	1
(4) 監査の日程計画 .....	1
5 監査要点（監査目標） .....	2
6 監査手続 .....	2
(1) 与信管理手続 .....	2
(2) 債権契約手続 .....	2
(3) 債権管理手続 .....	2
(4) 利子の管理手続 .....	3
(5) 債権保全手続 .....	3
(6) 債権評価手続 .....	3
(7) 債権回収手続 .....	3
(8) 償却処理手続 .....	3
(9) 損失補償・債務保証の管理・報告手続 .....	4
7 補助者の資格と氏名 .....	4
8 利害関係 .....	4
第2 監査結果の要約と提言 .....	5
1 監査要点（監査目標）に対する結論 .....	5
2 指摘事項 .....	8
(1) 与信管理手続 .....	8
(2) 債権契約手続 .....	8
(3) 債権管理手続 .....	9
(4) 利子の管理手続 .....	9
(5) 債権保全手続 .....	10
(6) 債権評価手続 .....	10
(7) 債権回収手続 .....	10

( 8 ) 償却処理手続	10
( 9 ) 損失補償・債務保証の管理・報告手続	10
3 意見	11
( 1 ) 与信管理手続	11
( 2 ) 債権契約手続	11
( 3 ) 債権管理手続	12
( 4 ) 利子の管理手続	14
( 5 ) 債権保全手続	15
( 6 ) 債権評価手続	15
( 7 ) 債権回収手続	16
( 8 ) 償却処理手続	19
( 9 ) 損失補償・債務保証の管理・報告手続	20
第3 債権（収入未済を含む。）の問題点整理	22
1 与信管理手続	22
2 債権契約手続	22
3 債権管理手続	27
4 利子の管理手続	30
5 債権保全手続	32
6 債権評価手続	33
7 債権回収手続	35
8 償却処理手続	40
9 損失補償・債務保証の管理・報告手続	43
第4 債権	45
1 概要	45
( 1 ) 県の有する債権の金額	45
( 2 ) 回収可能性を検討すべき債権の範囲	50
2 対象とする債権	52
3 法的な基準	54
第5 収入未済	55
1 概要	55
2 対象とする収入未済	57
第6 個別債権（収入未済を含む。）の概要と手続	58
1 地域総合整備資金貸付金（企画振興局）	58
( 1 ) 概要	58
( 2 ) 与信管理手続	58
( 3 ) 債権契約手続	58

( 4 ) 債権管理手続	58
( 5 ) 利子の管理手続	58
( 6 ) 債権保全手続	58
( 7 ) 債権評価手続	58
( 8 ) 債権回収手続	58
( 9 ) 償却処理手続	59
2 広島エアポートビレッジ事業資金貸付金（企画振興局）	59
( 1 ) 概要	59
( 2 ) 与信管理手続	59
( 3 ) 債権契約手続	59
( 4 ) 債権管理手続	60
( 5 ) 利子の管理手続	60
( 6 ) 債権保全手続	60
( 7 ) 債権評価手続	60
( 8 ) 債権回収手続	60
( 9 ) 償却処理手続	60
3 母子寡婦福祉資金貸付金（健康福祉局）	60
( 1 ) 概要	60
( 2 ) 与信管理手続	61
( 3 ) 債権契約手続	61
( 4 ) 債権管理手続	62
( 5 ) 利子の管理手続	62
( 6 ) 債権保全手続	63
( 7 ) 債権評価手続	63
( 8 ) 債権回収手続	64
( 9 ) 償却処理手続	64
4 中小企業支援資金貸付金（商工労働局）	64
( 1 ) 概要	64
( 2 ) 与信管理手続	73
( 3 ) 債権契約手続	74
( 4 ) 債権管理手続	75
( 5 ) 利子の管理手続	76
( 6 ) 債権保全手続	77
( 7 ) 債権評価手続	79
( 8 ) 債権回収手続	80
( 9 ) 償却処理手続	82

5	財団法人広島県農林振興センター貸付金（農林水産局）	83
	（1）概要	83
	（2）与信管理手続	85
	（3）債権契約手続	85
	（4）債権管理手続	86
	（5）利子の管理手続	86
	（6）債権保全手続	87
	（7）債権評価手続	87
	（8）債権回収手続	87
	（9）償却処理手続	91
6	広島県土地開発公社貸付金（土木局）	91
	（1）概要	91
	（2）与信管理手続	92
	（3）債権契約手続	92
	（4）債権管理手続	92
	（5）利子の管理手続	93
	（6）債権保全手続	93
	（7）債権評価手続	93
	（8）債権回収手続	94
	（9）償却処理手続	94
7	広島高速道路公社貸付金（土木局）	94
	（1）概要	94
	（2）与信管理手続	95
	（3）債権契約手続	95
	（4）債権管理手続	95
	（5）利子の管理手続	96
	（6）債権保全手続	96
	（7）債権評価手続	96
	（8）債権回収手続	96
	（9）償却処理手続	96
8	広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業(高校・高専)奨学金貸付金(教育委員会)	96
	（1）概要	96
	（2）与信管理手続	97
	（3）債権契約手続	97
	（4）債権管理手続	97

( 5 ) 利子の管理手続.....	97
( 6 ) 債権保全手続.....	98
( 7 ) 債権評価手続.....	98
( 8 ) 債権回収手続.....	98
( 9 ) 償却処理手続.....	99
9  広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業(大学)奨学金貸付金(教育委員会).....	99
( 1 ) 概要.....	99
( 2 ) 与信管理手続.....	100
( 3 ) 債権契約手続.....	100
( 4 ) 債権管理手続.....	100
( 5 ) 利子の管理手続.....	100
( 6 ) 債権保全手続.....	101
( 7 ) 債権評価手続.....	101
( 8 ) 債権回収手続.....	101
( 9 ) 償却処理手続.....	102
10  広島県高等学校等奨学金貸付金(教育委員会).....	103
( 1 ) 概要.....	103
( 2 ) 与信管理手続.....	104
( 3 ) 債権契約手続.....	104
( 4 ) 債権管理手続.....	104
( 5 ) 利子の管理手続.....	104
( 6 ) 債権保全手続.....	105
( 7 ) 債権評価手続.....	105
( 8 ) 債権回収手続.....	105
( 9 ) 損失処理手続.....	106
11  臨時地方道整備事業債等償還費負担金(土木局).....	106
( 1 ) 概要.....	106
( 2 ) 与信管理手続.....	106
( 3 ) 債権契約手続.....	107
( 4 ) 債権管理手続.....	107
( 5 ) 利子の管理手続.....	107
( 6 ) 債権保全手続.....	107
( 7 ) 債権評価手続.....	107
( 8 ) 債権回収手続.....	107
( 9 ) 償却処理手続.....	107

1 2	特別徴収に係る個人県民税及び県税・延滞金等の収入未済（総務局）	108
	.....	108
( 1 )	特別徴収に係る個人県民税（債権）	108
( 2 )	県税の収入未済（未収金）	110
( 3 )	延滞金・加算金及び過料等の収入未済（未収金）	122
( 4 )	滞納整理に向けた県の取り組み	124
( 5 )	県税の収入未済に対する意見	125
1 3	広島県私学振興資金貸付金（環境県民局）	129
( 1 )	概要	129
( 2 )	与信管理手続	129
( 3 )	債権契約手続	129
( 4 )	債権管理手続	129
( 5 )	利子の管理手続	129
( 6 )	債権保全手続	130
( 7 )	債権評価手続	130
( 8 )	債権回収手続	130
( 9 )	償却処理手続	131
1 4	病院事業会計未収金（病院事業局）	132
( 1 )	概要	132
( 2 )	与信管理手続	132
( 3 )	債権契約手続	132
( 4 )	債権管理手続	132
( 5 )	利子の管理手続	133
( 6 )	債権保全手続	133
( 7 )	債権評価手続	133
( 8 )	債権回収手続	133
( 9 )	償却処理手続	133
1 5	工業用水道事業会計未収金（企業局）	134
( 1 )	概要	134
( 2 )	与信管理手続	134
( 3 )	債権契約手続	134
( 4 )	債権管理手続	134
( 5 )	利子の管理手続	135
( 6 )	債権保全手続	135
( 7 )	債権評価手続	135
( 8 )	債権回収手続	135



( 9 ) 償却処理手続	135
1 6 土地造成事業会計未収金及び未精算金 ( 企業局 )	135
( 1 ) 概要	135
( 2 ) 与信管理手続	138
( 3 ) 債権契約手続	138
( 4 ) 債権管理手続	139
( 5 ) 利子の管理手続	139
( 6 ) 債権保全手続	139
( 7 ) 債権評価手続	140
( 8 ) 債権回収手続	140
( 9 ) 償却処理手続	140
1 7 水道用水供給事業会計未収金 ( 企業局 )	140
( 1 ) 概要	140
( 2 ) 与信管理手続	141
( 3 ) 債権契約手続	141
( 4 ) 債権管理手続	141
( 5 ) 利子の管理手続	141
( 6 ) 債権保全手続	141
( 7 ) 債権評価手続	141
( 8 ) 債権回収手続	142
( 9 ) 償却処理手続	142
1 8 県営住宅事業費収入未済 ( 都市局 )	142
( 1 ) 概要	142
( 2 ) 与信管理手続	142
( 3 ) 債権契約手続	142
( 4 ) 債権管理手続	142
( 5 ) 利子の管理手続	143
( 6 ) 債権保全手続	143
( 7 ) 債権評価手続	143
( 8 ) 債権回収手続	143
( 9 ) 償却処理手続	143
第 7 将来損失	144
1 概要	144
( 1 ) 債務負担行為と将来損失	144
( 2 ) 損失補償と債務保証の相違点	148
2 対象とする将来損失	149

3	管理手続	150
4	情報開示手続	151
5	償却処理手続	152
第 8	参考文献	153

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件(テーマ)

広島県の債権及び将来損失について

### 3 選定の理由

地方自治体の会計は、平成23年度(平成24年3月期)に大きく転換する。歳入・歳出といった「資金の流れ(FLOW)」を重視する会計から、「資金の残高(STOCK)」を重視する会計への大きな転換が契機となるからに他ならない。前年度は、このため「連結バランスシート」から見た広島県及び県出資法人の資金運用・調達方法について検討を行った。

今年度は、さらに、この観点を絞り債権の資産性を中心に検討する。より具体的には、県の財政規模では、1,000億円を超える債権(収入未済を含む。)の内容を明らかにし、その回収可能性を検討する。また、県が将来、債務を負担する可能性がある将来損失(損失補償・債務保証)についても監査の対象とする。なぜなら、財産(資産)の毀損部分だけが損失に転化するのではなく、簿外債務も損失になる可能性があり、県民にとっての損失負担の軽減は、その両面からの検討により、実行可能性が高まると考えるからである。

## 4 監査の対象

### (1) 監査対象期間

原則として、平成21年度(平成21年4月1日~平成22年3月31日)を対象とする。ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする。

### (2) 監査実施期間

平成22年6月~平成23年3月

### (3) 監査対象機関

広島県の次の部局及び行政委員会(総務局, 企画振興局, 環境県民局, 商工労働局, 農林水産局, 土木局, 都市局, 企業局, 病院事業局, 教育委員会, 公安委員会)

### (4) 監査の日程計画

平成22年6月(2回)

テーマの選定, 資料の準備

平成22年7月~10月(21回)

往査(ヒヤリング, 視察, 資料徴求)

平成 22 年 11 月 ( 4 回 )	調書整理 , 監査報告書の作成準備
平成 22 年 12 月 ~ 平成 23 年 1 月 ( 19 回 )	監査報告書の作成
平成 23 年 2 月 ( 5 回 )	監査報告書の点検
平成 23 年 3 月 ( 1 回 )	監査報告書の提出

## 5 監査要点 ( 監査目標 )

県有財産としての債権 ( 収入未済を含む。 ) の管理と将来損失としての損失補償・債務保証の管理の問題点整理と改善案の提言

具体的な監査要点 ( 監査目標 ) は次のとおり。

- ( 1 ) 債権 ( 収入未済を含む。 ) の管理・評価方法が妥当か。
- ( 2 ) 債権回収事務が効率的か。
- ( 3 ) 債権の償却処理 ( 不納欠損 ) が妥当か。
- ( 4 ) 債務免除は合法的に行われているか。
- ( 5 ) 簿外債権の有無と管理方法が妥当か。
- ( 6 ) 将来損失の管理方法が妥当か。
- ( 7 ) 将来損失に対する情報開示手続が妥当か。

## 6 監査手続

### ( 1 ) 与信管理手続

- ア 信用調査が実施されているか。
- イ 与信限度額が設定されているか。
- ウ 貸付先が個別企業等の場合 , 財務内容等の審査が行われているか。

### ( 2 ) 債権契約手続

- ア 契約締結にあたっての審査のルールはマニュアル化されているか。
- イ マニュアルの運用は妥当か。
- ウ 審査担当者の経験は相当か。
- エ 適正な契約書の締結がなされているか。
- オ 貸付先として妥当か。
- カ 履行期限は妥当か。
- キ 回収条件は妥当か。
- ク 契約書の保存期間・保存場所は妥当か。

### ( 3 ) 債権管理手続

- ア 管理台帳は , 毎期 , 更新され , 管理手続は妥当か。
- イ 「年齢調べ ( AGEING : エイジング ) 」がなされているか。

- ウ 「滞留債権（OLD BALANCE：オールド・バランス）」の理由は妥当か。
- エ 時効の中断処理はとられているか。
- オ 債権が無利子とされるのはどのような場合か。

#### **（４）利子の管理手続**

- ア 貸付利率は妥当か。
- イ 利子免除の場合の手続と判断基準は妥当か。
- ウ 未収利子の回収可能性は検討されているか。
- エ 遅延損害金の算定方法と請求は妥当か。

#### **（５）債権保全手続**

- ア 規定（マニュアル）の内容は妥当か。
- イ 担保の徴求は妥当か。
- ウ 第三者対抗要件としての登記がなされているか。

#### **（６）債権評価手続**

- ア 期末債権の評価は会計年度末に実施されているか。
- イ 期末債権の評価基準は設定されているか。
- ウ 貸倒引当金の設定がなされているか。
- エ 金利の要素を加味して割引現在価値で評価されているか。

#### **（７）債権回収手続**

- ア 債権回収部門は組織上，明確になっているか。
- イ 回収担当者の経験年数は妥当か。
- ウ 債権回収マニュアルは作成されているか。
- エ 「滞留債権（OLD BALANCE：オールド・バランス）」の回収事務は妥当か。
- オ 回収条件から逸脱して，一部入金（内入れ入金）となっているものはないか。
- カ 回収遅延となっている債権に対して督促は行われているか。
- キ 回収・交渉記録は，整理されて，残されているか。
- ク 一件書類として個別案件は整理されて保存されているか。

#### **（８）償却処理手続**

- ア 引当金の設定条件があるか。
- イ 償却処理（不納欠損）の基準は明確か。
- ウ 備忘価額で管理されている債権はあるか。

- エ 償却済み債権の管理方法はどうか。
- オ 債務免除とする場合の基準はあるか。

**(9) 損失補償・債務保証の管理・報告手続**

- ア 簿外債務の管理方法は妥当か。
- イ 情報開示手続は妥当か。

**7 補助者の資格と氏名**

監査委員との協議を経て下記の資格者を補助者とした。

弁護士 高橋浩嗣

税理士・会計士補 茶山安登

公認会計士 延近正章

公認会計士準会員 日浦祐介

**8 利害関係**

外部監査の対象とした事件に関し、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第2 監査結果の要約と提言

### 1 監査要点（監査目標）に対する結論

#### （1）債権（収入未済を含む。）の管理・評価方法が妥当か。

県の債権管理は債権の種類が多いため、一元的な管理は実施し難いという特性を持っている。このため、その管理方法は、非常に複雑多岐にわたっていると思われる。しかしながら、「資金の残高（STOCK）」に対する概念がないため、債権評価（収入未済を含む。）の概念がない。そのため、債権評価（収入未済を含む。）は、毎年、定期的には実施されていない。

また、歳入を「調定（正確な概念ではないが、「請求」と考えればよい。）」とした「収入未済（正確な概念ではないが、「未収金」と考えればよい。）」の回収可能性は、担当者によって、十分検討されているが、未調定（未請求）の財産である債権は、適切に管理されず、回収可能性は、ほとんど検討されていない状況である。収入未済と未調定の債権の管理方法に大きな差異がある。

総合的にみると県有財産である債権（収入未済を含む。）の管理・評価方法は妥当とは言えない。

#### （2）債権回収事務が効率的か。

債権回収事務は、何人でも行いうる単純な業務ではない。法律・会計等の専門知識があり、様々な分野での経験が豊富な人材が望ましい。県職員は、原則3年程度で職務を交代するため、長期にわたって債権回収事務に専念できる人材が極めて少ない。県の債権回収事務のノウハウは、十分に蓄積されているとは言えない。このため、サービサーに回収事務を委託する試みがなされているが、ノウハウの吸収には程遠いものがある。

県の債権回収事務は、特に民間金融機関のそれに比べると、専門性に欠け、効率的とは言えない。

#### （3）債権の償却処理（不納欠損）が妥当か。

償却処理（不納欠損）は、現場担当者にとっては、非常に面倒な手続を要する。このため、償却処理（不納欠損）事務は、大幅に遅延している。今回の包括外部監査等を契機に、早期に、大規模な償却処理（不納欠損）が実施されることを期待する。このようなタイミングを逃すと、県有財産の健全化は大幅に遅延するものと思われる。

#### （4）債務免除は法的に行われているか。

私法上の債権であれば、時効が到来した場合、債務者等が消滅時効の援用をした

ときに、債権が消滅する。これは債務免除ではない。債権者（県）の意思により、権利を放棄する場合は、県議会の議決を得て債権放棄が行われる。なお、履行期限の延期を行うと、履行期限から一定期間が経過し、かつ、第三債務者及び連帯保証人に弁済できる能力がないと認められる場合、債務免除が可能となる。この場合は、県知事の決裁で可能である。このように、私法上の債権の債務免除の方法は、法的に見ると2通りある。公法上の債権の場合、時効の中断がなければ、時効の完成によって、県議会の議決を経ることなく、債権が消滅する。元金に関しては、以上の法的な手続に則って債務が自動的に消滅するか債務免除が行われる。

しかし、一部の債権には、違約金の徴収が実施されておらず、事実上、元金さえ回収されれば、違約金は、当初から徴収されないという事務手続が採られている。このように、違約金を当初から徴収しないと言う県の対応は、履行期限を守った者とそうでない者との「公平性」を欠く恐れがある。違約金については、適正かつ適法な債務免除が行われているとは言い難い。

#### （５）簿外債権の有無と管理方法が妥当か。

簿外債権は、調定されて初めて、債権（収入未済を含む。）として認識され、会計処理が行われる。したがって、県の会計処理では、時の経過で収入に計上される未収収益に該当するものは、調定がなされなければ、確定債権としての収入未済として認識されない。このような未収収益・未収金に該当するものは、かなりの金額に上るが、契約条件を「延納」、「期限後一括払い」などにより、調定の時期を繰り延べ、この金額の認識を結果的に遅らせている事例が散見される。<sup>1</sup>

また、将来、県の歳入となる未収利子のうち、翌年度以降に調定され、収入されるべき確定債権については、県有財産である債権として資産計上されていない事例もある。

そのため、会計処理が遅延して簿外債権となっている場合がある。以上により、その管理方法は妥当とは言えない。

#### （６）将来損失の管理方法が妥当か。

平成 20 年度の財務部財政課作成の「債務負担行為の明細」に情報開示されている普通会計等の「注記」金額は、一部に錯誤があり不一致となっていた。平成 21 年度のごうした資料と情報開示は、平成 22 年 12 月末時点では、未公表であるが、後述

---

<sup>1</sup>広島県包括外部監査人 水中誠三 「平成 10 年度（平成 11 年 1 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日） 包括外部監査結果報告書 広島県の普通会計における債権管理事務等」



するように、土木局の管理資料も十分整備されているとは言えない状況にあり、将来損失については適切に管理されているとは言えない。

**(7) 将来損失に対する情報開示手続が妥当か。**

簿外債務の損失転化の可能性判断は、不十分な財務情報に基づいて行われている場合がある。その典型的な例は、財団法人広島県農林振興センターの会計報告に見ることができる。この財団は、期末の森林経営資産の時価（立木の時価）を開示しているが、これを単なる「注記」で公表しているだけである。この情報の意味を正しく把握し、理解できる人は果たして何人いるであろうか。

こうした情報が県民にわかりやすく開示されていないため、県の将来損失負担がないものとして看過されていることが問題である。

県民に、「実質的債務超過にあるのかどうか。」、その結果、「将来資金不足となるのかどうか。」、さらに「県の損失の肩代わり（損失補償）の可能性はあるのかどうか。」等、資産の回収可能性について、よりわかりやすく伝達できるよう、適切かつ丁寧な財務情報を県民に提供すべきである。

## 2 指摘事項

県の監査委員は、「監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を『指摘事項』として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを『意見』として区分しています。」<sup>2</sup>と述べているが、【指摘事項】と【意見】のより具体的な定義を示す。

【指摘事項】とは、「法令・規則（法規）の誤った適用並びに法規の準拠性違反等に対する指摘である。」<sup>3</sup>

【意見】とは、「誤りや違反等には該当せず、したがって、事務の執行や事業の実施それ自体は誤っていない。しかし、効率性や経済性の観点から、よりよい方法や手続あるいは解釈があった場合に、それを配慮するようもとめているもの」<sup>4</sup>である。

以下、実施した監査手続に基づいて、【指摘事項】を整理する（後述する【意見】も同様の整理を行う。）。

### （１）与信管理手続

該当なし。

### （２）債権契約手続

#### 不適切な条件変更

広島県土地開発公社貸付金の金銭消費貸借契約書では、繰り上げ償還の条項はあるが、履行期限の延期に係る条項はない。それにもかかわらず、この貸付金では、平成４年から１７年間、毎年、変更契約書を締結して履行期限を継続的に延長している。

「広島県債権管理事務取扱規則」第１９条（履行期限を延長する期間）では、「履行延期の特約等をする場合における当該延期に係る履行期限は、当該債権の履行期限（当該債権の履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該特約等をす

---

<sup>2</sup> 広島県監査委員事務局 「平成 21 年度 監査結果集録」広島県 平成 21 年 6 月 25 日決定分 p1

<sup>3</sup> 新日本監査法人 公会計本部 「行財政改革のための外部監査事例」ぎょうせい 平成 16 年 5 月 25 日 p27

<sup>4</sup> 新日本監査法人 公会計本部 「行財政改革のための外部監査事例」ぎょうせい 平成 16 年 5 月 25 日 p28

る日)の翌日から起算して5年以内において定めなければならない。ただし、履行延期の特約をする目的を十分に達することができないときその他特別の事情があるときは、5年を超えて定めることができる。」とあり、原則は、5年以内の履行期限の延長である。なお、広島県土地開発公社は、昨年(2019年)の包括外部監査でも指摘したように、弁済原資のための潤沢な運用資金を要している団体である。

貸付金の償還は、広島県土地開発公社が先行取得した土地を県が再取得した資金によって償還するというスキームになっているが、履行期限の延期を際限なく行うことは、契約上の履行期限の定めを軽視するものであり、適正な債権の条件変更とは言えない。貸付金によって取得した土地の活用方針を早期に決定し、履行期限を明確に定めるべきである(p26)。

### (3) 債権管理手続

#### 不適切な会計処理・科目表示

土地造成事業会計の貸借対照表科目である投資勘定で、「未精算金」という不明確な勘定を使用しているが、会計処理及び企業内容の公表上不適切である。この未精算金の具体的内容は、「一般会計への長期立替金 10 億 25 百万円」、「一般会計に付け替えるべき土地売却損 19 億 39 百万円」である(p29)。

### (4) 利子の管理手続

#### 遅延損害金(違約金)の未請求

ア 教育委員会の規定では、明確に徴収義務を定めているにもかかわらず、違約金を請求していない。実際に徴収できるか否かは別として、滞納者には違約金の請求を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである(p31)。

イ 警察本部の放置違反金は、公法上の債権であるにもかかわらず、遅延損害金を徴収していない。ごね得を助長するきらいがあり、公平性に欠けることから、何らかの対応を検討するべきである(p31)。

ウ 県営住宅事業では、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第2条によると、未納金額につき年14.5%の延滞金を徴収すると定めている。社会的弱者を金銭的に追い込むべきではないと言う政策的配慮から、実際の運用では、延滞金の請求を行っていない。条例の規定に従って延滞金の請求及び徴収を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである(p31)。

**( 5 ) 債権保全手続**

該当なし。

**( 6 ) 債権評価手続**

該当なし。

**( 7 ) 債権回収手続**

該当なし。

**( 8 ) 償却処理手続**

該当なし。

**( 9 ) 損失補償・債務保証の管理・報告手続**

該当なし。

### 3 意見

#### (1) 与信管理手続

##### 信用調査の必要性

土地造成事業会計にみられる不動産取引のような契約金額が多額になる取引については、相手方の信用調査、企業の与信審査を必ず実施し、回収リスクを明確にする必要がある（p22）。

#### (2) 債権契約手続

##### 妥当性を欠く回収条件の先送り

ア 広島エアポートビレッジ事業資金の貸付金が、30年という超長期の貸付期間で、しかも、「無利子・無担保」で「30年一括弁済」として契約されていたことは、政策的な目的があったとしても、債権契約手続（債権保全手続を含む。）は妥当性を欠くものと言える。

貸付金などの債権は、調定されなければ、収入未済として認識されない。収入未済でなければ、債権回収のチェックを受けることはない。このため、意図的でないにしても、回収条件を先送りすることで、不良債権から除外できる。

なお、この債権は、周知のとおり、民事再生事件にかかわる貸付金であるため、平成22年度末で償却処理される予定である（p23）。

##### 県職員の民間金融機関への派遣

イ 商工労働局の中小企業支援資金貸付制度では、貸付金の診断が中心となっており、債権保全手続等を含めた総合的な審査ノウハウの蓄積が不足しているように思われる。この審査ノウハウを高めるためには、原則3年のローテーションルールの例外で、専門職として長期にわたり審査を担当することが必要ではないかと思われる。また、貸付担当者の訓練は、体系的かつ専門的に行われる必要があるため、民間金融機関への派遣制度を検討することも必要と思われる（p23）。

##### 安易な条件変更

ウ 商工労働局の「高度化資金」に見られる「最終しわ寄せ」による条件変更は、結果的に調定が先送りされ、不良債権の顕在化を遅延させている。これを排除

するためには、県の融資姿勢の抜本的な見直しが必要である（p25）。

エ 土地造成事業会計でも、極端な「最終しわ寄せ」が承認されている。資金の回収条件は、与信審査により、相手先経営者の信用調査や相手先の経済的な実態を把握した後に具体的な資金計画に基づき決定されるべきである。法的な条件さえ満たしていればよいというのではない。そのため、結果的に調定が先送りになり、不良債権の顕在化が遅延している。このような正常でない条件変更が看過されていることは、組織の内部統制が不十分であることの証左であり、現在の形式的な契約要件重視の姿勢は見直されなければならない（p25）。

### **極端に少額な分割弁済の禁止**

オ 母子寡婦福祉資金貸付金に見られるような少額の貸付金に対しては、償還者の資力等を十分に確認し、償還期間が長期化しないという配慮が必要であり、月賦による弁済金額の僅少化に歯止めをかけることが望まれる。例えば、月3,000円未満の分割回収は認めないという規定の整備である（p24）。

### **書類の保存期間の明確化**

カ 貸付関係書類の保存期間が不明確である。文書管理規則に定める基準に従った運用が必要と思われる（p26）。

### **望ましくない契約手続**

キ 土地造成事業で見られるような土地売却代金の回収については、原則、県にとって不利な条件である「延納」を認めるべきではない。なぜなら、回収条件を「延納」とすれば、「調定を先送りする。」ことによって、資金回収の遅延を正当化できるからである（p25）。

## **（3）債権管理手続**

### **県有財産の資産性についての検討**

ア 「特別徴収に係る個人県民税」の内容は、当年度の5月に確定し、翌年度に調定される4月、5月分の特別徴収額である。これを、県は、期末における確定債権と認識し、平成21年度広島県歳入歳出決算審査意見書に122億14百万円を計上している。県は、4月及び5月分の特別徴収額は、制度上、本年度中

に調定の手続をとらないものの、県に収入すべき本年度課税分として確定しているとして、「財産に関する調書」の債権として計上している。

「特別徴収に係る個人県民税」は、貸付金のような金銭支出時に資産性を認識する「債権」ではなく、税収入の計上（歳入の調定）によって初めて、資産性が認識される「未収金」である。地方自治法の定めにより、翌年度の調定となる4月、5月分の特別徴収税額は、歳入として調定（収入計上）されない限り、未だ「未収金」ではなく、したがって、資産（債権）として計上すべきものではない。債権として計上するのなら、4月、5月分の特別徴収税額は歳入として調定し、「債権」ではなく「収入未済」として計上することになる。

他県においては、4月、5月分の特別徴収に係る個人県民税は債権として認識はしておらず、広島県のみが債権に計上している。

なお、市民税と県民税を合わせた「住民税」を事業所に請求する市町では、4月分は、5月10日までに徴収し、5月分は、6月10日までに徴収するものであるから、県の正確な徴収すべき債権は、6月後半でなければ判明しないものである。さらに、従業員10名以下の事業所に適用される「納期の特例」を採用している場合、この「特別徴収に係る個人県民税」は、年2回に分けて徴収されるが、12月1日から5月31日までの期間に相当する金額は6月10日に徴収されるため、翌年度の調定に廻される。すなわち、出納閉鎖の終了する5月末の時点では、賦課徴収に係る権限を委任されている市町は債務者たる特別徴収義務者に対する正確な債権金額を捕捉できないのである。

県が計上している「特別徴収に係る個人県民税」は、資産性に疑問があり、「財産に関する調書」への計上の妥当性について検討する必要がある（p28）。

### **審査の定期的な点検**

- イ 商工労働局の「高度化資金」の貸付先（正常先）の経営状況把握では、貸付先の財務諸表等を入手しても、ファイリングするだけで、ほとんどレビューや内容検討が行われていない。また管理者の書類査閲も十分に行われていない。貸付先に対する財務諸表分析、現地調査及びインタビュー等を頻繁に行い、貸付先の異常な変化を早期に発見する方法を検討することが必要である（p27）。

### **分割償還の選択**

- ウ 商工労働局の「高度化資金」においては、「年賦償還」（毎年10月31日）が原則となっている。しかしながら、年1度の償還では、金額が多額となり、返済が加重になるため、月賦償還への変更を考えるべきではなからうか。月賦

償還でなくとも、貸付先の事情に応じた年何回かの分割返済を認めることも必要と思われる（p27）。

### **余剰資金の回収**

エ 県は、広島県土地開発公社に対する貸付金に対し、土地の先行取得に係る資金の未使用分である1億91百万円を貸付台帳で認識しながら、13年間も資金回収を放置している。しかも、これは、「無利子」であるから、この貸付金は、時間的な価値を考慮するとかなりの金額が毀損している。資産を健全に保全するという観点が欠如している。県は、余剰資金を早期に回収することが必要である（p27）。

## **（４）利子の管理手続**

### **不採算となっている貸付制度の休止**

ア 商工労働局の「高度化資金」では、無利子貸付がこの制度全体の3分の2を占めている。たとえ、有利子貸付が100%であったとしても、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県との金利差があるため、県はわずかな（“すずめの涙”ほどの）利鞘しか受取れない仕組みとなっている。県にとっては、リスクのみ大きい貸付制度であり、この制度の仕組みが時代の需要にミスマッチとなっていることも考え合わせると、この貸付制度そのものの休止を考える必要がある（p30）。

### **違約金徴収手続の遵守**

イ 商工労働局の「高度化資金」では、元金が全額入金になっているにもかかわらず、債務者の財務資力が不明であるとして、未調定となっている違約金が5億90百万円ある。元金が返済された場合、速やかに違約金の調定を行うという原則的な手続は遵守されなければならない（p30）。

### **県有財産（債権）計上可能性の検討**

ウ 将来、県の歳入となる未収利子のうち、翌年度以降に調定され収入されるべき確定債権については、県有財産である債権として、資産計上する必要がある（p31）。



## (5) 債権保全手続

### 担保評価基準の策定

ア 商工労働局の「高度化資金」を除いて、県全体では、債権保全のための担保評価の基準がない。また、担保評価の掛け目の基準もない。担保評価は、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を考慮して、合理的根拠がある場合を除いて、少なくとも「評価額」の70%以下の掛け目を使用するよう、規定の改正を行うことが望ましい(p32)。

### 無担保融資

イ 「財団法人広島県農林振興センター貸付金」,「広島県土地開発公社貸付金」,「広島高速道路公社貸付金」に無担保融資の事例がある。

無担保融資については、債権を保全する必要性がないことに対する検討過程の記録を残しておくことが必要である(p32)。

## (6) 債権評価手続

### 資産評価制度の確立

ア 期末の一定時期に「資産評価(valuation)」をするという概念が、商工労働局を除いて、県全体で全く存在しない。収入未済も含めて、貸付金に対する期末評価手続を実施することが必要と思われる。

収入未済のみが回収可能性の検討を要する債権と判断している県の会計指針は、バランスを欠くものである。このような姿勢は「樹を見て森を見ず。」といってもよい。貸付金の回収可能性は、調定を受けていなくとも、期末に存在するすべての債権に対して検討が加えられる必要がある。特に「収入未済となっていない貸付金」に対する期末評価手続(回収可能性の検討)は、毎年、会計年度末に担当者によって実施され、財務部財政課に報告する制度を確立する必要がある(p33)。

イ 「償却・引当の基準」は存在しない。何故なら、県では、債権を評価するという会計慣行が存在しないためである。

県全体で行っている「カテゴリー1, 2, 3」という債務者の区分及び商工労働局での債務者の区分である「正常債権, 条件変更債権, 滞納債権」は、資産評価に結びついていない。債務者の区分に応じた債権の評価を行い、債権の回収可能性を評価する制度の確立が必要である(p34)。

## (7) 債権回収手続

### 「広島県債権管理会議」のあり方の再検討

ア 「広島県債権管理会議」は、収入未済の回収の効率化に特化しているだけで、貸付金を包含した県単体及び県出資法人を含めた債権管理の合理的かつ体系的な改善会議が行われているとは言えない。また、開催頻度も年1回から2回であり、討議される時間もほとんど1時間以内である。このような状況では、債権管理会議の存在意義がないのではないかとと思われる。内容を一新して、実務者レベルの実りある意見交換を行うことが必要である（p35）。

### 県を横断する債権回収専門部門の制定

イ 民間のサービスの活用に代わって、県全体の不良債権の回収を専門的・集中的に担当する債権回収部門を新設することを検討する必要がある。具体的には、県の組織の中に「県版サービス」とも呼べる部門を新設することである。現実には、多くの金融機関を参考にすると、回収が困難な債権が発生した場合、通常の営業店から分離して専門的な回収管理を行う部門に債権を移すことが制度化されている。正常な債権回収過程から逸脱した債権は、通常の回収管理者では手に負えないことが多い。県の組織でも、法律や会計に詳しい専門家を養成し、粘り強い回収手続を行うことが必要と思われる（p36）。

### 不適切な弁済計画に基づく貸付金

ウ 財団法人広島県農林振興センターにおける分収造林契約では、森林の売却による資金の回収は、植林後40年後、55年後及び70年後なのに、弁済は、30年後又は60年後に行わなければならないという矛盾を含んだ弁済計画になっている。したがって、県は、先ず、減損会計による森林経営勘定の資産の時価評価を具体的な最新の資料に基づき再計算し、分収造林による回収資金を正確に見積もる必要がある。平成21年度末の立木の時価評価は248億円となっているが、この計算過程を見直す必要がある。この算出根拠は、現在までに、経営改善策として実施されてきた分収割合の変更や長伐期化等の取り組みが反映されておらず、将来の伐採計画等と不整合となっており、現状を反映しているとは思えないからである。次に、ミスマッチとなっている回収資金の回収金額と回収時期に合わせて、財団法人広島県農林振興センターに対する貸付金の償還金額と償還時期の条件変更を行う必要がある。そうして、最後に、資金の不足する

金額を確定する必要がある。この不足資金は、株式会社日本政策金融公庫からの借入金に対して損失補償を行っている県が負担する可能性もある。それゆえ、平成 20 年度決算において、損失補償等引当金として想定している 124 億円が今後も妥当かどうかの検証も早急に行う必要がある。

いずれにしても、この財団の借入金償還原資とこれに対応する県の貸付金の回収時期のずれは、大きな矛盾をはらんでおり、現状のままだと、資金ショート発生の確率は非常に高いと思われる。特に、貸付金の「適切な弁済計画」を策定することの必要性は、昨年度も、「包括外部監査の意見」で指摘した(p36)。

### **県税の収入未済に対する意見 (直接徴収制度の当面の課題について)**

エ 直接徴収制度の採用については、平成 21 年度の三原市、竹原市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市及び熊野町の 8 市町に止まらず、広島県全 23 市町すべてで行うべきであり、特に、個人住民税の 46%を占める広島市と 8%を占める呉市の参加が望まれる。

広島市は、県に要請しなくても自己で徴収できるとしているが、お互いの税収確保に有効な方法である以上、協力して税収確保に努めるべきであり、県もそのように働きかけるべきである(p37)。

### **(地方税滞納整理機構について)**

オ 地方税滞納整理機構の設立は、全国レベルの流れであり、広島県においても 23 市町のうち 17 市町が前向きな意向を示している。

地方税滞納整理機構の設立により、県や市町は役割分担をすることで滞納整理事務を計画的かつ効率的に実施することができる。また、現在の直接徴収制度においても、職員育成と税収確保に取り組み、実績も上げているところでもあるが、地方税滞納整理機構が行う研修や個別相談などの対応、地方税滞納整理機構に派遣されていた職員が県や市町に戻り徴収技術を伝えることなどによって、県や市町の徴収組織や担当職員の資質向上がより期待でき、これらの相乗効果と滞納処分などに特化した専門組織である地方税滞納整理機構の直接的効果により滞納整理が促進されることも期待できる。

直接徴収制度も、一定の成果が認められ有効な制度であると思われるが、滞納整理事務のより効率的な効果が期待される全県型の地方税滞納整理機構の設立が望まれる(p37)。

### （全国平均より収入率が低位の税目についての原因分析について）

カ 県としては、個人事業税及び法人事業税についての収入率が全国的にみて低位の原因分析は行っているが、その原因分析は十分に説得性の得られる結論とはなっておらず、県の収入率が全国的に見て「何故低位なのか。」という問いに対して、十分な回答となっていない。原因分析は、問題解決のために、最初に行うべき重要な検討項目である。厳密な原因分析を行い、収入率アップに結び付く方針を打ち立てることを望む。

ここ数年間、個人事業税をはじめ法人事業税、不動産取得税等が全国平均より低い収入率で推移している理由は、これら低位に推移している原因分析が十分な結論に至っておらず、有効な対応策がとられていないためだと思われる（p38）。

### （個人事業税の一括納付について）

キ 県における個人事業税の納期は、8月及び10月の2回納付を原則としつつも、一括納付を希望する納税者には、8月に一括納付できるよう納付書を作成し送付するほうが良いと思われる。8月に資金繰りは良くても、10月には悪化することもあり、一括納付できるようにすれば、より一層の徴収率アップにつながるとと思われる（p38）。

### （コンビニ納付の拡大について）

ク コンビニ納付の導入により、金融機関や税務署の窓口が開いてない夜間や休日においても納税が可能となるほか、従来の約4万箇所の金融機関に加え、4万箇所を超えるコンビニでの納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られることになると同時に、県税の収納の確保に資することができると考えられる。

県では、他の税目についても検討しているところであるが、現在自動車税のみがコンビニ納付の対象となっている。

自動車税に限らず、国税と同様、賦課課税方式による個人事業税・不動産取得税や督促・催告を行う場合、確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合においても、コンビニ納付を可能とすべきではなかろうか。

また、個人住民税の普通徴収についても、県は徴税主体ではないが、コンビニ納付が可能となるよう県内の市町に働きかけることが望ましい（p38）。

## **(タイヤロックの使用について)**

ケ 県では現在タイヤロックの器械を 10 台保有しているが、その使用頻度はごくわずかである。使用者と保有者が違うなど即実施できるケースは少ないとはいえあまりにも使用頻度が低い。

マスコミなどに取り上げてもらい宣伝効果をそれなりに狙っているようではあるが、実施頻度を高め、滞納者に厳然と対処する姿勢をみせることが徴収率アップのためには重要なことである。滞納予備軍に対しても牽制効果があると思われるため、タイヤロックの実施頻度を高め、有効に活用することが望ましい(p39)。

## **ファイリング方法の改善**

コ 県のすべての部局に共通する事項であるが、貸付時の経緯やその後の回収状況等を貸付先ごとにファイリングすることが債権回収の適切な管理には必要である。「連年管理」が行えるようにファイリング方法を再検討する必要がある(p40)。

## **(8) 償却処理手続**

### **損失補償等引当金の算出根拠の明確化**

ア 県は、総務省の基準により、新地方公会計制度による普通会計の貸借対照表で「損失補償等引当金」を計上しているが、昨年 の 包 括 外 部 監 査 で も 指 摘 し た よ う に、少なくとも、その計上根拠を注記することが望まれる(p40)。

### **県議会の議決による債権放棄の促進**

イ 県のすべての部局に共通する事項であるが、客観的に回収不能と判断されるが、債権者、連帯保証人や相続人が存在しているため、償却処理(不納欠損)されていない債権を県の債権として毎年表示することは、誤った数値を県民に公表することになる。現在の規則等にしばられた償却処理(不納欠損)ではなく、一般の企業会計に準じた方法での償却処理(不納欠損)を行うべきではなかろうか(p41)。

ウ 県のすべての部局に共通する事項であるが、法人税基本通達 9 - 6 - 3 (一

定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)の取扱いを参考にして回収事務の効率性を改善すべきであり、客観的に回収不能と判断される債権については、議会の議決を経て償却処理(不納欠損)を早期に実施することが必要である(p41)。

エ 広島県私学振興資金貸付金における転貸融資の場合、本来は、直接融資を行った社団法人から資金を回収すべきであるが、第三債務者である転貸先が無資力であるとして、履行期限の延長手続を採っている。この手続を採用すると調定がなされないため、不良債権は収入未済として認識されない。県の財産である債権として計上されたままであるため、債権評価の手続がないと、この事例のように償却処理(不納欠損)も大幅に遅延する。このような場合は、履行期限の延長手続をとるべきではなく、県議会の議決によって早期に償却処理(不納欠損)を行うべきであったと判断される(p42)。

オ 病院事業会計では、平成18年以降、償却処理(不納欠損)を行っていない。これは、最高裁判例で、公立病院で行われる診療報酬の債権は、公法上の債権ではなく、私法上の債権とされたため、県は、議会の議決もしくは債務者等による時効の援用を待って償却処理(不納欠損)を行わざるを得なくなったためである。このように、債権者等による時効の援用を待っていたのでは、滞留債権は、永久に増え続ける結果となる。県議会の議決を得て、債権放棄を行い、滞留債権を直接償却することが最も望ましい(p42)。

カ 土地造成事業会計に見られる収入未済については、私法上の債権であるため、時効は10年である。法的には、時効の援用が必要であるため、相手が不存在である事例では、「債務者が、時効の完成を利用する。」という意思表示が得られないことから、償却処理(不納欠損)は実施できないというのが県の回答である。回収不能が明確な私法上の債権に関しては、法的な時効の完成を待たず、早期に議会の議決を経て、償却処理(不納欠損)を実施することが望ましい(p42)。

## **(9) 損失補償・債務保証の管理・報告手続**

### **巨額の連帯保証契約の存在**

ア 共同発行地方債で、県は、広島市及び多数の地方自治体と連帯保証契約を締結しており、他の地方公共団体の財政状況が悪化した場合は、県が債務を負うことになる。基本協定で他団体の損失負担は負わない契約を締結しており、償

還に備えての積立も実施されているため、県が現実的に債務を負う可能性は低いものの、約8兆円にも上るこの連帯保証契約締結の存在を、県民に積極的に公表することが望まれる（p43）。

#### **実質債務超過に関する財務情報の提供**

イ 県は、「経営情報説明資料」等により県出資法人の経営状況について情報公開を行っているところであるが、財団法人広島県農林振興センターについては、県民に適切な情報提供をするために、県出資法人の資産の回収可能性を適正な会計処理によって再評価し、「実質的に債務超過かどうか。」、さらに「県の損失を肩代わり（損失補償）の可能性はあるかどうか。」等、資産の回収可能性について、よりわかりやすく伝達できるよう、懇切かつ丁寧な財務情報を県民に提供する必要がある（p44）。

#### **簿外債務の管理向上のための明細の公表**

ウ 資産の毀損部分が損失に転化するだけでなく、簿外債務も損失になる可能性があり、県民にとっての損失負担は両面から検討される必要がある。この点、将来、損失に転化する可能性のある簿外債務の管理方法は、適切であるとは言えない。これを改善するためには、インターネットで年2回公表される「広島県の財政状況」で県民に債務負担行為の明細を公表することが望ましい。こうした財務情報の公表があれば、県の簿外債務に対する管理体制に緊張感が生れ、管理精度が向上するものと期待されるからである（p43）。

### 第3 債権（収入未済を含む。）の問題点整理

#### 1 与信管理手続

##### （1）信用調査が実施されているか。

信用調査は、ほとんど実施されていない。少額代金の未収金である場合、通常は、与信管理は必要ないと思われる。しかし、土地造成事業会計にみられる土地・建物売却等の不動産売買取引には、相手先の信用調査や財務審査が必要である。資金の回収遅延が発生して初めて、信用調査会社等による信用調査が行われているが、取引開始時点での信用調査・与信審査が実施されていない場合や、これが不十分な場合が散見される。

##### 意見

不動産取引のような契約金額が多額になる取引については、相手方の信用調査、企業の与信審査を必ず実施し、回収リスクを明確にする必要がある（p138）。

##### （2）与信限度額が設定されているか。

多くの部局では、与信管理はないに等しい。特に、広島エアポートビレッジ、財団法人広島県農林センターなどの「政策投資」の場合がそれにあたる。

##### （3）貸付先が個別企業等の場合、財務内容等の審査が行われているか。

貸付先が企業や企業集団である場合（商工労働局）、財務内容の実質的な分析が行われていない場合があり、「審査」が不十分である。また、経営者に対する人物評価も十分に行われていない状況である。これは、県の貸付が、中小・零細企業を対象にした「経営診断」上のノウハウだけで行われているためである。「経営診断」と「審査」は全く別物である。貸付審査能力に関して、県のノウハウは不十分であると思われる。

#### 2 債権契約手続

##### （1）契約締結にあたっての審査のルールはマニュアル化されているか。

ほとんどの部局で審査のルールは、マニュアル化されている。

##### （2）マニュアルの運用は妥当か。

マニュアルと実際の運用とが異なる場合がある（病院事業など）。

##### （3）審査担当者の経験は相当か。

税務・健康福祉関係を除いて、ほとんどの部門担当者は原則3年で交代する。したがって、債権管理のノウハウは、十分に職員に蓄積されない組織構造となっ



ている。

#### 意見

商工労働局の中小企業支援資金貸付制度では、貸付金の診断が中心となっており、債権保全手続等を含めた総合的な審査ノウハウの蓄積が不足しているように思われる。この審査ノウハウを高めるためには、原則3年のローテーションルールの例外で、専門職として長期にわたり審査を担当することが必要ではないかと思われる。また、貸付担当者の訓練は、体系的かつ専門的に行われる必要があるため、民間金融機関への派遣制度を検討することも必要と思われる（p75）。

#### （４）適正な契約書の締結がなされているか。

多くの場合、適正な契約書の締結が行われている。ただし、無担保、無利子、超長期にわたる期間で契約されているものも散見される。

#### （５）貸付先として妥当か。

信用調査が不十分であったため、貸付先として妥当性を欠くものがある。

#### （６）履行期限は妥当か。

県の貸付期間は、長期にわたるものが多い。商工労働局で20年から30年、農林水産局で30年又は60年である。県債による資金調達の間隔について、県は、5年から10年程度が妥当と判断しているようである。したがって、資金の運用期間も、5年から10年程度が妥当な期間と判断される。民間の設備投資期間でも15年程度が最長である。更に、県債の超長期債は20年であること、また、民間の住宅ローンでも最長35年であることを勘案する必要がある。県の制度融資の場合でも、超長期の貸付の場合は、貸付期間の短縮を検討する必要がある。

#### （７）回収条件は妥当か。

ア 県と広島エアポートビレッジ開発株式会社は、平成8年に金銭消費貸借契約書を締結している。当該契約書第3条で償還方法として、「平成38年1月23日に資金の全部を一括して償還するものとする。」となっている。このように30年という超長期の貸付期間で、しかも、無利子・無担保で「30年一括弁済」として契約されていることは、正常な貸付け行為とは言えない。

#### 意見

事業資金が、30年という超長期の貸付期間で、しかも、「無利子・無担保」で「30年一括弁済」として契約されていたことは、政策的な目的があったとしても、債権契約手続（債権保全手続を含む。）は妥当性を欠くものと言える。

貸付金などの債権は、調定されなければ、収入未済として認識されない。収入

未済でなければ、債権回収のチェックを受けることはない。このため、意図的でないにしても、回収条件を先送りすることで、不良債権から除外できる。

なお、この債権は、周知のとおり、民事再生事件にかかわる貸付金であるため、平成 22 年度末で償却処理される予定である（p59）。

イ 母子寡婦福祉資金貸付金では、そのほとんどが「修学資金」と「就学支度資金」の活用である。平成 22 年 4 月 1 日以前の規定では、例えば、「就学支度資金」では自宅からの高校入学者について、75,000 円が無利子で貸付けられており、回収期間が 20 年であるから、月々の返済額は、313 円となる。明らかに、回収条件の異常性が認められる。規定の改定により平成 22 年 4 月 1 日からは、これが 150,000 円で 10 年以内とされたが、月々の返済額は、この場合でも 1,250 円となる。

「就学支度資金」単独での貸付は少なく、ほとんどが「修学資金」貸付金と併用される。改定前の金額で、例えば公立高校、自宅通学の場合、「修学資金」は 648,000 円となり、いずれも回収期間 20 年とすると、実際の月々の返済額は、「修学資金」が 2,700 円、「就学支度資金」が前述のとおり 313 円であるから、合計 3,013 円となる。月々 3,013 円を 20 年間にわたって管理する回収事務のコストは、非効率である。

県の立場では、「貸したものは、必ず回収する。」という方針は堅持すべきであり、債務者の立場では、「借りたものは、必ず返済する。」という当然のモラルが遵守されなければならない。この当然のモラルは、形式上遵守されるだけでなく、実質上も遵守される必要があるが、いたずらに、回収事務のコスト（ちなみに、償還金の口座引落手数料は、すべて県の負担である。）を無視した回収条件の設定を安易に認めることは、事務効率上望ましくない。

#### 意見

母子寡婦福祉資金貸付金に見られるような少額の貸付金に対しては、償還者の資力等を十分に確認し、償還期間が長期化しないという配慮が必要であり、月賦による弁済金額の僅少化に歯止めをかけることが望まれる。例えば、月 3,000 円未満の分割回収は認めないという規定の整備である（p62）。

ウ 商工労働局の「高度化資金」では、正常とは言えない条件変更が多数見受けられる。条件変更の回数が 10 回以上に及ぶ貸付先が多数あり、毎年、県によって、これが了承されている。これは、地域経済に与える影響（雇用・地域振興）、中小企業への金融支援という貸付制度の趣旨及び徴収上の有利性等の視点から行われているが、条件変更は、止むを得ない事情がある場合のみ認められるのであって、毎年のように条件変更を認めるのは、県自らが、審査能力の欠如を吐露

していることになる。

貸付条件変更を行う場合、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第 36 条により単年度又は複数年の償還猶予が頻繁に行われる。その結果、「最終しわ寄せ」(償還猶予が行われることにより、それ以降の返済額が増大すること)となり、増々、返済が困難となる事例がほとんどである。例えば、10 年契約で 100 億円の融資を受け、毎年 10 億円弁済するという当初の契約があったとする。それを、資金不足のために、9 年間は、毎年 1 億円弁済し、最終年度に 91 億円をまとめて一括弁済するという条件に変更するのである。

意見

「最終しわ寄せ」による資金回収条件の変更は、結果的に調定が先送りされ、不良債権の顕在化を遅延させている。これを排除するためには、県の融資姿勢の抜本的な見直しが必要である (p74)。

エ 土地造成事業会計では、原契約は妥当であっても、変更契約で極端な「最終しわ寄せ」による資金回収条件が設定されている場合がある。相手先に経済的合理性のある資金回収計画がある場合を除いて、このような変則的な契約は締結すべきではない。

意見

土地造成事業会計でも、極端な「最終しわ寄せ」による資金回収条件が承認されている。資金の回収条件は、与信審査により、相手先経営者の信用調査や相手先の経済的な実態を把握した後に具体的な資金計画に基づき決定されるべきである。法的な条件さえ満たしていればよいというのではない。そのため、結果的に調定が先送りになり、不良債権の顕在化が遅延している。このような正常でない条件変更が看過されていることは、組織の内部統制が不十分であることの証左であり、現在の形式的な契約要件重視の姿勢は見直されなければならない (p138)。

オ 土地造成事業会計では、更に、次の事例がある。平成 21 年度末では、収入未済としては、当年度分の土地売却代金が 10 百万円しか計上されていないが、1 億円の土地代金の「延納」契約を締結することにより、結果的に、回収の遅延を顕在化させていない。これは、何度も指摘するように、未調定であれば、収入未済として、県の債権として認識されないからである。

意見

土地売却代金の回収については、原則、県にとって不利な条件である「延納」を認めるべきではない。なぜなら、回収条件を「延納」とすれば、「調定を先送りする。」ことによって、資金回収の遅延を正当化できるからである (p139)。

カ 昭和 63 年 3 月 24 日に県と広島県土地開発公社とは、金銭消費貸借契約書を締結しているが、極めて簡単な条項だけを定めている。

特徴的なことは、第 3 条（返還の時期）で、「乙（広島県土地開発公社）は、借受金を昭和 68 年 3 月 31 日までに、甲（広島県）に支払わなければならない。ただし、甲の財政事情によっては、繰り上げて返還するものとする。」と定め、毎年、変更契約書を締結して、履行期限を継続的に延長していることである。第 7 条（疑義の解決）には、「この契約に定めのない場合は、甲乙協議して定めるものとする。」とあるため、県と広島県土地開発公社との間で毎年協議をし、適切な手続によって、変更契約を締結しているとの県の回答があった。事実関係だけ指摘すれば、昭和 68 年は平成 4 年度であるから、この履行期限から 17 年間契約変更を行い続けていることになる。このように、変更契約が容易に更新されるため、履行期限は、極端に言えば、「無期限」に延長される可能性がある。

#### 指摘事項

当初の金銭消費貸借契約書では、繰り上げ償還の条項はあるが、履行期限の延期に係る条項はない。「広島県債権管理事務取扱規則」第 19 条（履行期限を延長する期間）では、「履行延期の特約等をする場合における当該延期に係る履行期限は、当該債権の履行期限（当該債権の履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該特約等をする日）の翌日から起算して 5 年以内において定めなければならない。ただし、履行延期の特約をする目的を十分に達することができないときその他特別の事情があるときは、5 年を超えて定めることができる。」とあり、原則は、5 年以内の履行期限の延長である。なお、広島県土地開発公社は、昨年の包括外部監査でも指摘したように、弁済原資のための潤沢な運用資金を要している団体である。履行期限の延期を際限なく認めることは、契約上の履行期限の定めを軽視するものであり、適正な債権の条件変更とは言えない。貸付金によって取得した土地の活用方針を早期に決定し、履行期限を明確に定めるべきである（p92）。

### （ 8 ）契約書の保存期間・保存場所は妥当か。

一件書類の保存方法、保存期限が明確に定められていない。特に、部局によっては「永久保存」とする運用になっている場合もあるが、文書保存規定の徹底がなされていないと思われる。担当者が、将来、文書が膨大になった時のことを全く考えていない事例が散見される。

#### 意見

貸付関係書類の保存期間が不明確である。文書管理規則に定める基準に従った運用が必要と思われる（p95）。

### 3 債権管理手続

#### (1) 管理台帳は、毎期、更新され、管理手続は妥当か。

各部局で、管理台帳は更新されているが、貸付金額欄と償還金額欄はあるが、事業年度の残高合計欄がもうけられていない管理台帳が散見される。期末残高の金額検証上不備である。なお、以下の管理手続に問題点がある。

ア 貸付先の経営状況の把握に関して、条件変更先については当然ながら把握しているものの、正常先については不十分である。

県は毎年度、以下の書類を正常先から入手しているが、ファイリングするだけで、分析・検討がなされていない。そのため、貸付先の異常な変化は、貸付先からの返済条件変更申請により発見されることが多い。

< 提出書類 >

「利用状況報告書」（事業年度終了の日から 20 日以内）

「事業報告書」及び「財務諸表」（事業年度終了の日から 60 日以内）

意見

財務諸表分析、現地調査及びインタビュー等を頻繁に行い、貸付先の異常な変化を早期に発見する方法を検討することが必要である（p75）。

イ 商工労働局の「高度化資金」の償還方法は元金均等返済の「年賦償還」（毎年 10 月 31 日）となっているため、「月賦償還」に比べ、貸付先の異常な変化の発見が遅くなってしまう。

意見

「高度化資金」の償還については、年 1 度の償還では、金額が多額となり、返済が加重になるため、月賦償還への変更を考えるべきではなかろうか。月賦償還でなくとも、貸付先の事情に応じた年何回かの分割返済を認めることも必要と思われる（p76）。

ウ 県は、「元兼 地区先行取得貸付金整理台帳」で広島県土地開発公社貸付金を管理している。これによると、平成 21 年度末まで、平成 9 年度から 13 年間、1 億 91 百万円が当初の目的（土地の先行取得）に利用されていない。また、平成 2 年度に 20 億円の貸付が実行されて以降、回収されたのは、平成 8 年度に 2 億 76 百万円の回収があったのみである。これ以降、貸付残高は 17 億 23 百万円で固定化している。

意見

県は、広島県土地開発公社に対する貸付金に対し、土地の先行取得に係る資金

の未使用分を貸付台帳で認識していながら、13年間も資金回収を放置している。しかも、これは、「無利子」であるから、この貸付金は、時間的な価値を考慮するとかなりの金額が毀損している。資産を健全に保全するという観点が欠如している。県は、余剰資金を早期に回収することが必要である（p93）。

エ 「特別徴収」される個人住民税（県民税及び市町村民税）は、毎年5月に一年分の納税額が賦課決定され、当該年の6月から翌年の5月にかけて毎月徴収されることとなるが、このうち翌年の4月及び5月に徴収されるものは、地方自治法の定めにより、地方団体の歳入年度を翌年度に区分しなければならない。意見

ここにいう「特別徴収に係る個人県民税」の内容は、当年度の5月に確定し、翌年度に調定される4月、5月分の特別徴収額である。これを、県は、期末における確定債権と認識し、平成21年度広島県歳入歳出決算審査意見書に122億14百万円を計上している。県は、4月及び5月分の特別徴収額は、制度上、本年度中に調定の手続をとらないものの、県に収入すべき本年度課税分として確定しているとして、「財産に関する調書」の債権として計上している。

「特別徴収に係る個人県民税」は、貸付金のような金銭支出時に資産性を認識する「債権」ではなく、税収入の計上（歳入の調定）によって初めて、資産性が認識される「未収金」である。地方自治法の定めにより、翌年度の調定となる4月、5月分の特別徴収税額は、歳入として調定（収入計上）されない限り、未だ「未収金」ではなく、したがって、資産（債権）として計上すべきものではない。債権として計上するのなら、4月、5月分の特別徴収税額は歳入として調定し、「債権」ではなく「収入未済」として計上することになる。

他県においては、4月、5月分の特別徴収に係る個人県民税は債権として認識はしておらず、広島県のみが債権に計上している。

なお、市民税と県民税を合わせた「住民税」を事業所に請求する市町では、4月分は、5月10日までに徴収し、5月分は、6月10日までに徴収するものであるから、県の正確な徴収すべき債権は、6月後半でなければ判明しないものである。さらに、従業員10名以下の事業所に適用される「納期の特例」を採用している場合、この「特別徴収に係る個人県民税」は、年2回に分けて徴収されるが、12月1日から5月31日までの期間に相当する金額は6月10日に徴収されるため、翌年度の調定に廻される。すなわち、出納閉鎖の終了する5月末の時点では、賦課徴収に係る権限を委任されている市町は債務者たる特別徴収義務者に対する正確な債権金額を捕捉できないのである。

県が計上している「特別徴収に係る個人県民税」は、資産性に疑問があり、「財産に関する調書」への計上の妥当性について検討する必要がある（p109）。

**(2) 「年齢調べ (AGEING : エイジング)」がなされているか。**

健康福祉局の子ども家庭課のシステムを除きほとんどの部局では、債権管理に必要不可欠な「年齢調べ」が手集計で行われている。毎年、手計算で各部局の債権を集計して、監査委員に資料を提出している状況である。県の会計システムはこのように、有機的かつ一元的に整備されていない。事務処理の統合化・合理化が遅れている。会計システムは、部局ごとに開発され、別々に独立して運用されている。

県の各部局では同じようなシステムが個別に幾つも作られており、県全体から見ると、事務上の効率は悪いと考えられる。今後、全県単位で運用することが予定されている「総合的な会計システム」では、年齢調べが自動集計できるようになれば、管理事務の効率が一層進展するものと期待される。

**(3) 「滞留債権 (OLD BALANCE : オールド・バランス)」の理由は妥当か。**

土地造成事業会計の貸借対照表に計上されている「未精算金」は、一般会計が負担することになっている仮勘定である。本来は、土地造成事業会計で負担すべきではないものである。しかも、その具体的内容は、「長期立替金」及び「土地売却損」であるから、「未精算金」という「仮勘定 (SUSPENSE ACCOUNT)」を使用するのは、公営企業会計での公表の方法としても不適切である。

**指摘事項**

投資勘定で、「未精算金」という不明確な勘定を使用するのは、会計処理及び企業内容の公表上不適切である。この未精算金の具体的内容は、「一般会計への長期立替金 10 億 25 百万円」、「一般会計に付け替えるべき土地売却損 19 億 39 百万円」である (p139)。

**(4) 時効の中断処理はとられているか。**

ほとんどの部局で時効中断の手続がとられている。なお、私法上の債権では、時効期間が経過しているにもかかわらず、「時効の援用」がないことを理由にして、償却処理 (不納欠損) が放置され、滞留債権が増加している場合が多い。

**(5) 債権が無利子とされるのはどのような場合か。**

国による政策的な制度融資で、調達資金が無利子である場合、県は無利子で転貸融資をする。

このような制度以外では、県独自の判断で、貸付先の財政状態を勘案して、政策的に無利子へ条件変更される場合がある (財団法人広島県農林振興センターへの貸付金など)。

#### 4 利子の管理手続

##### (1) 貸付利率は妥当か。

産業資金に対する貸付金に対し、利子が発生することは当然の経済行為である。ところが、県の制度では、無利子貸付が目立つ。このため、「利回り」の概念が欠如している。この場合は、利子生み資本として投下された貸付金が、大きく毀損している事実が放置されている。なお、社会的弱者等に対する生活資金等への支援は、社会的な意義がある限り、「無利子・無担保・超長期」の条件であっても問題がないのは当然である。

ア 商工労働局の「高度化資金」において、たとえ有利子貸付の場合であったとしても、利子のほとんどは独立行政法人中小企業基盤整備機構が受取り、県は僅かの利子しか受取ることができない。

また、無利子貸付が全体の3分の2であることを考慮すると、この「高度化資金」は、利鞘がほとんどない仕組みになっている。このように僅かな（“すずめの涙”ほどの）利鞘では、少数の貸付先の破綻があった場合でも、この会計は、赤字に転落し、大きな損失のみが残ることになる。

意見

「高度化資金」は、県にとって、リスクのみ大きい貸付制度であり、この制度の仕組みが時代の需要にミスマッチとなっていることも考え合わせると、この貸付制度そのものの休止を考える必要がある（p76）。

イ 商工労働局の「高度化資金」では、平成21年度末現在、元金が全額入金になっているにもかかわらず、債務者の財務資力が不明であるとして、未調定となっている違約金が、3件で計5億90百万円ある。そのうち1件は元金完済後、既に3年が経過している。

意見

「高度化資金」において、元金が返済され、違約金がある場合、速やかに違約金の調定を行うという原則的な手続は、遵守されなければならない（p77）。

##### (2) 利子免除の場合の手続と判断基準は妥当か。

債務者の「区分」が債権評価に結びついていない。税務処理上、一般の取引業者の貸付金であれば、破綻先から破綻懸念先に対し、6ヶ月間の利子の回収がない場合は、「利息不計上」とする扱いがある。また、金融機関の貸付金（貸出金）であれば、2年以上で「利息不計上」とされる。県では、こうした貸付先の財務体力に応じた利子免除の判断基準がない。



### (3) 未収利子の回収可能性は検討されているか。

調定を受け収入未済となった未収利子に対しては、金額は把握されているが、期末に回収可能性の評価はなされていない。

例えば、財団法人広島県農林振興センター貸付金に対する未収利子は、平成 21 年度末で 104 億 69 百万円であるが、このうち、平成 18 年度以降の新規発生利子が無利子化された平成 17 年度までの貸付実行分に係る未収利子 104 億 23 百万円については、金額が固定されている。この金額が固定された未収利子も、回収条件が、将来の 30 年後又は 60 年後に設定されているため、歳入の調定対象とはならない。当初、利子については、事業担当部局で、適切に把握しているが、収入未済とならないので、県の債権としては認識・計上されていないと判断していた。

ところが、地方自治法第 233 条第 1 項及び同施行規則第 116 条第 2 項の定めに従って調製される「財産に関する調書」には、翌年度以降に調定され収入されるべき確定債権を計上することという事が判明した。

#### 意見

将来、県の歳入となる未収利子のうち、翌年度以降に調定され収入されるべき確定債権については、県有財産である債権として、資産計上する必要がある (p 86)。

### (4) 遅延損害金の算定方法と請求は妥当か。

遅延損害金を県では「違約金」と呼んでいる。これは、回収期日から遅延した日数に応じて、例えば、商工労働局の「高度化資金」では、10.75%の率で計算される。元金が完済されて初めて、具体的な請求権が発生する。元金が完済されなければ、あるいは償却処理（不納欠損）がなされなければ、永遠に帳簿外の請求権となるだけである。

#### 指摘事項

規定では、明確に徴収義務を規定しているにもかかわらず、教育委員会では、違約金を請求していない。実際に徴収できるか否かは別として、滞納者には違約金の請求を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである (p97, p100, p105)。

#### 指摘事項

放置違反金は公法上の債権であるにもかかわらず、警察本部では遅延損害金を徴収していない。ごね得を助長するきらいがあり、公平性に欠けることから、何らかの対応を検討するべきである。

#### 指摘事項

県営住宅事業では、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第 2 条によると、

未納金額につき年 14.5%の延滞金を徴収すると定めている。社会的弱者を金銭的に追い込むべきではないと言う政策的配慮から、実際の運用では、延滞金の請求を行っていない。条例の規定に従って延滞金の請求及び徴収を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討すべきである（p143）。

## 5 債権保全手続

### (1) 規定（マニュアル）の内容は妥当か。

担保評価について、比較的貸付制度が整備されている「高度化資金」でも、貸付実行時における評価基準は整理されているものの、貸付実行後の条件変更が行われた場合などの評価基準は未整備である。

意見

担保評価は、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を考慮して、合理的根拠がある場合を除いて、少なくとも「評価額」の70%以下の掛け目を使用するよう、規定の改正を行うことが望ましい（p79）。

### (2) 担保の徴求は妥当か。

ア 「財団法人広島県農林振興センター貸付金」、「広島県土地開発公社貸付金」、「広島高速道路公社貸付金」に無担保融資の事例がある。

「広島県債権管理事務取扱規則」第11条第1項では、「債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権を保全するため、法令その他の規定又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じて増担保若しくは保証人の変更その他担保の変更を求める手続をしなければならない。」と規定している。

県の説明によると、「広島県債権管理事務取扱規則」には、債権保全のために担保の徴求が必要であるか否かの判断の基準についての記載がなく、担保の必要性の有無については、地方自治法施行令第171条の4第2項に「普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押もしくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。」とあることから、この規定により無担保融資とされたものであり、「広島県債権管理事務取扱規則」第11条に反するものではないとの見解である。

債権の性格上、担保の徴求が必要でない場合もありうるが、その必要性の有無については、十分な検討が必要と思われる。

意見

無担保融資については、債権を保全する必要性がないことに対する検討過程の記録を残しておくことが必要である（p87,p93,p96）。

イ 貸付対象物については、原則、第1順位の担保を設定している。抵当権（根抵当権も含む。）の設定は妥当である。

ただし、広島県私学振興資金貸付では、第2順位の設定がなされていたため、無配となっている。

**(3) 第三者対抗要件としての登記がなされているか。**

適正に行われている。

**6 債権評価手続**

**(1) 期末債権の評価は会計年度末に実施されているか。**

期末の一定時期に「資産評価（valuation）をする」という概念が、商工労働局を除いて、県全体で全く存在しない。収入未済も含めて、貸付金に対する期末評価手続を実施することが必要と思われる。

意見

収入未済のみが回収可能性の検討を要する債権と判断している県の会計指針は、バランスを欠くものである。

貸付金の回収可能性は、調定を受けていなくとも、期末に存在するすべての債権に対して検討が加えられる必要がある。特に「収入未済となっていない貸付金」に対する期末評価手続（回収可能性の検討）は、毎年、会計年度末に担当者によって実施され、財務部財政課に報告する制度を確立する必要がある（p51）。

**(2) 期末債権の評価基準は設定されているか。**

「償却・引当の基準」は存在しない。何故なら、県では、債権を評価するという会計慣行が存在しないためである。

ア 現在、県は、「償却・引当の基準」ではないが、平成12年度の包括外部監査の「未収金は、金額、発生原因別に分類し、その分類に応じた回収方法を検討されたい」<sup>5</sup>と言う県の包括外部監査人の指摘事項に基づき、以下のカテゴリー区分を行っている。

**【カテゴリー区分】**

カテゴリー1 . . . 納付催促や法的措置により回収の見込みがあるもの

（例：分納中（遺族等による分納含む。）、交通事故、その他カテゴリー2及び

---

<sup>5</sup> 広島県包括外部監査人 大上賢治 「平成12年度 包括外部監査結果報告書 病院事業」 pp.5~6

3以外)

カテゴリー 2 . . . 回収は容易でないもの

(例: 死亡, 住所不在, 生活保護)

カテゴリー 3 . . . 回収不可能, ほぼ不可能

(例: 自己破産, 相続放棄, 医療過誤, 身元不明死亡者)

イ 商工労働局では, 債権を「正常債権」, 「条件変更債権」, 「滞納債権」と区分しているが, それに応じた債権の評価は行っていない。

なお, 銀行等では, 信用格付けをもとにして, 債務者をその状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つ等に区分し, 債務者区分に応じた債権の評価(貸倒引当金の計上)が行われている。

意見

県全体で行っている「カテゴリー 1, 2, 3」という債務者の区分及び商工労働局での債務者の区分である「正常債権, 条件変更債権, 滞納債権」は, 資産評価に結びついていない。債務者の区分に応じた債権の評価を行い, 債権の回収可能性を評価する制度の確立が必要である (p80)。

### (3) 貸倒引当金の設定がなされているか。

貸倒引当金(「回収不能見込額」と同義)の概念が公営企業でも存在しない。これは「退職給与引当金及び修繕引当金以外の引当金を設けることができない」という記載上の注意に従っているためである。ところが, 県は, 平成 20 年度の普通会計の貸借対照表から「賞与引当金」「損失補償等引当金」「投資損失引当金」を新設し, さらに, 「回収不能見込額」としての貸倒引当金を計上している。公営企業単体の決算には, 貸倒引当金は計上されていないが, 企業会計を採用している以上, 「発生主義の原則」に従って, 貸倒引当金を計上することが望まれる。

### (4) 金利の要素を加味して, 割引現在価値で評価されているか。

昨年の包括外部監査でも同様であったが, 30 年間無利子で資金を貸付けても, 元本が保証されるなら問題はないという感覚の県職員が大半である。7%の金利の預金を 10 年間金融機関に預けると複利では, 約 2 倍の預金残高になる。これの逆を考えれば, 10 年間無利子であれば, 現在の預金は時間的価値を考慮すると約半分の価値しかないということである。

このように, 経済行為の判断基準として重要な割引現在価値という概念は, 農林水産局管轄の財団法人広島県農林振興センターの事業報告書に記載がある「立木評価額」を除いて, 県には存在しない。県の貸付担当者及び債権管理者は, 「今日の 100 円と 30 年後の 100 円は同じ価値なのか。」ということを肝に銘じるべき

である。資金の貸付・回収に関しては、時間価値を考慮することが必要である。

## 7 債権回収手続

### (1) 債権回収部門は組織上、明確になっているか。

教育委員会等を除いて、ほとんどの県の組織では債権回収部門は独立していない。なお、県全体の債権回収の取組みに対しては、平成19年度から、「広島県債権管理会議」が設けられている。ただ、これが、十分に機能を果たしているかについては、疑問がある。

#### 意見

「広島県債権管理会議」は、収入未済の回収の効率化に特化しているだけで、貸付金を包含した県単体及び県出資法人を含めた債権管理の合理的かつ体系的な改善会議が行われているとは言えない。また、開催頻度も年1回から2回であり、討議される時間もほとんど1時間以内である。このような状況では、債権管理会議の存在意義がないのではないかと思われる。内容を一新して、実務者レベルの実りある意見交換を行うことが必要である（p51）。

### (2) 回収担当者の経験年数は妥当か。

税務部門、健康福祉部門を除いて、経験年数が3年以下の職員が多く、経験不足は否めない。

### (3) 債権回収マニュアルは作成されているか。

ほぼ、全部門で独自に作成されている。

### (4) 「滞留債権（OLD BALANCE：オールド・バランス）」の回収事務は妥当か。

過去のバブル時代の遺物として大量に不良債権を抱えて回収事務が煩雑になっている商工労働局、国から多額の奨学金を移管されたため、将来、不良債権を抱える危険のある教育委員会、少額かつ多額の滞留債権を抱える病院事業会計では、債権回収業務は、非効率となっている

ア このような状況に対応するため、県は滞留債権の回収に関して、民間の債権回収の専門会社である「サービサー」の活用を行っている。後述する「第6 個別債権（収入未済を含む。）の概要と手続」の貸付金制度では、商工労働局の「中小企業支援資金貸付金」、教育委員会の「広島県高等学校等奨学金貸付金」、病院事業会計の「県立病院」の合計3部門でこの制度が採用されている。なお、サービサーは、我が国では、現在、約100社が設立されている。債権回収業務は弁護士の独占業務であるが、これの例外として、資本金5億円以上で弁護士

1名以上を取締役にすることを条件に法務省の認可を受けて設立されている。なお、県が採用したサービサーは、ニッテレ債権回収株式会社【県立病院】、日立キャピタル債権回収株式会社【商工労働局】、ジャックス債権回収株式会社【教育委員会】である。

しかしながら、この県における活用は、不十分と思われる。サービサーの活用については、「効率性」が第一の利用目的であると思われるが、商工労働局の中小企業支援資金貸付制度及び病院事業会計でも説明するように、その効果は、効率的であるとは言えない。また、教育委員会で見ると、ある程度の「効率性」は認められるものの、そもそも地方自治体がこのような手段を本来とるべきなのかという「公共性」の観点からも、その活用を再検討する必要がある。

#### 意見

民間のサービサーの活用に代わって、県全体の不良債権の回収を専門的・集中的に担当する債権回収部門を新設することも検討する必要がある。具体的には、県の組織の中に「県版サービサー」とも呼べる部門を新設することである。現実には、多くの金融機関を参考にすると、回収が困難な債権が発生した場合、通常の営業店から分離して専門的な回収管理を行う部門に債権を移すことが制度化されている。正常な債権回収過程から逸脱した債権は、通常の回収管理者では手に負えないことが多い。県の組織でも、法律や会計に詳しい専門家を養成し、粘り強い回収手続を行うことが必要と思われる（p82,p105,p133 参照）。

イ 財団法人広島県農林振興センター貸付金の回収は、以下の事由によりこれから本格的に行われる予定である。分収造林契約では、森林の伐採による代価で、借入金を弁済する計画であるが、この伐採は、毎年行われるわけではない。例えば、ヒノキの場合では、植栽を終了して伐採をするまでの期間は、70年の長期にわたる。植林して40年になると、第1回目の利用間伐が行われ、その15年後に第2回目の利用間伐が行われる（植林後55年）。そうして、最終的に70年後に主伐が行われ、資金が回収されることになる。これに対し、資金の償還計画は、平成28年度から平成57年度の30年間、毎年約10億円程度の元利息金を弁済することになっている（元金213億61百万円、利子104億69百万円の合計318億30百万円）。したがって、森林の売却による資金の回収は、植林後40年後、55年後及び70年後なのに、弁済は、30年後又は60年後に行わなければならないという矛盾を含んだ弁済計画になっている。

#### 意見

県は、先ず、減損会計による森林経営勘定の資産の時価評価を具体的な最新の資料に基づき再計算し、分収造林による回収資金を正確に見積もる必要がある。

平成 21 年度末の立木の時価評価は 248 億円となっているが、これの計算過程を見直す必要がある。この算出根拠は、現在までに、経営改善策として実施されてきた分収割合の変更や長伐期化等の取り組みが反映されておらず、将来の伐採計画等と不整合となっており、現状を反映しているとは思えないからである。次に、ミスマッチとなっている回収資金の回収金額と回収時期に合わせて、財団法人広島県農林振興センターに対する貸付金の償還金額と償還時期の条件変更を行う必要がある。そうして、最後に、資金の不足する金額を確定する必要がある。この不足資金は、株式会社日本政策金融公庫からの借入金に対して損失補償を行っている県が負担する可能性もある。それゆえ、平成 20 年度決算において、損失補償等引当金として想定している 124 億円が今後も妥当かどうかの検証も早急に行う必要がある。

いずれにしても、この財団の借入金償還原資とこれに対応する県の貸付金の回収時期のずれは、大きな矛盾をはらんでおり、現状のままだと、資金ショート発生の確率は非常に高いと思われる。特に、貸付金の「適切な弁済計画」を策定することの必要性は、昨年度も、「包括外部監査の意見」で指摘した（p90）。

#### ウ 県税の収入未済に対する意見

##### (ア)直接徴収制度の当面の課題について

###### 意見

直接徴収制度の採用については、平成 21 年度の三原市、竹原市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市及び熊野町の 8 市町にとどまらず、広島県全 23 市町すべてで行うべきであり、特に、個人住民税の 46%を占める広島市と 8%を占める呉市の参加が望まれる。

広島市は、県に要請しなくても自己で徴収できるとしているが、お互いの税収確保に有効な方法である以上、協力して税収確保に努めるべきであり、県もそのように働きかけるべきである（p125）。

##### (イ)地方税滞納整理機構について

###### 意見

地方税滞納整理機構の設立は、全国レベルの流れであり、広島県においても 23 市町のうち 17 市町が前向きな意向を示している。

地方税滞納整理機構の設立により、県や市町は役割分担をすることで滞納整理事務を計画的かつ効率的に実施することができる。また、現在の直接徴収制度においても、職員育成と税収確保に取り組み、実績も上げているところでもあるが、地方税滞納整理機構が行う研修や個別相談などの対応、地方税滞納整理機構に派遣されていた職員が県や市町に戻り徴収技術を伝えることなどによって、県や市

町の徴収組織や担当職員の資質向上がより期待でき、これらの相乗効果と滞納処分などに特化した専門組織である地方税滞納整理機構の直接的効果により滞納整理が促進されることも期待できる。

直接徴収制度も、一定の成果が認められ有効な制度であると思われるが、滞納整理事務のより効率的な効果が期待される全県型の地方税滞納整理機構の設立が望まれる（p126）。

#### （ウ）全国平均より収入率が低位の税目についての原因分析について

##### 意見

県としては、個人事業税及び法人事業税についての収入率が全国的にみて低位の原因分析は行っているが、その原因分析は十分に説得性の得られる結論とはなっておらず、県の収入率が全国的に見て「何故低位なのか。」という問いに対して、十分な回答となっていない。原因分析は、問題解決のために、最初に行うべき重要な検討項目である。厳密な原因分析を行い、収入率アップに結び付く方針を打ち立てることを望む。

ここ数年間、個人事業税をはじめ法人事業税、不動産取得税等が全国平均より低い収入率で推移している理由は、これら低位に推移している原因分析が十分な結論に至っておらず、有効な対応策がとられていないためだと思われる（p127）。

#### （エ）個人事業税の一括納付について

##### 意見

県における個人事業税の納期は、8月及び10月の2回納付を原則としつつも、一括納付を希望する納税者には、8月に一括納付できるよう納付書を作成し送付するほうが良いと思われる。8月に資金繰りは良くても、10月には悪化することもあり、一括納付できるようにすれば、より一層の徴収率アップにつながると思われる（p127）。

#### （オ）コンビニ納付の拡大について

##### 意見

コンビニ納付の導入により、金融機関や税務署の窓口が開いてない夜間や休日においても納税が可能となるほか、従来の約4万箇所の金融機関に加え、4万箇所を超えるコンビニでの納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られることになると同時に、県税の収納の確保に資することができると考えられる。

県では、他の税目についても検討しているところであるが、現在自動車税のみがコンビニ納付の対象となっている。

自動車税に限らず、国税と同様、賦課課税方式による個人事業税・不動産取得



税や督促・催告を行う場合、確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合においても、コンビニ納付を可能とすべきではなからうか。

また、個人住民税の普通徴収についても、県は徴税主体ではないが、コンビニ納付が可能となるよう県内の市町に働きかけることが望ましい(p128)。

(カ) タイヤロックの使用について

意見

県では現在タイヤロックの器械を10台保有しているが、その使用頻度はごくわずかである。使用者と保有者が違うなど即実施できるケースは少ないとはいえあまりにも使用頻度が低い。

マスコミなどに取り上げてもらい宣伝効果をそれなりに狙っているようではあるが、実施頻度を高め、滞納者に厳然と対処する姿勢をみせることが徴収率アップのためには重要なことである。滞納予備軍に対しても牽制効果があると思われるため、タイヤロックの実施頻度を高め、有効に活用することが望ましい(p128)。

**(5) 回収条件から逸脱して、一部入金(内入れ入金)となっているものはないか。**

商工労働局の「高度化資金」など中小企業支援資金貸付金の分野が特に多い。民法の原則では、「費用、利息、元本」の順に充当されるが、県の多くの部局では、元金から充当されることが多い。費用、利子の発生を減少させるためである。なお、母子寡婦福祉資金貸付金のみ、充当順序は、元金、利子のいずれを優先させても構わないことになっている。元金と利子の合計額に違約金が付くためである。

**(6) 回収遅延となっている債権に対して督促は行われているか。**

各部局において、督促は頻繁に行われている。

**(7) 回収・交渉記録は、整理されて、残されているか。**

商工労働局の制度では、条件変更がある場合のみ記録がファイルに残る。これが古くなると、本庁の書庫に搬入されてしまう。このため、継続的な回収・交渉記録が引き継がれない態勢となっている。

継続的な貸付案件について、引継ぎ事項が「一表」で要約される資料が必要である。

**(8) 一件書類として個別案件は整理されて保存されているか。**

商工労働局での書類整理は体系化されていない。特に、当初の貸付から回収までの時系列的な流れの概要が整理されていない。

書類のファイリング方法は、「年度管理」を原則にしているが、過年度の貸付実行時から現在に至るまで、時系列的な一貫性を持った貸付先ごとのファイリングがなされていない。このため、長期の貸出事案では、年度が替わると、過去の重要な資料が地下倉庫に保管され、資料の検討が連続性をもって行えない場合が発生している。

意見

貸付時の経緯やその後の回収状況等を貸付先ごとにファイリングすることが債権回収の適切な管理には必要である。「連年管理」が行えるようにファイリング方法を再検討する必要がある（p82）。

## 8 償却処理手続

### （1）引当金の設定条件があるか。

財務部財政課では、県の貸借対照表等を作成するための基準をもっているが、県の各部署には、貸倒引当金（回収不能見込額）の概念が存在しない。

年度末に、資産評価を実施するに当たって、貸倒引当金の予想金額を算定し、これを県の財務部財政課に報告するシステムを確立することが望まれる。

新地方公会計制度によって導入された普通会計の平成20年度の決算は、地方自治法に基づく強制的な決算ではないものの、「損失補償等引当金」が151億円計上されている。これは主として、農林水産局の所管である財団法人広島県農林振興センターの損失補償に対する損失が将来発生する可能性が高いため、この財団に融資を行っている株式会社日本政策金融公庫等に対して、総務省の基準により、県が代位弁済を行う金額を予想しているのである（財団法人広島県農林振興センター124億円、広島県信用保証協会27億円）。

意見

県は、総務省の基準により、新地方公会計制度による普通会計の貸借対照表で「損失補償等引当金」を計上しているが、昨年の包括外部監査でも指摘したように、少なくとも、その計上根拠を注記することが望まれる（p147）。

### （2）償却処理（不納欠損）の基準は明確か。

すべて法的な基準で償却処理を行っている。経済的な実質に基づき、会計処理を実施する発想はない。

回収努力を行ったにもかかわらず、客観的に回収不能と判断される債権についても、時効期限が到来していなければ、債権者、連帯保証人、相続人のいずれも存在しない場合でないと、議会の議決を得た償却処理（不納欠損）ができない。

特に相手先の債務弁済能力なしと判断して行う「徴収停止」の処分は、明らかに回収可能性がない債権に対して、積極的には債権回収事務は行わないという内部

的整理の方法であり，法的効力を残すための形式的な処理にすぎない。

意見

客観的に回収不能と判断されるが，債権者，連帯保証人や相続人が存在しているため，償却処理（不納欠損）されていない債権を県の債権として毎年表示することは，誤った数値を県民に公表することになる。現在の規則等にしばられた償却処理（不納欠損）ではなく，一般の企業会計に準じた方法での償却処理（不納欠損）を行うべきではなからうか（p83）。

### （３）備忘価額で管理されている債権はあるか。

法的な処理ですべての債権が償却処理（不納欠損）されるので，1円などの備忘価額で処理される債権はない。ただし，「徴収停止」処分が採られた場合，少額の債権が取り立てられずに永久に残高が残る可能性がある。

### （４）償却済み債権の管理方法はどうか。

法的な処理ですべての債権が償却処理（不納欠損）されるので，償却済み債権からの取立益などが発生する余地はない。

### （５）債務免除とする場合の基準はあるか。

私法上の債権では，「県議会の議決」，「履行期限の延長による県知事の決裁」の２種類によって債務免除が行われる。公法上の債権は，時効の中断がなければ，時効の到来により債権が消滅する。

ア 母子寡婦福祉資金貸付金は，私法上の債権であるから，債務者等の時効の援用を待っていたのでは，永遠に不良債権の償却処理（不納欠損）はできない<sup>6</sup>。

なお，この貸付金制度では，平成 22 年 12 月の県議会で債権放棄の議決を得て，約 2 百万円の償却処理（不納欠損）を行っている。

意見

法人税基本通達 9 - 6 - 3（一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ）の取扱いがあるが，これを参考にして回収事務の効率性を改善すべきであり，客観的に回収不能と判断される債権については，議会の議決を経て償却処理（不納欠損）を早期に実施することが必要である（p64）。

イ 病院事業会計では，平成 18 年以降，償却処理（不納欠損）を行っていない。

<sup>6</sup> 広島県包括外部監査人 水中誠三「平成 10 年度（平成 11 年 1 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日）包括外部監査結果報告書 広島県の普通会計における債権管理事務等」p41

これは、平成 17 年 11 月 21 日の最高裁判例で、公立病院で行われる診療報酬の債権は、地方自治法第 236 条第 1 項の公法上の債権ではなく、民法第 170 条第 1 号の私法上の債権とされたため、県は、議会の議決もしくは時効の援用により償却処理（不納欠損）を行わざるを得なくなったためである。

#### 意見

債権者等による時効の援用を待っていたのでは、滞留債権は、永久に増え続ける結果となる。県議会の議決を得て、債権放棄を行い、滞留債権を直接償却することが最も望ましい（p134）。

ウ 土地造成事業におけるヴィーナ製薬株式会社（旧ガラニン製薬株式会社）に対する収入未済については、私法上の債権であるため、時効は 10 年である。法的には、時効の援用が必要であるため、相手が不存在であるこの事例では、「債務者が、時効の完成を利用する。」という意思表示が得られないため、償却処理（不納欠損）は実施できないというのが県の回答である。

#### 意見

回収不能が明確な私法上の債権に関しては、法的な時効の完成を待たず、早期に議会の議決を経て、償却処理（不納欠損）を実施することが望ましい（p140）。

エ 県は、広島県債権管理事務取扱規則第 21 条の 2 第 2 項の規定により、社団法人広島県専修学校各種学校連盟に対し、債務免除を行っている。すなわち、「前項の規定（当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る延滞違約金その他の徴収金を免除するための手続をとるものとする。）は、第 18 条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行期限の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態であることに基づいて当該履行期限の延長の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件とするものとする。」という規定に基づき、知事の決裁で債務免除を行ったものである。なお、この手続では県議会の議決は不要である（地方自治法施行令第 171 条の 7 第 3 項）。こうして、この債権は、平成 10 年 4 月 1 日と平成 11 年 4 月 1 日に履行延期されて以来、ようやく、10 年後の平成 21 年 4 月 1 日に元利金 21 百万円が償却処理（不納欠損）されている。

#### 意見

広島県私学振興資金貸付金における転貸融資の場合、本来は、直接融資を行った社団法人から資金を回収すべきであるが、第三債務者である転貸先が無資力で

あるとして、履行期限の延長手続を採っている。この手続を採用すると、調定がなされないため、不良債権は収入未済として認識されない。県の財産である債権として計上されたままであるため、債権評価の手続がないと、この事例のように償却処理（不納欠損）も大幅に遅延する。このような場合は、履行期限の延長手続をとるべきではなく、県議会の議決によって早期に償却処理（不納欠損）を行うべきであったと判断される（p131）。

## 9 損失補償・債務保証の管理・報告手続

### （1）簿外債務の管理方法は妥当か。

各部局が個別に損失補償金額・債務保証金額を台帳で管理している。県全体の金額を補足できるのは、財務部財政課のみであるが、平成20年度の普通会計における注記情報の「債務負担行為」の合計金額と「債務負担行為明細表（平成20年度）」は、一部に錯誤があり、不一致となっていた。

また、平成21年度の「対象とする損失補償・債務保証」の一覧表を作成するに当たって、土木局に「平成21年度末の債務保証の限度額と実際の残高」の一覧表の提出を依頼した。後日、この資料と県がインターネットで公表している「広島県の財政状況」のIR（investor relations）資料（平成22年11月7日公表）で平成21年度の保証債務残高を確認したところ、すべての残高が不一致であった。理由は、提出された資料はにつき貸付先の借入残高との検証が行われておらず、債務保証残高の把握が不十分であったことによる。

#### 意見

資産の毀損部分が損失に転化するだけでなく、簿外債務も損失になる可能性があり、県民にとっての損失負担は両面から検討される必要がある。この点、将来、損失に転化する可能性のある簿外債務の管理方法は、適切であるとは言えない。これを改善するためには、インターネットで年2回公表される「広島県の財政状況」で県民に債務負担行為の明細を公表することが望ましい。こうした財務情報の公表があれば、県の簿外債務に対する管理体制に緊張感が生れ、管理精度が向上するものと期待されるからである（p151）。

### （2）情報開示手続は妥当か。

ア 約8兆円に上る共同発行地方債の発行団体には、広島市も発行体として加入している。これらの35地方公共団体は、「連帯保証」を行っているわけであるから、県と広島市は、運命共同体である。地方財政の破綻があれば、連帯保証人として、主たる債務者に代わって債務を弁済するリスクを負う。

#### 意見

共同発行地方債で、県は、広島市及び多数の地方自治体と連帯保証契約を締結

しており、他の地方公共団体の財政状況が悪化した場合は、県が債務を負うことになる。基本協定で他団体の損失負担は負わない契約を締結しており、償還に備えての積立も実施されているため、県が現実的に債務を負う可能性は低いものの、この連帯保証契約締結の存在を、県民に積極的に公表することが望まれる(p146)。

イ 債務負担行為のうち、損失補償・債務保証の履行の判断は、県が損失補償・債務保証をしている県出資法人の財政状態を的確に判定できる財務情報の提出があってこそ、県民は適切な判断することが可能となる。現在の県出資法人の財政状態は、取得原価主義に基づき評価が行われているが、取得原価主義の範疇にある減損会計の適用は、完全に実施されていない。そのため、「形式上の債務超過」にある県出資法人は、昨年 の 包括外部監査でも指摘したように1団体があるだけである。ところが、減損会計は、固定資産に対して資金の回収可能性を考慮する判断を行うため、時価での評価が必要になり、「実質的な債務超過」が判明する場合がある。「実質的な債務超過」の情報が、県民に公表されていないため、当然、県民は、県が損失補償・債務保証を履行する可能性はないと判断せざるをえない。資金繰りの良し悪しは、「形式上の債務超過」ではなく、「実質的な債務超過」で判断すべきなのに、この情報は全く県民に公表されないのである。

このことを踏まえると、財団法人広島県農林振興センターについては、分収林事業が長期に及ぶことから、固定資産(森林経営勘定)に関する財務情報を適切に開示することが求められる。

#### 意見

県は、「経営情報説明資料」等により県出資法人の経営状況について、情報公開を行っているところであるが、財団法人広島県農林振興センターについては、県民に適切な情報を提供するために、県出資法人の資産の回収可能性を適正な会計処理によって再評価し、「実質的に債務超過かどうか。」、さらに「県の損失肩代わり(損失補償)の可能性はあるかどうか。」等、資産の回収可能性について、よりわかりやすく伝達できるよう、懇切かつ丁寧な財務情報を県民に提供する必要がある(p152)。

## 第4 債権

### 1 概要

#### (1) 県の有する債権の金額

##### ア 普通会計に含まれる債権の金額

平成 21 年度末の県の単体の財産は、「平成 21 年度広島県歳入歳出決算審査意見書」によれば、「第 4 財産」として、「1 公有財産（土地及び建物、山林、その他の公有財産）」、「2 物品」、「3 債権」、「4 基金」として分類され、それぞれの期末残高が公表されている。このうち、「金額ベース（円による金額表示）」で判明するのは、公有財産のなかの「有価証券」と「出資による権利」、「債権」、「基金」のみである。「公有財産」等は、「面積（㎡）」、「個」等で公表されるだけであり、「金額ベース」での公表数字は県単体では不明である。また、この「財産」は、正確には、「一般会計と特別会計」に属する財産に限定されていることに留意する必要がある。

現行の自治体決算は、財産に関する情報は、「財産に関する調書（地方自治法第 233 条第 1 項及び同施行規則第 116 条第 2 項）」で必要最低限の情報開示を法的に定めているため、このような「金額表示」と「物量表示」の混在が見られるのである。<sup>7</sup>なお、インターネットで年 2 回公表される「広島県の財政状況」（最新のものは、平成 22 年 11 月 30 日に公表されている。）では、重要な財産である「債権」の公表が洩れている。県の手続ミスと思われる。

したがって、このような資料を県民に示しても、「豚 1 頭」と「キャベツ 1 個」を加えて、「2 個」であるという「意味不明のたし算の結果」でしかなく、県の財産の総額は分からないのである。換言すれば、県民は県の財産を測る共通の物差しを与えられていない結果となっている。

ただし、時点は異なるが、平成 20 年度の財産の金額は確定できる。平成 22 年 5 月 19 日付けで、平成 21 年 3 月末決算から約 1 年以上遅れて、【新地方公会計制度による「広島県の財務書類（平成 20 年度決算ベース）」の概要について】が、広島県のホームページで公表されている。県の貸借対照表を含む財務書類及び連結財務諸表は、複式簿記に基づく本格的な連結財務諸表を作成する総務省の「基準モデル」に基づき、平成 23 年度から作成される予定であるが、これに先立ち「総務省方式改定モデル」の作成方法により作成されたものである（なお、平成 21 年度の財務書類及び連結財務諸表は、これを執筆している平

<sup>7</sup>醍醐聡 編著 「自治体財政の会計学」 発行 新世社 発売 サイエンス社 2000 年 9 月 25 日 初版 p27

成 22 年 12 月 28 日現在，未公表である。）。<sup>8</sup>この資料では，「普通会計の貸借対照表（概ね一般会計と特別会計の合計であり，公営企業会計を除く範囲を対象とした貸借対照表と考えてよい。）」と「連結貸借対照表（これは，「普通会計」と「公営企業会計」を併せた県単体の貸借対照表と主要な県出資法人 26 団体の貸借対照表を併せた範囲を対象とした貸借対照表と考えてよい。）」が作成されているので，これを参照することによって，想定されるおおよその県の財産金額が判明する。

再度，上記の内容を確認する。

一般会計 + 特別会計 = 「普通会計の貸借対照表」

ところが，「公営企業会計」も県の財政単位であるので，県単体の貸借対照表を構成することになるが，これを含めた貸借対照表は公表されていない。これは，他の県との比較が可能な「普通会計」で会計単位を集計することを優先しているためと思われる。また，連結貸借対照表の会計単位は，以下のように構成されている。

普通会計の貸借対照表 + 公営企業（4 企業）の貸借対照表 + 県出資法人（26 団体）の貸借対照表 = 「県と県出資法人を含めた連結貸借対照表」

昨年の監査で指摘したとおり，複式簿記による「連結決算」は平成 23 年度から採用される予定であるが，時価と取得価額が混在するという評価上の問題を含むものの「県有財産の金額」が明確になることは好ましいことである。

---

<sup>8</sup> 県の連結バランスシート導入過程については，広島県包括外部監査人 稲田正司 「平成 21 年度 包括外部監査結果報告書（広島県及び県出資法人の資金運用）」pp.17～18 を参照



普通会計の貸借対照表（概算）

平成 21 年 3 月 31 日現在

（単位：億円）

公共資産		固定負債	
有形固定資産	40,350	地方債	18,200
売却可能資産	55	長期未払金	77
投資等		退職手当引当金	3,045
投資及び出資金	1,740	損失補償等引当金	151
投資損失引当金	23		
貸付金	1,180	流動負債	
基金等	998	翌年度償還予定地方債	1,700
長期延滞債権	79	賞与引当金	167
回収不能見込額	42	その他	35
流動資産		負債合計	23,400
現金預金	1,280		
未収金	45	純資産合計	22,200
回収不能見込額	2		
資産合計	45,600	負債・純資産合計	45,600

（注） 翌年度支払予定退職手当 339 億円は、長期の「退職手当引当金」に組替えている。  
 なお、概要を把握すればよいための、金額も正確な金額ではなく、桁を丸めた概算金額である。したがって、合計金額等は、一致しない。また、 は、マイナスの意味である。

<注記の抜粋>：以下の注記情報の説明は、「第 7 将来損失」で行っている。

【債務負担行為に関する情報】

- ・ 物件の購入等 465 億円
- ・ 債務保証又は損失補償 7 兆 582 億円（うち、「共同発行地方債」に係るもの 6 兆 8,300 億円）
- ・ その他 313 億円

用語の説明：「共同発行地方債」は正式には「共同発行市場公募地方債」と呼ばれ、地方財政法第 5 条の 7 に基づき 35 団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行するものである（平成 22 年 8 月 5 日現在）。平成 15 年 4 月から毎月発行されている。また、発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還が行われるよう、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形でファンドを設置している。

【発行団体】北海道，宮城県，福島県，茨城県，埼玉県，千葉県，神奈川県，新潟県，長野県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，岡山県，広島県，徳島県，熊本県，大分県，鹿児島県，札幌市，仙台市，千葉市，川崎市，新潟市，静岡市，京都市，大阪市，神戸市，広島市，北九州市，福岡市（以上 23 県，12 市：35 団体：平成 22 年 8 月 5 日現在）

上記の貸借対照表に関連して，財務部財政課から入手した資料で債権に係わる内容を補足する。

県は，不良債権として，長期延滞債権 79 億円のうち，42 億円が存在し，更に，未収金のうち「回収不能見込額」2 億円の資産が毀損する可能性が高いと予想していることが分かる。

併せて 44 億円の資産に価値がないと判断しているわけである。更に加えて，損失補償等引当金 151 億円が債務として計上されている。これは，近い将来，県が負担する可能性の高い債務が 151 億円存在しているという意味である。したがって，県は，平成 21 年 3 月末時点で 195 億円の損失の可能性を抱えていると貸借対照表上でデータを公表しているのである（この具体的な内容については，「第 7 将来損失」で説明する。）。

## イ 公営企業会計に含まれる債権の金額

以上に加えて，先述したように正確な県の債権には，公営企業に係るものも存在する。すなわち，以下の 4 公営企業会計に係る債権である。

「病院事業会計」，「工業用水道事業会計」，「土地造成事業会計」，「水道用水供給事業会計」

これは，普通会計の貸借対照表では計上されていない。そのため，公営企業の債権は，インターネットで入手できる「広島県の財政状況」の「公営企業会計」で，その金額を確認するか，県の監査委員が発行している「広島県公営企業決算審査意見書」で確認するしか方法はない。

「連結貸借対照表」では，債権・債務が相殺された後の金額で債権金額が計上されている。そのため，普通会計と公営企業会計との貸付金と借入金と同額ある場合，連結決算上の債権・債務の相殺消去仕訳がなされる。それゆえ，普通会計上の貸借対照表における貸付金 1,180 億円は，下記の連結貸借対照表では 472 億円に減少している。

これは，県と県出資法人を含めた県の連結対象以外の団体に対する貸付金が，472 億円であるということを示している。逆に言うと，その差額 708 億円は県の連結対象となった団体との取引に基づく貸付金であるということである。

会計処理では、連結精算表で下記の仕訳が行われていることになる。

(借方)借入金 708 億円 / (貸方)貸付金 708 億円

上記の主要な債権・債務取引消去の仕訳の内訳は、農林水産局関係貸付金と借入金の相殺 206 億円，商工労働局関係貸付金と借入金の相殺 71 億円，広島高速道路公社関係貸付金と借入金の相殺 389 億円である。

なお、債権に関連する会計処理を、財務部財政課の作成した連結精算表等の内部資料に基づいて説明を補足しておく。

企業会計を採用している 4 公営企業会計の不良債権 5 億円が長期延滞債権に振替えられている。その内容は、病院事業会計 1 億円，土地造成事業会計 3 億円が主たるものである。また、公営企業会計の個別財務諸表では、上記の 5 億円に対する回収不能見込額は貸倒引当金として計上されていないが、連結精算表上で計上される結果、連結貸借対照表上では、回収不能見込額が計上される。

以上の結果、県の連結決算ベースでは、不良債権は普通会計より約 6 億円増加している。これは、公営企業会計の不良債権が 5 億円存在するためである。また、その同額がほぼ回収不能と見込まれるため、回収不能見込額も 6 億円増加している。なお、損失補償等引当金 151 億円も併せた県の連結ベースの損失見込額は、201 億円（不良債権として長期延滞債権 85 億円のうち回収不能見込額 47 億円，未収入金等に対する回収不納見込額 3 億円，損失補償等引当金 151 億円）と予想されていることが分かる。

貸倒引当金（「回収不能見込額」と同義）の概念が公営企業会計では、存在しない。これは「退職給与引当金及び修繕引当金以外の引当金を設けることができない」という記載上の注意（地方公営企業法施行規則別表第 1 号の記載様式に「退職給与引当金」と「修繕引当金」が示されている。）によるものである。ところが、県は、先述した「総務省方式改定モデル」に基づいて、平成 20 年度の「普通会計の貸借対照表」から「賞与引当金」「損失補償等引当金」「投資損失引当金」を新設し、さらに、「回収不能見込額」を計上している。

現在、県の公営企業単体の決算には、貸倒引当金は計上されていないが、企業会計を採用している以上、「発生主義の原則」に従って、貸倒引当金を計上することが本来の「あるべき会計処理」である。

連結貸借対照表（概算）  
平成 21 年 3 月 31 日現在

（単位：億円）

公共資産		固定負債	
有形固定資産	45,900	地方債・公営事業地方債	20,410
売却可能資産	55	関係団体・長期未払金	1,150
投資等		退職手当引当金	3,145
投資及び出資金	734	損失補償等引当金	151
貸付金	472	その他	179
基金等	1,160	流動負債	
長期延滞債権	85	翌年度償還予定地方債	2,088
回収不能見込額	47	賞与引当金	175
		その他	43
流動資産		負債合計	27,550
現金預金	1,760		
未収金	128	純資産合計	24,380
販売用不動産	711		
その他	35		
回収不能見込額	3		
繰延勘定	20		
資産合計	51,930	負債・純資産合計	51,930

（注）翌年度支払予定退職手当 339 億円は、長期の「退職手当引当金」に組替えている。  
なお、概要を把握すればよいための、金額も正確な金額ではなく、桁を丸めた概算金額である。したがって、合計金額等は、一致しない。 は、マイナスの意味である。

**<注記の抜粋>**

【債務負担行為に関する情報】

- ・物件の購入等 556 億円
- ・債務保証又は損失補償 7 兆 582 億円（うち、「共同発行地方債」に係るもの 6 兆 8,300 億円）
- ・その他 313 億円

**（２）回収可能性を検討すべき債権の範囲**

債権として分類されるものは、歳入として回収されることが「調定（p55 参照）」されて、初めて、回収可能性が検討される。すなわち、調定され後述する「収入未済」として区分されれば、債権の回収可能性が検討できるわけである。

したがって、回収条件を長期にし、かつ、金額を分割すれば、単年度予算主義に基づく調定は、単年度ごとの回収予算によって行われるから、将来にわたる長期

の未回収債権として回収可能性の判断の対象から除外される。

たとえば、100 億円の貸付金を、回収条件として「30 年一括弁済」とすれば、将来 30 年間は、調定がないのであるから、貸付先の財務内容が悪化して貸付金の返済が困難な状況が判明したとしても、いわゆる不良債権として債権を分類し、回収可能性を検討する必要がないということになる。言い換えれば、県の財産としての「債権」は、調定がなされていない以上、形式上は、回収可能性に疑義はないことになる。ところが、経済的な実質で判断すると、広島エアポートビレッジに対する貸付金のように、調定以前においても、不良債権は明確に存在するのである。このように、「資産評価（valuation）」の観点の欠如が、不良債権の処理の遅延を引き起こす最大の原因となっている。

このような制度上の問題点に関しては、平成 10 年度の県の包括外部監査でも指摘されているが、同じ「貸付金」でも調定がなされたものは、「収入未済」として区分され、回収可能性のテストがなされるが、「未調定」のものは、「回収可能性の疑義」は全くないと判断されるのである。こうした偏った形式主義に基づく会計処理判断は、県の将来に大きな禍根を残すものである。

#### 意見

収入未済のみが回収可能性の検討を要する債権と判断している県の会計指針は、バランスを欠くものである。

貸付金の回収可能性は、調定を受けていなくとも、期末に存在するすべての債権に対して検討が加えられる必要がある。特に「収入未済となっていない貸付金」に対する期末評価手続（回収可能性の検討）は、毎年、会計年度末に担当者によって実施され、財務部財政課に報告する制度を確立する必要がある。

この典型的な例を、県が標榜する「債権管理の高度化・効率化」を推進する「広島県債権管理会議」の検討範囲を再検討することによって見ることができる。平成 19 年度から設置されたこの債権管理会議で検討している債権の範囲は、「収入未済のうち、多額の市町への一時未収になる地方税を除く滞留債権のみ」である。金額ベースでは約 33 億円から 34 億円程度の「税外未収債権」に限定されている。貸付金として財産に区分されるものは、議論の対象にも上っていない。

#### 意見

「広島県債権管理会議」は、収入未済の回収の効率化に特化しているだけで、貸付金を包含した県単体及び県出資法人を含めた債権管理の合理的かつ体系的な改善会議が行われているとは言えない。また、開催頻度も年 1 回から 2 回であり、討議される時間もほとんど 1 時間以内である。このような状況では、債権管理会

議の存在意義がないのではないかとと思われる。内容を一新して、実務者レベルの  
実りある意見交換を行うことが必要である。

## 2 対象とする債権

< 選定基準 >

平成 21 年度末のすべての債権をヒヤリングした。ただし、監査の対象とし、記  
述の対象としたのは、次のとおりである。

一般会計・特別会計では、平成 21 年度末残高 10 億円以上の債権を監査対象と  
する。なお、上記の貸付金等に加えて、平成 20 年度末には存在したが、平成 21  
年度中に消滅した債権についても検討を行う。

これによって、監査対象とする一般会計・特別会計の債権は次のとおりである。

平成 21 年度末：残高 10 億円以上の債権一覧表

出所：「平成 21 年度広島県歳入歳出決算書及び附属書」

(単位：百万円)

区 分	金 額	県の担当部門
地域総合整備資金貸付金	1,270	企画振興局
広島エアポートビレッジ事業貸付金	2,370	企画振興局
母子寡婦福祉資金貸付金	2,547	健康福祉局
中小企業支援資金貸付金	23,515	商工労働局
財団法人広島農林振興センター貸付金	21,361	農林水産局
広島県土地開発公社貸付金	1,723	土木局
広島県高速道路公社貸付金	41,409	土木局
広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業(高校・高専)奨学金貸付金(注)	1,365	教育委員会
広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業(大学)奨学金貸付金(注)	1,551	教育委員会
広島県高等学校等奨学金貸付金	2,904	教育委員会
臨時地方道整備事業債等償還費負担金	4,363	土木局
特別徴収に係る個人県民税	12,214	総務局
その他	1,417	
債権合計	118,009	

(注) 教育委員会の指摘により正式名称に変更している。

「広島県私学振興資金貸付金(環境県民局)」は平成 20 年度末には存在したが、平成 21 年度中に消滅した債権として検討している。

また、公営企業会計では、次の未収金・未精算金を対象とする。

(単位：百万円)

公営企業	債権の種類	金 額
病院事業会計	未収金	3,183
工業用水道事業会計	未収金	284
土地造成事業会計	未収金 未精算金	457 2,965
水道用水供給事業会計	未収金	1,156

### 3 法的な基準

県の有する債権には、「公法上の債権」と「私法上の債権」という分類がある。

「公法上の債権」とは、「公法上の原因に基づいて発生する債権」であり、法律の規定によって国税又は地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権（道路や河川、港湾の占用料・使用料等）と、滞納処分の例によることができず強制徴収のためには民事訴訟手続が必要な債権（許可を受けて県の庁舎を使用するときの使用料等）に区分される。「私法上の債権」とは、「私法上の原因に基づいて発生する債権」であり、一般私人と同等に締結する契約によるものが代表的なものである。

	公法上の債権	私法上の債権
時効の期間	5年	債権の種類による。
時効の援用	不要	必要
時効の中断事由	支払督促の確定 承認 裁判上の請求など	裁判上の請求 差押等 承認



## 第5 収入未済

### 1 概要

収入未済とは、「地方公共団体が歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日の5月末日までに収納されなかった金額。この収入未済金は翌年度に繰り越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることになる。」<sup>9</sup>ものである。

より具体的には、「地方自治体の歳入の収入手続は、会計手続の面から見ると『調定』、『納入の通知』及び『収納』に分けることができます。収入の原因となる権利内容の調査から内部意思の決定に至る手続である『調定』と、納入義務者に対して納入すべき旨を通知する『納入の通知』は、長の権限（命令機関）に属する行為です（自治法231条）。一方、『収納』は、納入の通知に基づいて現金を受領することをいい、会計管理者の権限（出納機関）に属する行為です。」<sup>10</sup>と説明され、歳入が予算化され収納されることになる。

以上のことから、「『収入未済』は、『会計科目上の未収金』に等しい。」のではない。正確な概念ではないが、「長期貸付金のうち、調定された元金も『収入未済』に含まれており、『会計科目上の未収金』と『1年内回収予定の長期貸付金』も含む。」ものと考えerる必要がある。

---

<sup>9</sup> 三重県ホームページ 三重県出納局 用語一覧より抜粋

<sup>10</sup> 肥沼位昌編 「キーワードでわかる自治体財政」学陽書房 2007年2月20日 p144

なお、貸付残高と調定額、収入未済額などとの関係は次のとおりである。<sup>11</sup>

貸付金額	調定	収入済額 (A)	} 貸付残高
		収入未済額 (B)	
	未調定	未調定額 (C) (償還期限未到来の額)	

$$\text{貸付金額} = (A) + (B) + (C)$$

$$\text{返済額} = (A), \text{延滞額} = (B)$$

$$\text{貸付先に対する債権額 (いわゆる「貸付残高」)} = (B) + (C)$$

また、地方自治法施行規則第 16 条で定められている歳入歳出決算書の様式を示すと次のようである。<sup>12</sup>

【決算の調整の様式 (第十六条関係)】

何年度 (普通地方公共団体名) 歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 何々	1 何々	円	円	円	円	円	円
2 何々							
歳入合計							円

<sup>11</sup>日本会計士協会公会計委員会研究報告第 11 号 地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例 p18

<sup>12</sup>肥沼位昌編 「キーワードでわかる自治体財政」学陽書房 2007 年 2 月 20 日 p150

## 2 対象とする収入未済

監査対象とする収入未済は、一時的な「未収金」であるため、滞留債権の回収可能性を中心に監査を行う。

県の収入未済は、下記の一覧表のように、平成 21 年度末現在 139 億円であり、このうち、118 億円が一般会計に属し、残り 21 億円が特別会計に属するものである。一般会計のほとんどは、下記に見るように県税がほとんどである。これについては先述した貸付金等債権の「特別徴収に係る個人県民税」と併せて検討を行う。特別会計では、中小企業支援資金が圧倒的な比率を占めているが、これも、先述した貸付金に含めて検討する。母子寡婦福祉資金も同様である。したがって、収入未済で個別に検討するのは、都市局の「県営住宅事業費」である。

### 平成 21 年度末：収入未済残高一覧表

出所：「平成 21 年度広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書」

(単位：百万円)

区 分	金 額	県の担当部門
県税	10,140	総務局
延滞金，加算金及び過料等	1,020	総務局
その他	631	
【一般会計合計】	11,791	
母子寡婦福祉資金	203	健康福祉局
中小企業支援資金	1,505	商工労働局
県営住宅事業費	228	都市局
その他	196	
【特別会計合計】	2,132	
収入未済合計	13,924	

## **第6 個別債権（収入未済を含む。）の概要と手続**

### **1 地域総合整備資金貸付金（企画振興局）**

#### **（1）概要**

これは、「ふるさと融資制度」と呼ばれているものであり、民間事業者が、地方公共団体に新規雇用者の増加を条件に、借入総額の20%（定住自立圏、過疎地域等25%）を限度として県に借入を申請し、財団法人地域総合整備財団（以下「ふるさと財団」という。）の審査を受けて貸付の実行を行うものである。貸付の対象事業者は、第3セクターを含む法人の民間事業者であり、貸付期間は15年以内である。なお、担保は、民間金融機関の保証だけであり、無利子貸付である。

#### **（2）与信管理手続**

貸付限度額は設けられている。県及び政令都市では24億円が上限である（市町は6億円）。

#### **（3）債権契約手続**

「ふるさと財団」に貸付案件の調査・検討、貸付金の回収業務を委託することになっている。なお、一件書類は、永久保存となっており、保存庫に保管される。

#### **（4）債権管理手続**

債権管理簿及び「償還予定表」が作成されている。

#### **（5）利子の管理手続**

無利子であるため該当事項はない。

#### **（6）債権保全手続**

民間金融機関の保証が付いている。

#### **（7）債権評価手続**

期末の債権評価は実施されていない。なお、昨年度までは、「ふるさと財団」に貸付先の決算資料を県が送付していたが、今年度からは、県が保存する方法に変更となった。

#### **（8）債権回収手続**

債権回収手続は、「ふるさと財団」に委託されている。

## (9) 償却処理手続

実施されたことはない。

## 2 広島エアポートビレッジ事業資金貸付金（企画振興局）

### (1) 概要

広島空港周辺でゴルフ場とホテルを経営する「広島エアポートビレッジ開発株式会社」は、平成21年9月4日に民事再生法の適用を申請した（負債総額は約52億円）。この案件は、広島地方裁判所尾道支部に民事再生法事案（平成21年（再）第1号事件）として受理された。当該民事再生手続において、再生計画案が債権者集会で決議されることが必要であるため、同社に対して有する債権（23億70百万円）のうち、当該再生計画案において弁済を受けることができないとされた17億16百万円を限度とする額について、平成22年2月の県議会に権利を放棄する議案を提出した。この結果、再生計画案は認可決定となった。平成22年度決算で、この債権は、償却処理手続が行われる予定である。

### (2) 与信管理手続

平成8年1月24日に30億円の貸付が実行されている。貸付金の上限はなく、与信管理は全く行われていない。この事例のように、政策的に貸付金額が決められる場合は、詳細な理由を付して貸付可能限度が算定される制度を確立することが必要と思われる。

### (3) 債権契約手続

上記の日付で金銭消費貸借契約書が交付されている。当該契約書第3条で償還方法として、「平成38年1月23日に資金の全部を一括して償還するものとする。」となっている。

#### 意見

事業資金が、30年という超長期の貸付期間で、しかも、「無利子・無担保」で「30年一括弁済」として契約されていたことは、政策的な目的があったとしても、債権契約手続（債権保全手続を含む。）は妥当性を欠くものと言える。

貸付金などの債権は、調定されなければ、収入未済として認識されない。収入未済でなければ、債権回収のチェックを受けることはない。このため、意図的でないにしても、回収条件を先送りすることで、不良債権から除外できる。

なお、この債権は、周知のとおり、民事再生事件にかかわる貸付金であるため、平成22年度末で償却処理される予定である。

#### (4) 債権管理手続

当該契約書第4条第2項で、繰上償還として、「県が必要と認めるとき、広島エアポートビレッジに対し経営に支障がない金額の範囲で資金の全部又は一部を償還するように指示することができる。」となっている。このため、平成13年3月から平成19年3月までの7年間に毎年90百万円の繰り上げ償還が実施され、県は、6億30百万円の資金を回収している。これにより、23億70百万円の資金が未回収となっている。

#### (5) 利子の管理手続

当該契約書第2条で「無利息」となっている。産業資金の貸付金に対して利子が発生することは、当然の経済行為である。ところが、県の制度では、この貸付金に限らず、政策的な目的をもった無利子貸付が多いのが特徴である。

#### (6) 債権保全手続

当該契約書において、債権保全手続の項目はない。「政策的な配慮に基づく貸付であるから」と言うのがその理由である。

#### (7) 債権評価手続

貸付先の経営状況を把握しながら経営改善を行っていたとの説明を受けているが、期末に債権評価をするという概念はない。

#### (8) 債権回収手続

元々の契約が30年一括弁済であるため、毎年の調定が行われていない(繰上償還を除く。)。このため、県においては、未回収の23億70百万円は、すべて、正常な「債権(貸付金)」であると判断されていたはずである。理由は、「収入未済」でないためである。

#### (9) 償却処理手続

平成22年度末に債権の償却処理手続が実施される予定である。

### 3 母子寡婦福祉資金貸付金(健康福祉局)

#### (1) 概要

この貸付制度は、創設当初は、第2次世界大戦後の戦争未亡人の生活を救済することに主眼があった。母子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童(子)の福祉を図るために行われている各種資金の貸付であり、平成22年3月期末残高は25億47百万円となっている。この貸付では、「事業開始資金」貸付金をはじめとし

て、様々な制度が設けられている。このうち大部分が母子福祉資金貸付金であり、更にこのうちの大部分が高等学校の「修学資金」貸付金と高等学校への「就学支度資金」貸付金である。なお、国から無利子での3分の2の資金貸付がある。

この制度の定義では、母子家庭の「母」とは、配偶者のない女子で現に20歳未満の児童を扶養しているもののことである。また、「寡婦」とは、かつて母子家庭の母であったもので、子どもが成人した後もなお、現在、配偶者のいないものと定められている。なお、この貸付制度の問題点については、県の平成10年度の包括外部監査でも指摘されている。

## **(2) 与信管理手続**

各種の貸付金の種類ごとに貸付金の限度額が規定されている。なお、貸付時に政策的支出であることを優先し、民間では当然とされる信用調査等の与信管理手続は想定されていない。

## **(3) 債権契約手続**

契約手続は、「広島県母子寡婦福祉資金事務取扱要領」に詳細に定められている。本人に借入の意志があり所定の添付書類が揃っていれば、制度上、貸付が実行される。また、正式な金銭消費貸借契約書ではないが、「貸付申請書」がこれに代わるものとして作成されている。なお、貸付期間、回収条件等が制度的に決められており、個々の貸付先ごとの検討は行われていない。

契約期間は、母子及び寡婦福祉法施行令の改正に伴い、保証人なしで貸付が受けられるようになったことから、償還期限の規定が見直され、平成22年4月1日から、例えば「修学資金」貸付金は据置期間経過後20年から同10年に短縮されている。母子寡婦福祉資金貸付金では、そのほとんどが「修学資金」と「就学支度資金」の活用である。

平成22年4月1日以前の規定では、例えば、「就学支度資金」では自宅からの高校入学者について、75,000円が無利子で貸付けられており、回収期間が20年であるから、月々の返済額は、313円となる。明らかに、回収条件の異常性が認められる。規定の改定により平成22年4月1日からは、これが150,000円で10年以内とされたが、月々の返済額は、この場合でも1,250円となる。

「就学支度資金」単独での貸付は少なく、ほとんどが「修学資金」貸付金と併用される。改定前の金額で、例えば公立高校、自宅通学の場合、「修学資金」は648,000円となり、何れも回収期間を20年とすると、実際の月々の返済額は、「修学資金」が2,700円、「就学支度資金」が前述の通り313円であるから、合計3,013

円となる。月々3,013 円を 20 年間にわたって管理する回収事務のコストは、非効率である。

県の立場では、「貸したものは、必ず回収する。」という方針は堅持すべきであり、債務者の立場では、「借りたものは、必ず返済する。」という当然のモラルが遵守されなければならない。この当然のモラルは、形式上遵守されるだけでなく、実質上も遵守される必要があるが、いたずらに、回収事務のコスト（ちなみに、償還金の口座引落手数料は、すべて県の負担である。）を無視した回収条件の設定を安易に認めることは、事務効率上望ましくない。

#### 意見

母子寡婦福祉資金貸付金に見られるような少額の貸付金に対しては、償還者の資力等を十分に確認し、償還期間が長期化しないという配慮が必要であり、月賦による弁済金額の僅少化に歯止めをかけることが望まれる。例えば、月 3,000 円未満の分割回収は認めないという規定の整備である。

### （４）債権管理手続

県内 7 ケ所にある厚生環境事務所（支所）において、独自の電算システムである「母子・寡婦福祉資金システム」を運用して債権管理を行っている。滞留債権は、昭和 50 年代のものも散見され、平成 21 年度末での滞留債権は、2 億 3 百万円となっている。これの回収促進が従来からの課題である。

### （５）利子の管理手続

貸付利率は、無利子での国からの 3 分の 2 の資金貸付があることから、原則として無利子である。保証人が無い場合に限って 1.5 % の利子が付される。

通常の違約金計算は、元金の回収が遅延した場合のペナルティーとして、高金利の違約金が課せられる。債務者が、元金も支払えない状況下で、通常の利子に対しても違約金を課するのは酷なペナルティーであるが、下記の事例を見るように、この制度では、元利金共に少額のものが多いので、結果的に、実害はないと思われる。

母子寡婦福祉資金貸付金では、元利金等方式で、元利金（元金 + 利子）の回収が行われる。このため、ある月の元利金の回収が遅延した場合、この元金と利子の合計額に違約金が付くというのである<sup>13</sup>。これが、国の施行令で定められた方法

<sup>13</sup> 「母子及び寡婦福祉法施行令（昭和 39 年 7 月 1 日政令第 224 号）」第 17 条では次の規定がある。「都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、【延滞元利金額】につき年 10.75 パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。以下省略。」



であるが、これが正当であるかどうかを検証するため、以下の簡単な事例を考える。

**【条件】**

元金 1,000,000 円

利子 5 %，借入期間 1 年，返済期日 1 年後の借入実行日の応答日

返済金利 50,000 円

元利金返済額 1,050,000 円

返済期日から 1 年後に返済できなかったため、違約金 10%が発生するとする。

**【検討結果】**

・現在の方式での違約金を含めた債務者の弁済額

$1,050,000 \text{ 円} \times 1.1 = 1,155,000 \text{ 円}$

・元金に対してのみ違約金が発生する常識的な債務者の弁済額

$1,000,000 \times 10\% + 1,050,000 = 1,150,000 \text{ 円}$

よって、当然の結果であるが、この債務者は、5,000 円の違約金を余分に支払うことになる。

結論としては、遅延損害金の計算が不合理である。元金と利子の合計額に「違約金」がかけられるのは、理論的ではない。ただし、県は、国の施行令に従って、違約金の計算を行っているので、法的には違法な計算を行っているわけではない。

なお、県の違約金の徴収制度で、利子に対して違約金が発生する事例は、この貸付制度のみである。

## **(6) 債権保全手続**

「母子寡婦福祉資金貸付金管理マニュアル」が規定されているが、政策的支出を優先し、担保については、設定自体が要求されていない。また、国の施行令の改正によって平成 22 年 6 月申請分から、連帯保証人の徴求が不要になった。理由は、「貸付をしやすくする。」と言うのが制度改正の趣旨である。これにより、貸付は増大すると思われるが、債権の保全は全く図れなくなった。いわゆる「裸担保」の状態です。貸付事務を行うのであるから、不良債権が増加する可能性は高くなる。

国の施行令に反する県独自の条例等を設置することは現実的ではないため、当面は、静観するしか手段がないが、県は、粘り強く、連帯保証人の徴求を行うことが債権保全のために必要不可欠であることを国に働きかけることが必要である。

## **(7) 債権評価手続**

期末に債権評価をするという概念がない。

## (8) 債権回収手続

母子寡婦福祉資金貸付制度では、従来の「母子相談員」に代わり、県で3名しかいない「福祉債権管理協力員」を中心とする組織全員で債権回収が行われる。

## (9) 償却処理手続

「債権管理手続」でも述べたように、平成21年度末での滞留債権は、2億3百万円となっている。これは、私法上の債権であるから、債務者等の時効の援用を待っていたのでは、永遠に不良債権の償却処理（不納欠損）はできない<sup>14</sup>。

この制度に見るような、少額かつ多数の延滞債権に関しては、法人の事業休止、個人の所在不明、又は債権が少額で財産の価額が強制執行費用を超えないときは、徴収停止をすることができる。ただし、この場合も、時効の援用がなければ、取立てを要しないだけで、償却処理（不納欠損）は行えない。

なお、この貸付金制度では、この平成22年12月の県議会で債権放棄の議決を得て、約2百万円の償却処理（不納欠損）を行っている。

意見

法人税基本通達9-6-3（一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ）の取扱いがあるが、これを参考にして回収事務の効率性を改善すべきであり、客観的に回収不能と判断される債権については、議会の議決を経て償却処理（不納欠損）を早期に実施することが必要である。

## 4 中小企業支援資金貸付金（商工労働局）

### (1) 概要

県の中小企業支援資金貸付金制度は以下の4種類がある。

#### ア 設備近代化資金貸付金

資金調達力の乏しい創業及び経営基盤の強化を図る小規模企業者等の設備導入を促進、支援するために、昭和31年度に導入された制度である。平成12年度に制度が廃止となり、現在、滞納債権65百万円（平成21年度末残高）を金融課が管理・回収している。

#### イ 設備資金貸付金

創業又は経営基盤の強化のために設備を導入する小規模企業者等に、所要資金の2分の1までを無利子で貸付けをする制度である。県は、公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）に資金の一部を貸付け、産振構が小規模企業者等に貸付ける。平成12年度に制度開始になったが、平成21

<sup>14</sup> 広島県包括外部監査人 水中誠三「平成10年度(平成11年1月1日～平成11年3月31日) 包括外部監査結果報告書 広島県の普通会計における債権管理事務等」p41

年度に制度は、休止となっている。

#### ウ 設備貸与資金

小規模企業者等が、経営基盤の強化のために導入する設備や創業者の事業活用に必要な設備を3～7年の期間、有利子で割賦又はリースの方法により貸与する制度である。県が産振構に貸与資産の2分の1以内の資金を貸付け、産振構が小規模企業者等に設備を割賦又はリースをする制度である。

#### エ 中小企業高度化資金貸付金（以下「高度化貸金」という。）

中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために、工業団地や共同店舗等を建設する事業に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）と一体となって資金面から支援する制度である。

イの設備資金貸付金、ウの設備貸与制度は共に産振構に対する貸付金であり、アの設備近代化資金貸付金も制度廃止となっているため、エの「高度化資金」を監査の中心とした。

（単位：千円）

	貸付金残高	収入未済額	差引年度末残高
設備近代化資金貸付金	65,054	61,434	3,620
設備資金貸付金	3,003,863	0	3,003,863
設備貸与資金	880,511	0	880,511
中小企業高度化資金貸付金	21,035,548	1,408,325	19,627,223
合 計	24,984,976	1,469,759	23,515,217

収入未済にはこのほか滞納利息 21,859 千円、違約金 13,893 千円があるため期末残高は 1,505,511 千円となる。

設備近代化資金貸付金滞納状況（県作成資料より）

（単位：千円）

年度	年度末貸付残高	新規滞納発生額	回収額	不納欠損額	年度末収入未済額		滞納利息額	収入未済率	合計+
					件数	前年度末収入未済額+ -			
平成 12	2,398,679	2,695	2,035	0	26	90,324	0	3.77%	90,324
平成 13	1,336,780	3,892	1,120	0	26	93,097	0	6.96%	93,097
平成 14	648,266	2,114	726	0	29	94,485	0	14.58%	94,485
平成 15	263,677	0	1,318	0	29	93,167	0	35.33%	93,167
平成 16	113,953	0	3,313	0	26	89,853	0	78.85%	89,853
平成 17	95,201	0	920	6,812	22	82,121	0	86.26%	82,121
平成 18	91,861	0	790	0	22	81,331	0	88.54%	81,331
平成 19	87,951	0	1,360	0	21	79,971	0	90.93%	79,971
平成 20	74,753	0	2,092	8,555	17	69,323	0	92.74%	69,323
平成 21	65,054	0	315	7,574	14	61,434	0	94.44%	61,434

中小企業高度化資金貸付金滞納状況（県作成資料より）

（単位：千円）

年度	年度末貸付残高	新規滞納発生額	回収額	不納欠損額	年度末収入未済額		滞納利息額	収入未済率	合計+
					件数	前年度末収入未済額+ -			
平成 12	41,827,358	29,876	61,718	699	17	1,873,050	35,549	4.48%	1,908,599
平成 13	40,678,059	0	64,188	0	16	1,808,862	33,145	4.45%	1,842,007
平成 14	37,936,633	0	135,860	0	15	1,673,002	33,145	4.41%	1,706,147
平成 15	35,189,151	33,447	86,808	0	16	1,619,640	35,349	4.60%	1,654,989
平成 16	32,357,204	33,387	27,571	0	16	1,625,456	37,307	5.02%	1,662,763
平成 17	28,704,070	33,384	22,510	0	16	1,636,330	38,621	5.70%	1,674,951
平成 18	25,813,712	78,719	82,796	0	14	1,632,252	39,208	6.32%	1,671,461
平成 19	25,037,321	24,317	100,432	106,567	13	1,449,569	21,858	5.79%	1,471,427
平成 20	22,710,481	24,317	28,390	0	13	1,445,495	21,858	6.36%	1,467,354
平成 21	21,035,548	24,317	61,486	0	12	1,408,325	21,858	6.69%	1,430,184

### (ア) 「高度化資金」貸付制度の概要

高度化事業とは、中小企業者が組合等を設立し、連携して経営基盤の強化や環境改善を図るために、工業団地・卸団地・ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクター又は商工会等が地域の中小企業者を支援する事業に対して、貸付やアドバイスで支援する制度である。

代表的な高度化事業としては、中小企業者が市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、公害問題などのない適地に工業団地や卸団地を建設する事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る事業などがある。

これらの高度化事業の実施にあたっては、県が「機構」と一体となり、診断助言、貸付などを行う。

「高度化資金」の貸付制度にはA、B二方式がある。

- ・ A方式（同一都道府県内での事業）

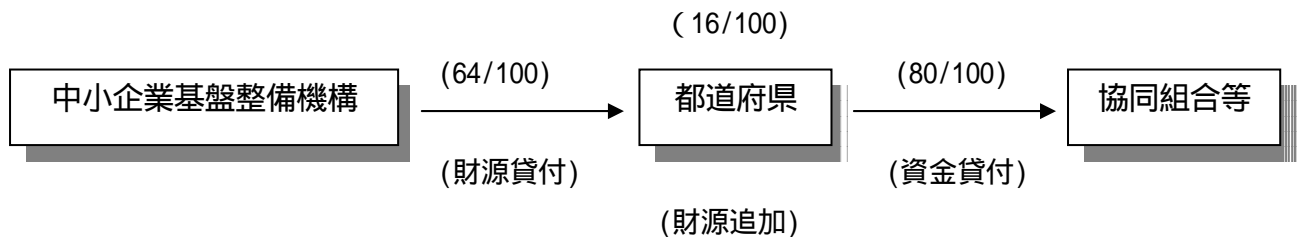
「機構」が県に必要な資金の一部を貸付け、これに県が財源を追加して県が協同組合等に貸付ける方式

- ・ B方式（2以上の都道府県にまたがる広域事業）

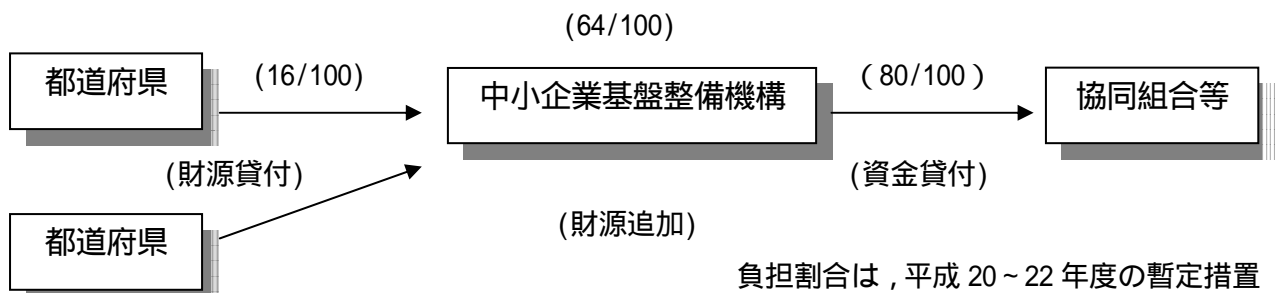
2以上の都道府県が「機構」に必要な資金の一部を貸付け、これに「機構」が財源を追加して「機構」が協同組合等に貸付ける方式

貸付フロー<sup>15</sup>

#### 【A方式(一都道府県内での事業)】



#### 【B方式(2以上の都道府県にまたがる広域事業)】



負担割合は、平成 20～22 年度の暫定措置

<sup>15</sup> 平成 22 年 6 月 24 日 県作成資料 高度化資金貸付事業の概要について（金融課）

## (イ) 貸付条件<sup>16</sup>

### 貸付対象施設

貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む）するのに必要な土地，建物，構築物，設備

(注) 設備については，貸付対象とならない場合がある。

### 貸付割合

原則として貸付対象施設の取得に要する額の80%以内(中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業については90%以内の場合もある。)

### 貸付期間

20年以内(うち据置期間は3年以内)

### 貸付金利

1.10%(平成22年度貸付決定分に適用)償還期限まで固定(中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子)

(注) 金利は，固定金利，機構の事業運営コスト等と市場金利を勘案して毎年度設定する。

### 償還方法

年賦払いの元金均等返済

利息は後払いで元金返済日に支払う。

---

<sup>16</sup> 独立行政法人中小企業基盤整備機構 ホームページ

## (ウ) 貸付金残高

平成 21 年度末の貸付金残高は以下のとおりである（県作成資料より）。

(単位：千円)

資金名等	貸付金残高	うち中小機構 からの借入れ分	のうち 滞納分
工場等集団化	249,695	161,983	169,163
店舗等集団化	301,623	194,858	0
共同施設	237,837	155,384	183,597
共同公害防止	23,689	11,844	0
構造改善等高度化(一般)	4,604,400	3,617,718	0
構造改善等高度化(特定)	6,720,712	4,537,331	849,387
特定小売商業店舗共同化	164,504	82,249	164,503
同和高度化	37,507	18,750	37,507
地域環境保全施設	979,907	489,920	0
地域産業創造基盤整備	24,545	16,565	0
繊維工業構造改善	4,166	0	4,166
特別広域高度化	468,611	0	0
広域設備共同廃棄	1,060	0	0
小規模企業集団化	442,738	295,070	0
商店街整備等支援	192,619	130,018	0
創造的中小企業創出支援投資	30,000	20,100	0
中心市街地商業活性化	1,000,000	500,000	0
構造改善高度化	877,716	658,267	0
集団化	2,649,767	1,838,365	0
団地再強化(施設再強化)	500,220	437,688	0
集積区域整備	24,232	16,315	0
地域中小企業応援ファンド投資	1,500,000	1,200,000	0
計	21,035,548	14,382,425	1,408,325

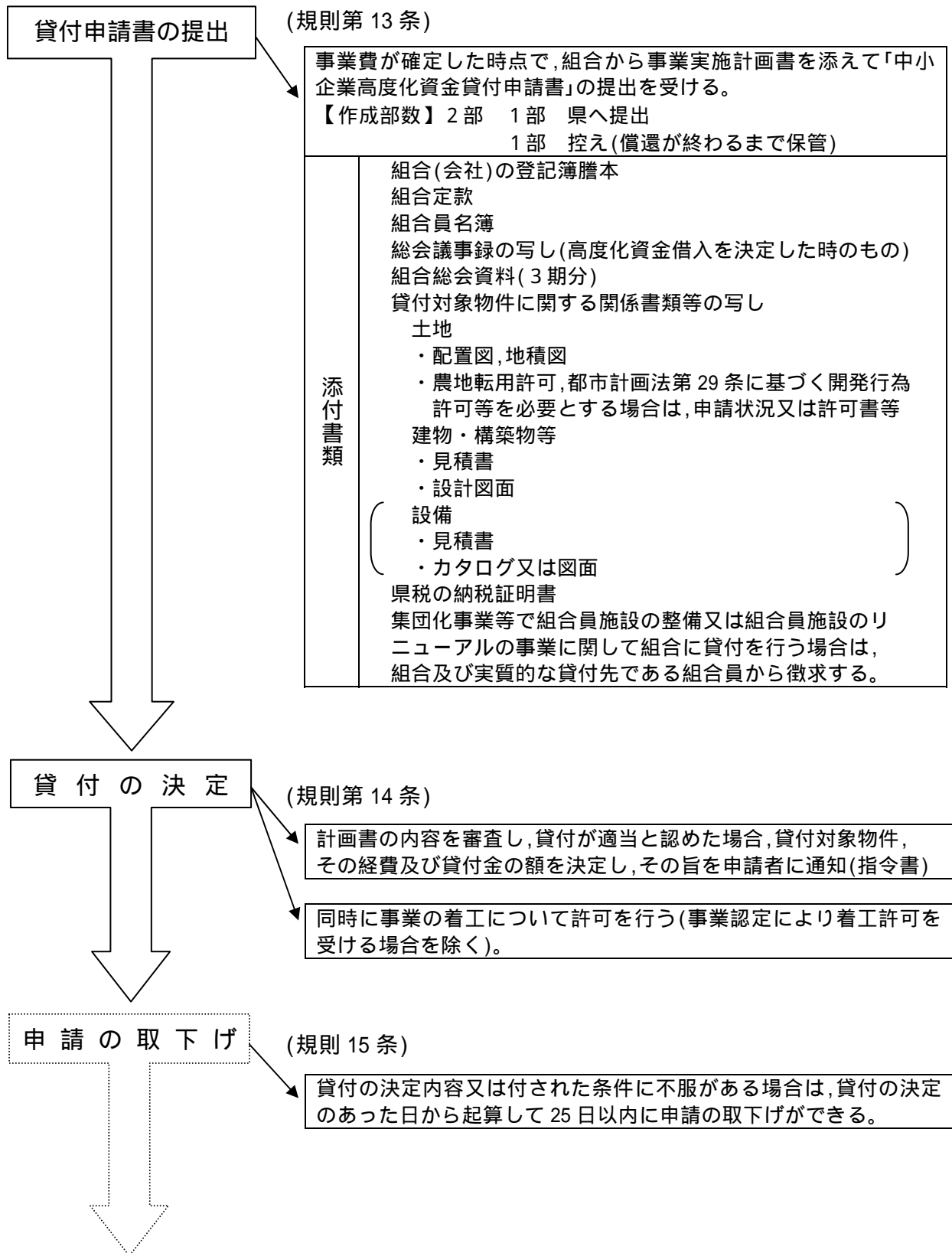
平成 21 年度末における貸付金残高 210 億 35 百万円を回収状況別に分類すると以下のようになる（県作成資料より）。

(単位：千円)

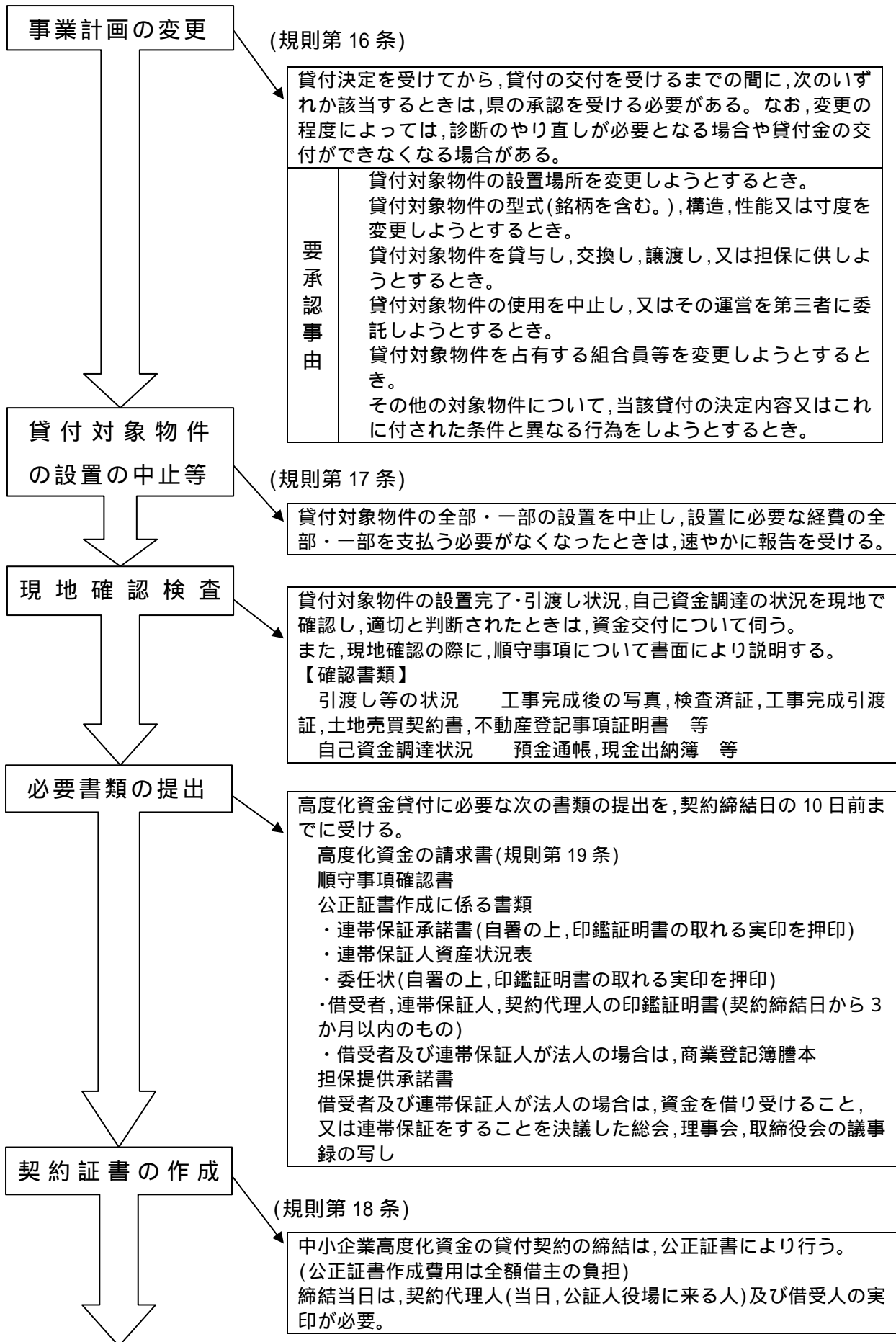
債権分類	貸付金残高
正常先	10,196,374
条件変更先	9,430,849
滞納先	1,408,325
合 計	21,035,548

(エ) 「高度化資金」の貸付申請から償還までの手続

(以下規則とは「広島県中小企業支援資金貸付規則」を指す。)(県作成の資料より)









## (2) 与信管理手続

商工労働局の「高度化資金」における与信管理は、以下のように行われる。

### ・事前助言

県の金融課は、高度化融資制度利用希望者からの依頼、事業推進の必要性に基づき、経営支援課と協議のうえ、事前助言を実施する。なお、関係機関（「機構」等）の参加が必要と思われる場合は、当該機関に参加の依頼を行う。

経営支援課は、金融課からの参加依頼を受け、事前助言に参加する。

### ・計画診断、建設診断

経営支援課は利用希望者からの資金の借入れの申込みを受けたのち、診断実施機関の職員を中心とし、これに適宜、中小企業診断士その他診断担当者として適切な学識経験を有する専門家を加えた以下のような診断班を編制し、診断を実施する。

- 1 経営支援課診断担当者（中小企業診断士）
- 2 金融担当者
- 3 広島県中小企業団体中央会担当者
- 4 中小機構診断担当者（中小企業診断士）
- 5 中小機構登録専門指導員（中小企業診断士）
- 6 商工組合中央金庫担当者

構成メンバーは、事業費等によって、適宜変わる。

金融課は、経営支援課からの参加依頼を受け、診断に参加する。

診断班（経営支援課）は、診断報告書を作成のうえ、利用希望者に診断意見を報告する。診断班（経営支援課）は、利用希望者が作成した診断意見対応書の内容が妥当と判断される場合は、診断意見対応の承認を利用希望者に通知する。

金融課は、貸付手続のため、診断報告書及び診断意見対応承認書を受領する。

与信管理に関しては、以下3つの問題点があるように思われる。

ア 「高度化資金」は、事前の診断において、組合構成企業の過去の経営成績及び財政状態、これからの経営計画の妥当性を判断しながら、「中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために工業団地や共同店舗等を建設する事業（以下「組合」等という。）」の借入金の償還能力の検討を行っている。この制度においては、原則「組合」等の20年以内の償還能力が必要である。診断時の償還能力の審査については、原則、全組合員が20年以内に完済し得る償還能力が確認されているが、高度化事業計画に合理性があり、当該制度の形式的要件を満たしている限り、ほぼ100%の融資が実行されている。条件変更債権の大半（77%）は、日本経済が右肩上がりだったバブル景気の時期に計画・貸付されたものであり、貸付後、バブル崩壊による急激な景気悪化の

影響を受けたことが、条件変更に至った大きな要因といえるが、平成 21 年度末貸付残高に対する条件変更及び滞納債権の割合は高くなっており、制度利用推進が優先されていたのではないかと考えられる。

イ 貸付先が企業や企業集団である場合、財務内容の実質的な分析が行われていない場合があり、「審査」が不十分である。また、経営者に対する人物評価も十分に行われていない状況である。これは、県の融資が、中小・零細企業を対象にした「経営診断」上のノウハウだけで行われているためである。「経営診断」と「審査」は全く別物である。貸付審査能力に関して、県のノウハウは不十分であると思われる。

### (3) 債権契約手続

「高度化資金」の貸付契約の締結は、公正証書により行う（公正証書作成費用は全額借主の負担）。

後日、「借受者（借主）」からの条件変更の申請があり、審査の結果、貸付条件変更の場合にも、変更貸付契約の締結は公正証書により行われる。

ア 「高度化資金」は条件変更の回数が 10 回以上に及ぶ貸付先が多数あり、毎年、県によって、これが了承されている。これは、地域経済に与える影響（雇用・地域振興）、中小企業への金融支援という貸付制度の趣旨及び徴収上の有利性等の視点から行われているが、条件変更は、止むを得ない事情がある場合のみ認められるのであって、毎年のように条件変更を認めるのは、県自らが、審査能力の欠如を吐露していることになる。

貸付条件変更を行う場合、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」第 36 条により単年度又は複数年の償還猶予が頻繁に行われる。その結果、「最終しわ寄せ」（償還猶予が行われることにより、それ以降の返済額が増大すること）となり、増々、返済が困難となる事例がほとんどである。例えば、10 年契約で 100 億円の融資を受け、毎年 10 億円弁済するという当初の契約があったとする。それを、資金不足のために、9 年間は、毎年 1 億円弁済し、最終年度に 91 億円をまとめて一括弁済するという条件に変更するのである。

#### 意見

「最終しわ寄せ」による資金回収条件の変更は、結果的に調定が先送りされ、不良債権の顕在化を遅延させている。これを排除するためには、県の融資姿勢の抜本的な見直しが必要である。

イ 「高度化資金」の契約について、当初の償還期間は20年で、最初の3年は据置期間というケースが多い。当初契約後、償還により元金が半分になれば、更に10年の契約延長が認められ、最長30年という超長期の借入契約となる（同準則第39条）。それでなくとも、この資金は、無利子契約が多いため、元金は、時間的価値を考慮すると、多額の資金が毀損していると考えられる。なお、他県では、この「高度化資金」そのものを採用していない場合もあり、県が必ずこの制度を利用する必然性はない。県の取り扱う「高度化資金」制度は、時代の需要にミスマッチとなっている。休止するかどうかの検討が今後必要である。

ウ 「高度化資金」の担当者は原則3年で交代する。したがって、債権管理のノウハウは、十分に職員に蓄積されない組織構造となっている。

#### 意見

債権保全手続等を含めた総合的な審査ノウハウを高めるためには、原則3年のローテーションルールの例外で、専門職として長期にわたり審査を担当することが必要ではないかと思われる。また、貸付担当者の訓練は、体系的かつ専門的に行われる必要があるため、民間金融機関への派遣制度を検討することも必要と思われる。

### （４）債権管理手続

債権管理に関しては、以下の2点で問題があると思われる。

ア 貸付先の経営状況の把握に関して、条件変更先については当然ながら把握しているものの、正常先については不十分である。

県は毎年度、以下の書類を正常先から入手しているが、ファイリングするだけで、分析・検討がなされていない。そのため、貸付先の異常な変化は、貸付先からの返済条件の変更申請により発見されることが多い。

#### < 提出書類 >

「利用状況報告書」（事業年度終了の日から20日以内）

「事業報告書」及び「財務諸表」（事業年度終了の日から60日以内）

#### 意見

財務諸表分析、現地調査及びインタビュー等を頻繁に行い、貸付先の異常な変化を早期に発見する方法を検討することが必要である。

イ 貸付金の償還方法は元金均等返済の「年賦償還」（毎年10月31日）となっているため、「月賦償還」に比べ、貸付先の異常な変化の発見が遅くなってしまう。

意見

「高度化資金」の償還については、年1度の償還では、金額が多額となり、返済が加重になるため、月賦償還への変更を考えるべきではなかろうか。月賦償還でなくとも、貸付先の事情に応じた年何回かの分割返済を認めることも必要と思われる。<sup>17</sup>

## (5) 利子の管理手続

ア 「高度化資金」の貸付は、有利子貸付が基本であるが、公害防止施設、地域環境保全施設等中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子貸付になる。

有利子貸付については、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則」第7条に、「機構から都道府県に対する貸付利率は年利1.35%、都道府県から貸付の相手先に対する貸付利率は1.10%以内とする。」とある。

ということは、例えばA方式により県から貸付先に1億円貸付け、「機構」と県の貸付割合が8：2の場合は、以下のような計算になる。

貸付先から県への利子額	$100,000,000 \times 0.011 = 1,100,000$ 円
県から機構への利子額	$100,000,000 \times 0.8 \times 0.0135 = 1,080,000$ 円
県の受取利子	差引 20,000 円
実質利率	$20,000 \div 100,000,000 \times 0.2 = 0.001$ (0.1%)

たとえ有利子貸付の場合であったとしても、利子のほとんどは「機構」が受取り、県は僅かの利子しか受取ることができない。また、無利子貸付が全体の3分の2であることを考慮すると、この「高度化資金」は、利鞘がほとんどない仕組みになっている。このように僅かな(“すずめの涙”ほどの)利鞘では、少数の貸付先の破綻があった場合でも、この会計は、赤字に転落し、大きな損失のみが残ることになる

意見

「高度化資金」は、県にとって、リスクのみ大きい貸付制度であり、先述したように時代の需要にミスマッチとなっていることも考え合わせると、この貸付制度そのものの休止を考える必要がある。

<sup>17</sup>広島県包括外部監査人 水中誠三 「平成10年度(平成11年1月1日～平成11年3月31日) 包括外部監査結果報告書 広島県の普通会計における債権管理事務等」p77でも指摘済みである。

イ 「広島県中小企業支援資金貸付規則」第12条によれば「借主は、償還期日までに貸付金を償還しないときは、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき、年10.75%の割合で計算した違約金を支払わなければならない。ただし、知事がその延滞につき災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。」とある。ちなみに、調定はされていないが、計算上発生している平成21年度末違約金は、「高度化資金」貸付金では、40億94百万円、設備近代化資金では1億55百万円に上っている。

また、「中小企業支援資金貸付金に係る違約金事務取扱要領」(3(1))によれば、「違約金の計算は原則として、延滞元金の全部又は貸付条件違反に係る貸付金の全部について入金があったときに行う。」とあるため、上記違約金は、未調定として計上されない帳簿外の請求権となっている。

しかし、平成21年度末現在、元金が全額入金になっているにもかかわらず、債務者の財務資力が不明であるとして未調定となっている違約金が、3件で計5億90百万円ある。そのうち1件は元金完済後、既に3年が経過している。

意見

「高度化資金」において、元金が返済され、違約金がある場合、速やかに違約金の調定を行うという原則的な手続は、遵守されなければならない。

ウ 税務の取り扱いでは、未収利子の取扱に関し、一般の取引業者の貸付金であれば、破綻先から破綻懸念先に対しては、6ヶ月間の利子の回収がない場合は、「利息不計上」とする扱いがある。また、金融機関の貸付金(貸出金)に対しては、2年以上で「利息不計上」の扱いがある。「高度化資金」では、こうした相手の財務体力に応じた判断基準がない。

## (6) 債権保全手続

債権保全手続は、以下の物的担保・人的担保によって行われている。

### ・ 抵当権・譲渡担保

貸付対象物件のうち、不動産(土地、建物)については、県を第一順位とした抵当権を設定し、機械設備等の動産の場合は、譲渡担保とする。

なお、担保評価額が貸付額に満たない場合は、原則として増担保の提供を求める。

### ・ 質権

さらに、貸付対象物件に関して、貸付金相当額以上の火災保険の加入を求める。県は保険金請求権の上に、第一順位の質権を設定する。

### ・ 連帯保証

組合員全員又は組合の役員全員を連帯保証人として立てなければならない。

担保評価について、比較的、貸付制度が整備されている「高度化資金」でも、貸付実行時における評価基準は整理されているものの、貸付実行後の条件変更が行われた場合などの評価基準は未整備である。金融庁が作成している「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」<sup>18</sup>では、資産の処分可能見込額の基礎となる不動産担保の掛け目は、以下のように定められている。なお、掛け目は、不動産の処分に掛かる諸経費や処分価額の下落等を勘案して評価額の70%程度を基準としている。

土地	評価額の70%
建物	評価額の70%

また、不動産のうち、土地の時価に関しては、一般的には、次のような関係にあると言われている<sup>19</sup>。なお、「実勢価額」が時価による評価額であるが、これが不明な場合、他の時価を採用することになる。

種類	内容	目的
実勢価額	実際の市場で取引される価額	一般的な市場での売買時に使用
地価公示価額	実勢価額の約9割程度(国土交通省の公表による。)	公共事業の用地買収等に使用
路線価	地価公示価額の約8割程度(国税庁の公表による。)	相続税・贈与税の算定基礎
固定資産税評価額	地価公示価額の約7割程度(地方自治体の公表による。)	固定資産税・都市計画税の算定基礎
基準地価	都道府県が毎年7月1日現在で調べる基準地の価額	公共事業の用地買収等に使用

他方、県の金融課が作成している「高度化事業における貸付マニュアル」では次のようになっている。

<sup>18</sup> 日本公認会計士協会 企業会計基準委員会 共編「金融会計監査六法 平成22年度版」日本公認会計士協会出版局 平成22年3月30日 初版 p1315

<sup>19</sup> 佐々木秀一編著「相続・贈与税の知識<第5版>」日本経済新聞社 2006年5月15日 5版1刷 p148(必要のない箇所は多少省略している。)



#### 原則

土地	取得価額の	100%
建物		80%
設備・構築物		50%

「ただし、土地・建物について取得価額が時価と乖離している場合は、「取得価額」を「不動産鑑定評価額」（不動産鑑定評価書が提出されない場合は、固定資産税評価額）と読み替える。」

#### 意見

担保評価は、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」を考慮して、合理的根拠がある場合を除いて、少なくとも「評価額」の70%以下の掛け目を使用するよう、規定の改正を行うことが望ましい。

### (7) 債権評価手続

債権は「正常債権」、「条件変更債権」、「滞納債権」と区分されているが、それに応じた債権の評価は行われていない。そのため、回収可能性のない債権であっても、償還期限が到来するまで正常債権と同様に貸付額が貸付金として計上されている。

銀行等では、信用格付けをもとにして、債務者をその状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つ等に区分し、債務者の区分に応じた債権の評価（貸倒引当金の計上）が行われている。

自己査定における債務者の「区分」と引当金の関係

債務者区分	内 容	「分類」（注）	引当金
正常先債権	問題のない債務者	非分類のみ。	一般貸倒引当金
要注意先債権	多少問題のある債務者。「その他」と「要管理先」に区分される。	分類以上。	「要管理先」に関しては、引当率を多めにとる（例えば、16%）。
破綻懸念先債権	今後、経営破綻に陥る可能性のある債務者	分類が発生する。	個別引当（例えば、77%）
実質破綻先債権	再建の見込みのない実質的に経営破綻に陥っている債務者	分類が発生する。	個別引当（例えば、100%）
破綻先債権	破産、清算等経営破綻に陥っている債務者	同上。	同上。

（注）自己査定の「分類」の内容

- 非分類 問題のない債権
- 分類 通常の度合いを超えるリスク資産
- 分類 損失の可能性が高いが、その合理的な推計が困難な資産；保全されていない部分に関して、一定の貸倒実績に基づく個別引当が必要となる。
- 分類 回収不可能、無価値資産；保全されていない部分に関して、全額の個別引当が必要となる。

意見

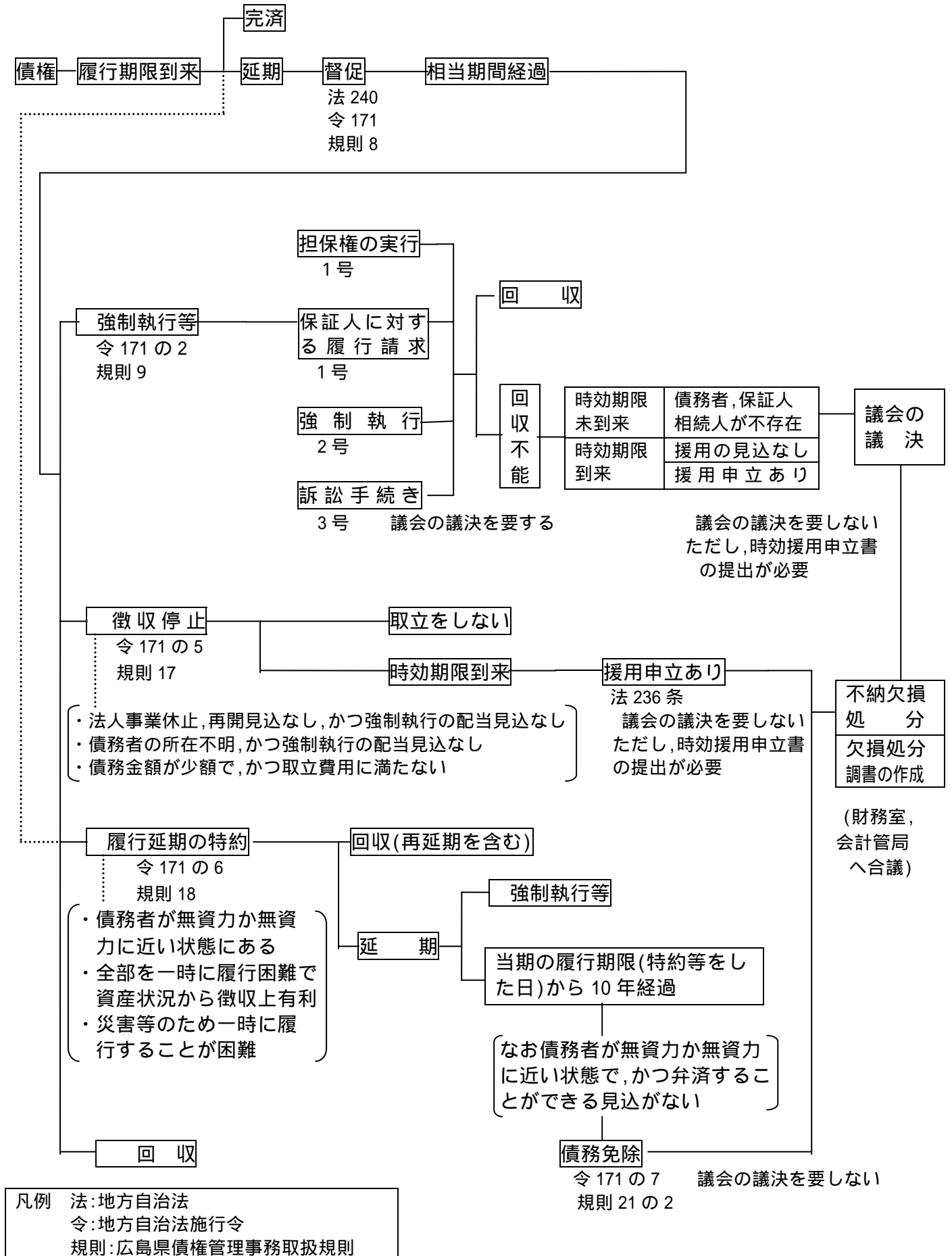
県全体で行っている「カテゴリー 1, 2, 3」という債務者の区分及び商工労働局での債務者の区分である「正常債権、条件変更債権、滞納債権」は、資産評価に結びついていない。債務者の区分に応じた債権の評価を行い、債権の回収可能性を評価する制度の確立が必要である。

（ 8 ）債権回収手続

ア 滞納が発生した場合、速やかに文書や電話等による督促を行う。併せて、連帯保証人に対して催告するとともに、物上保証人に対しても滞納の事実を通知する。その後、相当期間経過しても弁済されない場合、債務者の状況に応じて強制執行等 徴収停止 履行延期の特約の手続を行う。

以下、平成 18 年 3 月 広島県金融課「高度化事業における債権管理マニュアル」p27 を引用する。

地方自治法及び広島県債権管理事務取扱規則に基づく債権管理上の措置



イ 県は、「高度化資金」及び「設備近代化資金」について、平成 17 年度は試験的に、平成 18 年度は本格的にサービサーに貸付金の回収業務を委託している。

平成 18 年度は、委託費 3 百万円に対し回収額 79 百万円、平成 19 年度は 6 百万円に対し 36 百万円、平成 20 年度は 9 百万円に対し 35 百万円、そして平成 21 年度は 6 百万円に対し 24 百万円と一定の成果が上がっていると思われる。ところが、平成 22 年度においては、「設備近代化資金」については、返済が期待できない貸付先が多いとして委託を中止している。「高度化資金」については、委託費 3 百万円で、17 百万円の回収を目標としている。

ウ 債権回収の有力な手段として導入したサービサーによる債権回収額は、徐々に減少してきており、費用対効果が低くなってきている。今後、サービサーの活用は慎重に行うべきである。こういった債権回収業務のプロのノウハウを現任者は享受することはできても、担当者は 3 年ごとに配置変えとなるため、県としてのノウハウは、定着しないことも問題点に挙げられる。専門性の求められる職種には、それなりの経験年数が必要である。人事制度の改善も必要ではないかと思われる。

エ 書類のファイリング方法は、「年度管理」を原則にしているが、過年度の貸付実行時から現在に至るまで、時系列的な一貫性を持った貸付先ごとのファイリングがなされていない。このため、長期の貸出事案では、年度が替わると、過去の重要な資料が地下倉庫に保管され、資料の検討が連続性をもって行えない場合が発生している。

#### 意見

貸付時の経緯やその後の回収状況等を貸付先ごとにファイリングすることが債権回収の適切な管理には必要である。「連年管理」が行えるようにファイリング方法を再検討する必要がある。

### (9) 償却処理手続

平成 21 年度においては 2 件(3 口) 7 百万円の償却処理(不納欠損)が行われている。1 件は議会の議決を得た債権放棄であり、後の 1 件(2 口)は議会の議決を要しない時効の援用であった。

回収努力を行ったにもかかわらず、客観的に回収不能と判断される債権についても、時効期限が到来していなければ、債権者、連帯保証人、相続人のいずれも存在しない場合でないと、議会の議決を得た償却処理(不納欠損)ができない。

特に相手先の債務弁済能力なしと判断して行う「徴収停止」の処分は、明らかに回収可能性がない債権に対して、積極的には債権回収事務は行わないという内部

的整理の方法であり，法的効力を残すための形式的な処理にすぎない。

#### 意見

客観的に回収不能と判断されるが，債権者，連帯保証人や相続人が存在しているため，償却処理（不納欠損）されていない債権を県の債権として毎年表示することは，誤った数値を県民に公表することになる。現在の規則等に縛られた償却処理（不納欠損）ではなく，一般の企業会計に準じた方法での償却処理（不納欠損）を行うべきではなかろうか。

## 5 財団法人広島県農林振興センター貸付金（農林水産局）

### （1）概要

平成 21 年 6 月 30 日付けで，総務省が主催する「林業公社の経営対策等に関する検討会」は，「報告書」を公表している。これの要点を以下紹介する。

#### 『（1）林業公社の意義

林業公社は，戦後，国，地方公共団体，森林・林業関係者が一体となって造林を推進する中で，森林所有者による整備が進みがたい地域において，分収方式によって造林を推進するため，昭和 40 年代を中心に都道府県によって設立された公益法人（36 都道府県に 40 公社（平成 21 年 6 月末））である。

これまで，約 40 万 h a の森林を造成（森林面積の約 2 %）し，森林の公益的機能の発揮，地域の森林整備水準の確保や雇用の創出などに重要な役割を果たしてきた。

#### （2）林業公社の経営状況

林業公社の経営は，木材価格の低下（スギの丸太価格はピーク時（昭和 55 年）の 1 / 3）などの社会経済情勢の変化や森林造成に要した借入金の累増（1 兆 392 億円（平成 19 年度末））等により，総体として厳しい状況にある。また，個々の林業公社をみると，造林事業の対象区域や事業規模の決定，資金調達方法や都道府県の支援状況などが様々であり，これを受けて，債務の状況等についても各林業公社で大きな差がある。』

ア 県は，財団法人広島県農林振興センター（昭和 40 年 4 月設立）へ直接貸付を実行すると同時に（平成 21 年度末元金 213 億 61 百万円，据置利子 104 億 69 百万円，元利合計 318 億 30 百万円），同財団法人の株式会社日本政策金融公庫（旧農林公庫）からの借入に対し，損失補償（平成 21 年度末 137 億 15 百万円）を行っている。これら借入金の返済原資は，「分収造林契約」によるものとされている。

分収造林事業とは，分収林特別措置法（昭和 33 年制定）に基づき，土地所有

者と林業公社が分収造林契約を結び、林業公社は費用負担者兼造林者となって植栽し、下刈りから間伐までの手入れを行い、伐採期になると、伐採した木材の販売収益を分収割合に応じて、土地所有者と林業公社が分収する事業である。

県の収益の分収割合は、林業公社（県では、財団法人広島県農林振興センター）60%と造林地所有者 40%の割合であったが、現在は、70%対 30%までに変更手続を進めている。また、この分収造林契約は、契約締結時から木材を伐採するまでの期間を契約期間とするため、その契約期間は、標準的にはスギ 50 年、ヒノキ 55 年であるが、ヒノキを例にすると約 70 年以上にも達する場合がある。県における分収林面積は 14,800 ヘクタールである。したがって、資金の償還期間は、造林関係では、30 年又は 60 年と通常の償還期間を大幅に上回る期間設定がなされているのが特徴である。

第 1 の問題点は、この資金はすべて借入金で賄われており、この弁済期間が上記のような理由から、超長期の期間にわたって設定されているが、この弁済がまもなく開始されるという「財務上の問題」がある（県では、平成 28 年度から償還が始まる。 ）。

- イ 財団法人広島県農林振興センターの平成 21 年度「事業報告書」で公表されているデータを参考にして、借入金の弁済可能性を検討する。この「事業報告書」の 17 ページでは「森林整備事業特別会計」で下記の注記が記載されている。

平成 21 年度末立木評価額

将来の伐採収入見込額（分収金支払後）643 億円（20 年度：644 億円）から今後要する経費見込額を除き、一定利率で割戻す方法で試算。

今後要する経費見込額から補助金を控除した場合

248 億円（20 年度：246 億円）

今後要する経費見込額から補助金と借入金利息を控除した場合 435 億円（20 年度 439 億円）

割引率 = 1.1%（21 年度県貸付金利率）（20 年度 1.0%）

（参考のため、平成 20 年度のデータも、（ ）で示している。）

- ウ これによると、平成 21 年度末の立木の取得価額は「森林経営勘定 455 億 73 百万円」であるから、上記の【伐採収入見込額（分収金支払後）643 億円 - （今後要する経費見込額 - 補助金）】を一定利率（1.1%）で現時点に割戻した額 = 正味売却価額 248 億円と評価している。これが、回収可能性のある時価と考え

てよい。この注記情報が正しいとすれば、森林経営勘定の含み損は、207 億 73 百万円となる（455 億 73 百万円 - 248 億円 = 207 億 73 百万円）。すると、実質的な債務超過金額は、185 億 81 百万円（平成 21 年度末正味財産 21 億 92 百万円 - 207 億 73 百万円 = 185 億 81 百万円）となる。このように、安価な輸入木材の影響で、巨額の含み損を抱えている可能性がある。つまり、第 2 の問題点は、分収造林契約の収益性が大幅に悪化しているという「経済的な問題」である。なお、こうした時価を何故、財務諸表に反映させていないのかは、債権回収手続で解説する。

「山元立木価額、人件費等の推移」参考<sup>20</sup>

区 分	昭和 42 年	昭和 55 年	平成 15 年	摘 要
木材価格	19,640 円	17,880 円	4,880 円	スギ <sup>※</sup> （18 c m 上 × 3.62 ~ 3.8 m）
人件費	2,720 円 / 人日	6,730 円 / 人日	12,330 円 / 人日	伐出業
外国産材の輸入割合	38.6%	68.3%	81.5%	

木材価格・人件費については、H15 年を基準として卸売物価指数により補正。

エ なお、我が国の林業公社（平成 17 年度末では、全国 36 都道府県に 39 の林業公社がある。）の経営内容については、会計検査院も「農林漁業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）における林業公社の分収林事業に対する貸付け等の状況について」と言うレポートを平成 18 年 11 月に出している（平成 17 年度決算検査報告）。これを参考にされるとよい。

## （２）与信管理手続

貸付金の上限はなく、与信管理は、全く行われていない。

## （３）債権契約手続

県と財団法人広島県農林振興センターとの間で、金銭消費貸借契約書が締結されているが、その契約書の内容は、極めて大まかなものである。因みに、担保設定による債権保全に関する条項はない。貸付期間及び返還の時期に関する条項も極めて大まかであり、一例を示すと、下記のような条項となっている。

（貸付期間）

第 3 条 貸付期間は、貸付の日から 30 年とする。ただし、この貸付期間は、乙（財団法人広島農林振興センター）の行う森林経営上必要と認められる場合は、甲（県）

<sup>20</sup> 財団法人石川県林業公社「林業公社だより 第 1 号」2006 年 3 月 p3

乙協議の上、延長することができる。

(返還の時期)

第4条 乙は、貸付期間満了後、元利金全部を一時に甲に支払わなければならない。ただし、甲乙協議の上、必要がある場合は、割賦償還することができる。

また、平成7年4月には、「事業資金及び貸付変更契約書」をこの財団と締結し、貸付期間の条件変更を行っている。これによると、昭和40年5月1日から昭和61年3月26日までの98件の貸付金40億86百万円を、当初の30年から、60年の貸付期間に変更している。履行期限の延長は、「広島県債権管理事務取扱規則」第19条では、原則5年であるが、例外規定を利用して、30年間の期限延長を行っている。既に、契約締結後のことなので、監査上の問題とはしないが、履行期限が30年も延長されるのは正常な条件変更とは言えない。

**(4) 債権管理手続**

貸付金の回収期限は、先に見たように「元利金30年一括弁済」であるから、調定の問題も先送りされており、財団法人広島農林振興センターの会計処理も、「取得原価主義」の範疇で認められた会計処理を採用している限りは(例えば支払利子の原価算入)、財務構造上の脆弱さは、顕在化してこなかった。そのため、県の判断では、正常債権の如く扱われている。現状では、財政健全化法に基づく債権管理を行っているとの回答があった。

**(5) 利子の管理手続**

未収利子は、平成21年度末で104億69百万円であるが、このうち、平成18年度以降の新規発生利子が無利子化された平成17年度までの貸付実行分に係る未収利子104億23百万円については、金額が固定されている。この金額が固定された未収利子も、回収条件が、将来の30年後又は60年後に設定されているため、歳入の調定対象とはならない。当初、利子については、事業担当部局で、適切に把握しているが、収入未済とならないので、県の債権としては認識・計上されていないと判断していた。

ところが、地方自治法第233条第1項及び同施行規則第116条第2項の定めに従って調製される「財産に関する調書」には、翌年度以降に調定され収入されるべき確定債権を計上することになっているということが判明した。

意見

将来、県の歳入となる未収利子104億69百万円のうち、平成18年度以降の新規発生利息が無利子化された平成17年度までの貸付実行分に係る未収利子104億23百万円については、翌年度以降に調定され収入されるべき確定債権であることから、県有財産である債権として、資産計上する必要がある。



## (6) 債権保全手続

債権保全のための契約もないため、資産保全手続は、全く取られていない。

意見

無担保融資については、債権を保全する必要性がないことに対する検討過程の記録を残しておくことが必要である。

## (7) 債権評価手続

期末の一定時期に債権評価をする慣行はなく、全く、債権の評価は実施されていない。

## (8) 債権回収手続

ア 償還期間が長期にわたるため、本格的な償還は、平成 28 年度から開始されることになっている。先に見たように、回収条件は、「元利金一括償還」が原則である。貸付先である財団法人広島県農林振興センターの平成 21 年度決算における正味財産は、僅か 21 億 92 百万円である。森林経営勘定の資産内容（管理費・人件費 37 億 95 百万円、公庫借入金利息 124 億 26 百万円、県長期借入金利息 104 億 63 百万円、造林費 187 億 58 百万円、県短期借入金利息 1 億 21 百万円、短期借入金利息 10 百万円の合計 455 億 73 百万円）から判断すると、立木が成長していると言っても回収価値のある資産（財産）であるとは考え難い。<sup>21</sup>

要約貸借対照表を以下に示す（財団法人広島県農林振興センター：平成 21 年度事業報告書より作成）。

要約貸借対照表  
平成 22 年 3 月 31 日現在

（単位：百万円）

森林経営勘定	45,573	短期借入金	624
基本財産	5	長期借入金	45,458
特定資産	2,008	その他負債	607
その他資産	1,295	正味財産	2,192
資産合計	48,881	負債及び正味財産	48,881

<sup>21</sup>平成 20 年度のデータは、広島県包括外部監査人 稲田正司 「平成 21 年度 包括外部監査結果報告書」（広島県及び県出資法人の資金運用・資金調達方法について）p114 を参照

イ 平成 23 年 4 月以降開始される事業年度から「林業公社会計基準」が適用される予定である（実務上の「減損会計」の適用は、新公益法人への移行・申請期限が平成 25 年 11 月 30 日までであるので、これを目標にしていると思われる。）この会計基準では、「近年の木材市場価格の下落の現状が、将来における投資額の回収能力の低下への懸念として現れてきています。 省略

そうした観点から、委員会は、先ず、公社の中心課題といえる森林資産に係る会計処理の検討から入りました。森林整備事業は、先に述べたように、投資額のすべてが借入金で賄われ、その投資から収益を得るまでの期間が超長期であるなど、特殊な事業経営となっています。」<sup>22</sup>と指摘している。これは、会計上の用語で言うと減損会計が企業会計と同様な条件<sup>23</sup>で採用されることを意味する。なお、この減損会計は、事業用の固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合、その回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理であり、現在の取得原価主義会計の下で行われるものである。

ウ 現在、財団法人広島県農林振興センターは、平成 20 年 12 月 1 日に施行された公益法人制度改革関連三法により「特例民法法人」となっており、公益財団又は一般財団に移行・申請するまでは、平成 16 年基準（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）による「公益法人会計基準」を適用して、財務諸表を作成することができる。そのため、公益法人における「固定資産の減損会計は、企業会計と同一ではなく、その適用は以下のとおりである。『資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。』とされており、原則として、強制評価減を行う必要がある。ただし、『有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。』とされており、例外として、帳簿価額（取得価額から減価償却累計額を控除した価額）を超えない限り、使用価値で評価することもできる。

なお、公益法人において固定資産を使用価値により評価するか否かは任意であるが、使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業（公益事業であるか、

<sup>22</sup> 全国森林整備協会 林業公社会計基準策定委員会「林業公社会計基準の策定について中間報告」平成 22 年 7 月 はじめに

<sup>23</sup> 日本公認会計士協会 企業会計基準委員会編 「会計監査六法 life 版」（平成 22 年）日本公認会計士協会出版局 平成 22 年 9 月 30 日 p831「減損の兆候」を参照

付随的に行う収益事業であるかは問わない。)に供している固定資産に限られる。」<sup>24</sup>とされている。なお、「資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合」とされているので、平成21年度決算では、強制評価減を行っていない(455億73百万円÷2=227億86百万円に対し時価248億円であるから、時価は、帳簿価額の50%を上回っている。)。しかしながら、この算出根拠は、現在までに、経営改善策として実施されてきた分収割合の変更や長伐期化等の取り組みが反映されておらず、将来の伐採計画等と不整合となっており、現状を反映しているとは思えない。このため、この時価248億円の根拠は極めて脆弱である。したがって、時価が帳簿価額の50%を上回っていると言う根拠は、再計算すれば、覆る可能性を否定できない。

また、ここで言う「使用価値」とは、「資産の継続的使用とその耐用年数の最終時における処分によって生じると予想される見積将来キャッシュ・フローの現在価値」<sup>25</sup>を言うとして規定されているので、概ね、「売却時価の割引額」であると考えてよい。そのため、財団法人広島県農林振興センターの財務諸表の注記では「割引率」の記載があり、「一定利率で割引す方法」で計算が行われている旨の記載がある。

したがって、現在の会計基準でも、固定資産に属する森林資産(森林経営勘定)455億73百万円は、将来の売却時価を現在価値に直すと、その使用価値は248億円と評価されていることになる。その結果、正味財産は、185億81百万円のマイナスになると思われる。すなわち、先述したとおり、平成21年度末の推定含み損は、207億73百万円であるから、この時点で、185億81百万円(21億92百万円-207億73百万円=185億81百万円)と推定できる。

なお、先に見た注記で、「今後要する経費見込額から補助金と借入利息を控除した場合」の時価は435億円となっている。これと森林経営勘定455億73百万円との差額は、17億73百万円である。この含み損を平成21年度末正味財産21億92百万円から控除すると、4億19百万円の実質正味財産となる。これは187億円(435億円-248億円=187億円)の支払利息相当額が支払を免除されれば、この財団の正味財産は維持され、実質債務超過にはないという財団の意見表明であるとも解釈することができる。

<sup>24</sup> 有限責任監査法人トーマツ パブリックインダストリーグループ編 「新公益法人会計の実務詳解(第3版)」中央経済社 2010年7月10日 p500

<sup>25</sup> 黒沢 泰 「不動産の時価評価と減損会計」中央経済社 平成14年11月20日 p46

エ また、分収造林契約では、森林の伐採による代償で、借入金を弁済する計画であるが、この伐採は、毎年行われるわけではない。例えば、ヒノキの場合では、植栽を終了して伐採をするまでの期間は、70年の長期にわたる。植林して40年になると（これが、現時点では、平成28年になると想定されている。）、第1回目の利用間伐が行われ、その15年後に第2回目の利用間伐が行われる（植林後55年）。そうして、最終的に70年後に主伐が行われ、資金が回収されることになる。これに対し、資金の償還計画は、平成28年度から平成57年度の30年間、毎年約10億円程度の元利金を弁済することになっている（元金213億61百万円、利子104億69百万円の合計318億30百万円）。したがって、森林の売却による資金の回収は、15年ごとなのに、弁済は毎年行わなければならないという矛盾を含んだ弁済計画になっている。

オ このような懸念は、県の財政担当部門も認識しており、先に見た平成20年度の普通会計の貸借対照表で負債として計上されていた「損失補償等引当金151億円」は、その表れである。財団法人広島県農林振興センターは、外部借入である株式会社日本政策金融公庫からの借入を、単独では、弁済できなくなる可能性が高いため、損失補償契約に基づき、県の財務部財政課が、総務省の会計基準（「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定に関する基準」（平成20年4月21日告示））に基づいて、県が負担する可能性がある損失予想額を124億円と算定しているのである。

#### 意見

県は、先ず、減損会計による森林経営勘定の資産の時価評価を具体的な最新の資料に基づき再計算し、分収造林による回収資金を正確に見積もる必要がある。平成21年度末の立木の時価評価は248億円となっているが、これの計算過程を見直す必要がある。この算出根拠は、現在までに、経営改善策として実施されてきた分収割合の変更や長伐期化等の取り組みが反映されておらず、将来の伐採計画等と不整合となっており、現状を反映しているとは思えないからである。次に、ミスマッチとなっている回収資金の回収金額と回収時期に合わせて、財団法人広島県農林振興センターに対する貸付金の償還金額と償還時期の条件変更を行う必要がある。そうして、最後に、資金の不足する金額を確定する必要がある。この不足資金は、株式会社日本政策金融公庫からの借入金に対する損失補償を行っている県が負担する可能性もある。それゆえ、平成20年度決算において、損失補償等引当金として想定している124億円が妥当かどうかの検証も早急に行う必要がある。

いずれにしても、財団法人広島県農林振興センターの借入金償還原資とこれに

対応する県の貸付金の回収時期のずれは、大きな矛盾をはらんでおり、現状のままだと、資金ショートが発生の確率は非常に高いと思われる。特に、貸付金の「適切な弁済計画」を策定することの必要性は、昨年度も、「包括外部監査の意見」で指摘した。

### (9) 償却処理手続

現時点では、償却処理（不納欠損）はとられていない。

## 6 広島県土地開発公社貸付金（土木局）

### (1) 概要

広島県土地開発公社は、昭和39年1月に設立された財団法人広島県土地開発公社を前身とする。現在の広島県土地開発公社は、昭和48年3月に、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて設立された特別法人である。平成21年度末の出資金は、30百万円であり、県100%の出資である。負債は46億54百万円に対し、総資産は、236億4百万円となっている。

土地開発公社の歴史的存在意義として、平成15年度の県の包括外部監査での指摘を引用する。「土地開発公社による土地の先行取得は、地価が継続して上昇している局面では特に重要である。省略 このような時代においては、土地開発公社は十分な存在意義を有していたといいうる。ところが、現在のように、地価がむしろ継続的に下落するような局面においては、公社による土地の先行取得は、財政負担という観点からは特別な意義を見出しがたい。地価が下落している段階で公社がまず土地を取得し、数年後に、その原価で県が土地を再取得することは、結果的に、県が再取得時の時価よりも高い価格で土地を取得することを意味するからである。省略 したがって、土地開発公社は、公拡法が施行された昭和47年頃に比べて、現在の経済事情のもとではその存在意義が薄れてきたといえる。」<sup>26</sup>

このような広島県土地開発公社に対し、県は昭和63年3月に「公共事業用地先行取得資金貸付契約書」を締結し、20億円の貸付を実行している。なお、本借入に対する債務不履行に備えて、県は債務保証を行っている（この点に関しては、「将来損失」を参照のこと。）

---

<sup>26</sup>広島県包括外部監査人 佐上芳春 「平成15年度 包括外部監査結果報告書(広島県土地開発公社の出納及び事業の管理について)」pp.6~7

## (2) 与信管理手続

与信の限度額を規定するものはない。

## (3) 債権契約手続

昭和 63 年 3 月 24 日に県と広島県土地開発公社とは、金銭消費貸借契約書を締結しているが、極めて簡単な条項だけを定めている。

特徴的なことは、第 3 条（返還の時期）で、「乙（広島県土地開発公社）は、借受金を昭和 68 年 3 月 31 日までに、甲（広島県）に支払わなければならない。ただし、甲の財政事情によっては、繰り上げて返還するものとする。」と定められ、毎年、変更契約書を締結して、履行期限を継続的に延長していることである。第 7 条（疑義の解決）には、「この契約に定めのない場合は、甲乙協議して定めるものとする。」とあるため、県と広島県土地開発公社との間で毎年協議をし、適切な手続によって、変更契約を締結しているとの県の回答があった。事実関係だけ指摘すれば、昭和 68 年は平成 4 年度であるから、この履行期限から 17 年間契約変更を行いつけていることになる。このように、変更契約が容易に更新されるため、履行期限は、極端に言えば、「無期限」に延長される可能性がある。

### 指摘事項

当初の金銭消費貸借契約書では、繰り上げ償還の条項はあるが、履行期限の延期に係る条項はない。「広島県債権管理事務取扱規則」第 19 条（履行期限を延長する期間）では、「履行延期の特約等をする場合における当該延期に係る履行期限は、当該債権の履行期限（当該債権の履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該特約等をする日）の翌日から起算して 5 年以内において定めなければならない。ただし、履行延期の特約をする目的を十分に達することができないときその他特別の事情があるときは、5 年を超えて定めることができる。」とあり、原則は、5 年以内の履行期限の延長である。なお、広島県土地開発公社は、昨年の包括外部監査でも指摘したように、弁済原資のための潤沢な運用資金を要している団体である。履行期限の延期を際限なく認めることは、契約上の履行期限の定めを軽視するものであり、適正な債権の条件変更とは言えない。貸付金によって取得した土地の活用方針を早期に決定し、履行期限を明確に定めるべきである。

## (4) 債権管理手続

県は、「元兼 地区先行取得貸付金整理台帳」でこの貸付金を管理している。これによると、平成 21 年度末まで、平成 9 年度から 13 年間、1 億 91 百万円が当初の目的（土地の先行取得）に利用されていない。また、平成 2 年度に 20 億円の貸付が実行されて以降、回収されたのは、平成 8 年度に 2 億 76 百万円の回収があったのみである。これ以降、貸付残高は 17 億 23 百万円で固定化している。

意見

県は、広島県土地開発公社に対する貸付金に対し、土地の先行取得に係る資金の未使用分を貸付台帳で認識していながら、13年間も資金回収を放置している。しかも、これは、「無利子」であるから、この貸付金は、時間的な価値を考慮するとかなりの金額が毀損している。資産を健全に保全するという観点が必要である。県は、余剰資金を早期に回収することが必要である。

#### (5) 利子の管理手続

利息は、金銭消費貸借契約書第2条により「借受金の利息は、無利息とする(「無利子」)。」とされている。

広島県土地開発公社が負担する長期借入金のうち、唯一の無利子での借入である。

#### (6) 債権保全手続

債権を保全する手続は、何も取られていない。「広島県債権管理事務取扱規則」第11条第1項では、「債権管理機関の長は、当該債権管理機関の管理に属する債権を保全するため、法令その他の規定又は契約の定めるところに従い、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じて増担保若しくは保証人の変更その他担保の変更を求める手続をしなければならない。」と規定している。

県の説明によると、「広島県債権管理事務取扱規則」には、債権保全のために担保の徴求が必要であるか否かの判断の基準についての記載がなく、担保の必要性の有無については、「地方自治法の施行令」第171条の4第2項に「普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押もしくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。」とあることから、この規定により無担保融資とされたものであり、「広島県債権管理事務取扱規則」第11条に反するものではないとの見解である。

債権の性格上、担保の徴求が必要でない場合もありうるが、その必要性の有無については、十分な検討が必要と思われる。

意見

無担保融資については、債権を保全する必要性がないことに対する検討過程の記録を残しておくことが必要である。

#### (7) 債権評価手続

広島県土地開発公社の財務状況に基づき、債権評価は全く実施されていない。

## (8) 債権回収手続

余剰資金（1億91百万円）が認識されながら、資金回収を実行していない。

## (9) 償却処理手続

現在の財務内容は良好であるため、償却処理（不納欠損）は不要と思われる。

## 7 広島高速道路公社貸付金（土木局）

### (1) 概要

広島都市圏の自動車専用道路網である広島県高速道路は、広島高速1号線から同5号線で構成されている。広島市の区域及びその周辺において、常時、大量に発生・集中する自動車交通の適切な分散導入により、都市内交通の円滑化を図る目的をもって広島高速道路公社は、平成9年に設立されている。平成21年度末の出資金は727億85百万円であり、出資割合は、県と広島市がそれぞれ、50%となっている。負債は2,533億1百万円であり、総資産は3,494億88百万円となっている。

会計処理は、企業会計に準じているが、「道路資産については、料金収入等で道路資産に投資した額を償還するという事業の特徴から、その償還状況により明確に把握できる償還準備金積立方式をとっており、企業会計において一般に採用されている減価償却方式はとっていません。省略 財務諸表では、営業中の道路から生じる毎事業年度の収支差を『償還準備金繰入』として損益計算書に費用計上し、その累計額を『償還準備金』として貸借対照表に表示することにより、道路の建設費の償還状況がわかる仕組みとなっています。」<sup>27</sup>と説明されているが、その償還準備金は、平成21年度末で232億67百万円であり、現金預金等の流動資産は176億56百万円という状況である。

県は、このような財政状況にある広島高速道路公社に414億9百万円の貸付を実行している。これは、県が、県債として財務省から調達した資金を転貸する方式によっている（調達期間は、10年から20年であり調達金利は1.7%から2.1%である。）。県の公社への貸付利率は、1.7%から2.1%である。したがって、利鞘はない。また、償還期間は10年から20年で年2回（8月と2月）の分割弁済である。

---

<sup>27</sup> 広島高速道路公社 平成21年度財務諸表「広島高速道路公社の経理方法」インターネットより



## (2) 与信管理手続

与信限度は規定されていない。

## (3) 債権契約手続

ア 道路河川管理課が契約手続を行っているので、平成 21 年度の契約書を閲覧した。「平成 21 年度指定都市高速道路建設事業資金貸付契約書」が県と広島高速道路公社との間で締結されている。この契約書締結日は、平成 21 年 9 月 4 日である。第 3 条で「貸付金の利率、償還方法、償還期限及び支払期日等は、甲(県)が貸付財源として借り入れる財政融資資金(以下「特別転貸債」という。)の借入条件と同一条件とし、各期日の元利金の支払い額は、甲が定める貸付金償還年次表によるものとする。」となっている。

国から県に財政融資資金が入金されたのは、広島高速道路公社との契約日である平成 21 年 9 月 4 日ではなく、年度をまたいだ翌年の平成 22 年 5 月 26 日であり、県が当該資金を広島高速道路公社に実際に貸付を行う日も、平成 22 年 5 月 26 日となる。そうすると、通常の会計処理では、平成 22 年 3 月 31 日末時点では、貸付契約は存在するものの、貸付の実行は行われていないことになる。

貸付利子の起算日も、当然のことであるが、貸付実行日の平成 22 年 5 月 26 日である。ところが、地方自治法での会計では、貸付決定のときが「支出負担行為」をした日となっており、この属する平成 21 年度で貸付金が計上される。当該年度の決算日から 2 ヶ月以内の出納閉鎖期間に支出が行われればよいわけである。またこれに対応する国からの借入金は、平成 22 年 3 月 25 日で借入が決定されているので、財産としての貸付金となる。契約手続は妥当である。

イ また、契約書の保存期間を確認したところ、契約書の保存期間は明確になっておらず、県の回答では、「永久保存」と言うことであった。

意見

貸付関係書類の保存期間が不明確である。文書管理規則に定める基準に従った運用が必要と思われる。

## (4) 債権管理手続

「広島高速道路公社特別転貸債貸付状況」表を入手して平成 21 年度末の貸付残高を確認したが、残高は不一致であった。これは、個別の帳簿を期末にすべて合計して検算をすることを怠っているためである。

#### (5) 利子の管理手続

利息計算は債権の転貸であるため、通常の日数計算は行われていない。すなわち、県が国に支払う年2回のクーポンの金額を、広島高速道路公社に対する貸付金の利子としている。

#### (6) 債権保全手続

債権を保全する手続は、何も取られていない。

意見

無担保融資については、債権を保全する必要性がないことに対する検討過程の記録を残しておくことが必要である。

#### (7) 債権評価手続

債権評価は、全く実施されていない。

#### (8) 債権回収手続

現在のところ、貸付金の回収業務は約定どおり実施されており、滞留債権はない。

#### (9) 償却処理手続

現在のところ、財務内容が良好であるため、償却処理（不納欠損）を実施する必要性はないと思われる。

### 8 広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業（高校・高専）奨学金貸付金（教育委員会）

#### (1) 概要

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する対象地域の同和関係者の子弟で、高校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に進学する能力をもち、将来社会において有為な人材として活躍されることが期待されながら、経済的な理由により進学後修学が困難な者に対し、予算の範囲内において就学の便宜を図ることを目的とする。

同和奨学金の支給（給付）制度は昭和37年に開始された（広島県同和奨学金支給要綱）。その後、昭和57年に、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「法」という。）の施行に伴い、昭和62年に、「高等学校等同和奨学金給付要綱」（以下「要綱」という。）が廃止され、奨学金を貸与する制度（本制度）が創設された。平成13年度末に「法」が失効したことに伴い、本奨学金貸付事業も終了した。

なお、経過措置として、平成 14 年 3 月 31 日時点で、高校又は高専に在学し、貸与を受けていた者が、当該課程を修了又は退学するまでの間貸与を行うこととなっていたため、平成 17 年度末まで貸付が行われた。現在では、回収業務のみを行っている状況である。

## **(2) 与信管理手続**

福祉政策的な意味合いが強いため、与信管理は行っていない。なお、収入要件等により審査を行うが、貸付月額を国公立、私立の別で区分している。

## **(3) 債権契約手続**

規程上、申請者は、申請書と生計を同一とする者に係る所得証明を添付して教育長に提出する。教育長は、教育長が定める審査基準に従い、貸付を決定する(「要綱」第 5, 6 条)。実際の手続は、申請者から市町村教育委員会に申請書を送付し、市町村教育委員会から申請者一覧とともに、県教育委員会に送付することとされていた。(要綱第 18 条)。なお、同和地区出身者であることを秘匿しておきたいという親の心情から、申請者に内緒でその親が申請していたというケースもあった。上記申請書など契約書類は、契約番号ごとに、教育委員会事務局指導第二課で、回収が終了するまで保存管理している。

## **(4) 債権管理手続**

マニュアルとして、「広島県地域改善対策高等学校等進学奨学金事業(高校・高専)貸与要綱」及び「同和奨学金債権管理事務フロー」などがある。マイクロソフトの「アクセス」を利用して、一元的にデータ管理している。

なお、既に新たな貸付金が発生していないこと、滞納繰越金が緩やかな減少傾向にあるため、後述の「広島県高等学校等奨学金」のように、債権回収のためにサービスの導入などは検討していないとのことであった。

## **(5) 利子の管理手続**

無利子である(「要綱」第 4 条第 4 項)。なお、違約金については、未納額につき年 10.95%と定められている(「要綱」第 17 条)。ただし、滞納をした場合であっても、違約金は徴収しない運用がなされている。

### **指摘事項**

要綱第 17 条では、「正当な理由がなく奨学金を返還期日までに返還しないときは…返還すべき額について、年利 10.95 パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。」という文言になっていること、他の貸付金においては文言どおり違約金を徴収しており、履行期限を守った者とそうで

ない者との公平性に欠けるおそれがあることから、実際に徴収できるか否かは別として、滞納者には違約金の請求及び徴収を行うか、又は、要綱の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである。

#### (6) 債権保全手続

「要綱」等には保証人の人数などにつき明記されていないが、1名の連帯保証人(事実上は申請者の親)をたてるということで運用されてきた。

#### (7) 債権評価手続

期末の一定時期に債権評価をする慣行はなく、債権評価は行っていない。

#### (8) 債権回収手続

教育委員会事務局指導第二課が、債権管理を行う(広島県地域改善対策高等学校等進学奨学金債権管理事務取扱要綱 第3)。なお、債権回収担当者は、経験年数2年の職員1人のみである。それも、債権回収を専従に行うものではなく、通常の事務業務のほか、「広島県高等学校等奨学金」などの債権回収も担当している。なお、貸付残高自体は、以下のように推移している(県作成資料より)。

(単位：千円)

平成20年度末	1,499,017
平成21年度末	1,365,742

しかし、以下の表のとおり、新規滞納者数、滞納金額とも微増傾向にある。

各年度別新規滞納者及び滞納額

(単位：千円)

	人 数	金 額
平成20年度	190	6,662
平成21年度	200	7,115

滞納(滞納繰越)状況

(単位：千円)

	人 数	金 額
平成20年度	272	27,643
平成21年度	281	31,517

この点、回収を充実させるには、個別対応(面談や自宅への往訪など)が必要

となってくる。複数の貸付金の回収業務を並行して行い、かつ回収業務以外の通常業務をも一人でやるということは、加重業務と思われる。この点、回収を円滑、迅速に行うために、スタッフの充実等の整備を検討すべきであろう。

### (9) 償却処理手続

償却処理（不納欠損）をしたことはない。なお、後述の免除手続の場合、要綱に明記されているので、償却処理（不納欠損）の必要はなく、知事の専権で行える。

免除手続につき、「広島県地域改善対策高等学校等進学奨学金債権管理事務取扱要綱」では、全額又は一部免除（要綱第15条第1項）、20分の5の範囲での免除（要綱第15条第2項以下）を明記している。

なお、免除申請件数、決定件数は以下のとおりである（県作成資料より）。

	申請件数	決定件数	全額免除	20分の5免除
平成20年度	678	587	6	581
平成21年度	594	534	6	528

実際上の運用としては、各市町教育委員会を通じ、返還免除申請書類（申請書と所得証明等、要件を具体的に基礎づける客観的資料）を本人が市町の教育委員会に提出し、前年1年間の収入が、生活保護の基準に基づいて算定する年額の2倍以下であれば、20分の5の範囲で免除することとしている。

なお、要綱第15条2項(2)において、「基準日前1年間の全収入が生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍の額以下」と明記しているが、県では、「広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業貸与返還免除基準の特例に関する要綱」において、「年額の2倍の額以下」と明記され、同要綱に基づき運用されている（同要綱第2条第1項）。

## 9 広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業（大学）奨学金貸付金（教育委員会）

### (1) 概要

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第2条第1項に規定する対象地域の同和関係者の子弟で、大学又は短期大学に進学する能力をもち、将来社会において有為な人材として活躍されることが期待されながら、経済的な理由により進学後修学が困難な者に対し、予算の範囲内で就学の便宜を図るための奨学金の貸与制度である（広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業（大学）貸与要綱第1条）。大学同和奨学金の支給は、昭和45年に開始されている（広島県大学同和奨学金支給要綱）。

その後、昭和 57 年に、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「法」という。）の施行に伴い、同年に、「大学同和奨学金貸与要綱」が制定され、奨学金・支度金を貸与する制度に変更された。

そして、昭和 62 年に、広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業（大学）貸与要綱が施行されるに伴い、大学同和奨学金貸与要綱は廃止された。

平成 13 年度末に「法」が失効したことに伴い、本奨学金貸付事業も終了した。

なお、経過措置として、平成 14 年 3 月 31 日時点で、大学又は短期大学に在学し、貸与を受けていた者が、当該課程を修了又は退学するまでの間貸与を行うこととなっていたため、平成 17 年度末まで貸付が行われた。現在では、回収業務のみを行っている状況である。

## （２）与信管理手続

福祉政策的な意味合いが強いため、与信管理は行っていない。なお、収入要件等により審査を行うが、貸付月額を国公立、私立の別で区分している。

## （３）債権契約手続

申請者は、申請書に生計を同一とする者に係る所得証明を添付して、市町の教育委員会に提出する。教育長は、教育長が定める審査基準に従って、貸付を決定する（要綱第 5、6 条、18 条、同和奨学金債権管理事務フロー）。

上記申請書などの契約書類は、契約番号ごとに、教育委員会事務局指導第二課で、回収が終了するまで保管することになっている。

## （４）債権管理手続

マニュアルとして、「広島県地域改善対策高等学校等進学奨学金債権管理事務取扱要綱」及び「同和奨学金債権管理事務フロー」がある。マイクロソフトの「アクセス」を利用して、一元的にデータ管理をしている。

なお、既に新たな貸付金が発生していないこと、滞納繰越金が緩やかな減少傾向にあるため、債権回収のためにサービスの導入などは検討していないとのことであった。

## （５）利子の管理手続

無利子である（要綱第 4 条第 4 項）。なお、違約金については、未納額につき年 10.95%と定められている（要綱第 17 条）。しかし、滞納をした場合であっても、違約金は徴収しない運用がなされている。

### 指摘事項

要綱第 17 条では、「正当な理由がなく奨学金を返還期日までに返還しないと

きは…返還すべき額について、年利 10.95 パーセントの割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。」という文言になっていること、他の貸付金においては文言どおり違約金を徴収しており、履行期限を守った者とそうでない者との公平性に欠けるおそれがあることから、実際に徴収できるか否かは別として、滞納者には違約金の請求及び徴収を行うか、又は、要綱の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである。

#### **(6) 債権保全手続**

要綱等には保証人の人数などにつき明記されていないが、1名の連帯保証人(事実上は申請者の親)をたてるということで運用されてきた。

#### **(7) 債権評価手続**

期末の一定時期に債権評価をする慣行はなく、債権評価は行っていない。

#### **(8) 債権回収手続**

貸与期間が満了した場合には、申請者は、借用証書、返還計画書を提出する(上記事務取扱要綱第4(3))。その後、教育委員会事務局指導第二課が債権管理・回収を行う(広島県地域改善対策高等学校等進学奨学金債権管理事務取扱要綱第3)。現在、サービサーは利用していない。また、債権回収担当業務は、広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業(高校・高専)奨学金の債権回収担当者と同一の者が一人で行っているが、平成17年に貸付業務が終了していることから、今後もサービサーなどの利用は考えていないとのことであった。貸付残高は、以下のように推移している(県作成資料より)。

(単位：千円)

	金額
平成 20 年末	1,722,089
平成 21 年末	1,551,196

しかし、以下の表のとおり、新規滞納者、滞納金額とも横ばい状況である（広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業（高校・高専）奨学金貸付金の場合、現時点で微増傾向にあるが、同事業（大学）奨学金貸付金の場合、横ばい傾向にあるのは、卒業後、大学の場合、就職する割合が高いことによるものと考えられる。）。

#### 新規滞納者及び滞納額

(単位：千円)

	人数	金額
平成 20 年度	69	8,035
平成 21 年度	66	7,279

なお、滞納金については調定ごとにカウントするため、前年度から引き続き滞納している者も新規滞納者としてカウントしている。

#### 滞納（滞納繰越金）状況

(単位：千円)

	人数	金額
平成 20 年度	104	32,848
平成 21 年度	103	34,989

この点、さらに、回収を充実させるためには、個別対応（面談など）が必要となつてこよう。

### (9) 償却処理手続

償却処理（不納欠損）をしたことはない。なお、後述の免除手続の場合、要綱に明記されているので、不能欠損処理の必要はなく、知事の専権で行える。

免除手続については、「広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業（大学）貸与要綱」では、全額又は一部免除（要綱第 15 条第 1 項）、20 分の 5 の範囲での免除（要綱第 15 条第 2 項以下）を明記している。なお、免除申請件数、決定件数は以下のとおりである（県作成資料より）。



	申請件数	決定件数	全額免除	20分の5免除
平成20年度	277	236	3	233
平成21年度	209	182	3	179

実際上の運用としては、各市町教育委員会を通じ、返還免除申請書類（申請書と所得証明等、要件に具体的に基礎づける客観的資料）を本人が市町の教育委員会に提出し、前年1年間の収入が、生活保護の基準に基づいて算定する年額の2倍以下であれば、免除することとしている。

なお、要綱第15条2項(2)において、「基準日前1年間の全収入が生活保護法の規定による保護の基準に基づいて算定する年額の1.5倍の額以下」と明記しているが、広島県では、「広島県地域改善対策高等学校等進学奨励事業貸与返還免除基準の特例に関する要綱」において、「年額の2倍の額以下」と明記され、同要綱に基づき運用されている（同要綱第2条第1項）。

## 10 広島県高等学校等奨学金貸付金（教育委員会）

### (1) 概要

高等学校等に在学する者のうち、経済的理由により就学が困難である者に対し、修学上必要な学資金の一部を貸し付けることにより、勉学意欲のある者又は勉学成績の優れた者の教育を受ける機会の拡充を図り、もって有為な人材を育成することを目的とする（広島県高等学校等奨学金貸付条例（以下、「条例」という。）第1条参照）。広島県高等学校等奨学金は、平成14年度に、国において、都道府県が実施する高等学校等への就学が困難な者に対する奨学金事業に対して補助をする事業が創設されたことに伴い制度化されたものである。

平成17年度には、日本育英会高等学校分奨学金が、各県に移管され、現在では、A区分（既存広島県高等学校等奨学金）とB区分（旧日本育英会高等学校奨学金）に分けて運営されている。A区分とB区分との違いは、貸付条件（学力、資力要件）にある。平成14年度の利用者数は35名、平成21年度には2,743名（A区分921名、B区分1,822名）と利用者数は増加している。

平成21年度末の貸付残高は（A区分とB区分を併せ）29億4百万円となっている。また、平成22年11月末現在の償還すべき金額（平成22年度新規発生分＋前年度からの繰り越し分）1億99百万円のうち収入未済額は、46百万円であり、滞納率は約23%である。平成17年度に日本育英会高等学校奨学金が県に移管されて、最初の学年が平成24年3月に大学卒業時期を迎えることや、その後、最長10年間の期間で、償還が行われるため、今後も新規償還金額の増加が見込まれ、現在

の経済事情も考慮すると、滞納金額、件数とも増加する見込みである。

## (2) 与信管理手続

学力要件、収入要件等により審査を行う。また、貸付月額を国公立、私立の別及び自宅通学、自宅外通学の別で区分し、貸付期間は貸付を開始する月から奨学生が在学する高等学校等の修学年限の終わる月までと定める（条例第4条第2項）。なお、貸付実績は以下の表のとおりである（県作成資料より）。

（単位：千円）

	申請件数	貸付件数	貸付金額
平成20年度	2,953	2,699	724,720
平成21年度	3,124	2,743	735,945

## (3) 債権契約手続

申請者は、申請書及び添付書類を申請者の所属する学校長に提出する。その後、学校長は、資格要件を充たすと認めるときは、推薦調書を添付して、申請書等を知事（教育委員会に対する事務委任規則第2条第1項第14号により教育委員会に事務委任（以下同じ））に提出する（以上、条例第5条）。その後、申請書及び推薦調書は、広島県奨学生選考委員会に回付され、選考委員会が教育長の諮問に応じ、奨学金貸付者の選考に関して協議のうえ、その意見を教育長に申し述べる（以上、条例施行規則第5条、広島県奨学生選考委員会規程第2条）。

知事が貸付けを決定し（条例7条）、貸付決定通知書を、学校長を通じて申請者に送付する（条例施行規則第6条）。貸付決定通知書を受け取った申請者は、受領15日以内に、学校長を通じ、知事に誓約書を提出する（条例規則第6条）。

上記の申請書など契約書類は、契約番号ごとに、教育委員会事務局指導第二課で、回収が終了するまで保存管理している。

## (4) 債権管理手続

債権管理マニュアルとしては、「広島県高等学校等奨学金債権管理事務取扱要綱」及び「高等学校等奨学金貸付債権に係る徴収業務及び回収督促業務の事務フロー」がある。なお、債権管理は、マイクロソフトの「エクセル」で作成したデータにより、個人ごとの毎月の収入未納状況を管理している。

## (5) 利子の管理手続

無利子である（条例第4条第3項）が、違約金については、未納額につき年14.5%である（条例第10条）。

但し、滞納をした場合であっても、違約金は徴収しない運用が行われている。なお、他県の状況につき、違約金の規定のある 36 地方公共団体のうち 16 の団体では違約金を徴収し、その余の団体では徴収していないとのことである（平成 22 年 9 月県教育委員会調査，回答数 38 都道府県）。

#### 指摘事項

条例第 10 条では、明確に「徴収する。」という文言になっていること、他の貸付金においては文言どおり違約金を徴収しており、履行期限を守った者とそうでない者との公平性に欠ける恐れがあることから、実際に徴収できるか否かは別として、上記条例の規定に基づき、違約金の請求及び徴求を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討すべきである。

### （ 6 ）債権保全手続

県内に住所を有し、成年者たる連帯保証人を 2 名たてることを求められている（条例第 6 条第 1 項，施行規則第 4 条）。なお、うち 1 名は、申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないことが要件となる（施行規則第 4 条第 1 項）。

### （ 7 ）債権評価手続

期末に債権評価をする慣行はなく、債権評価は実施されていない。

### （ 8 ）債権回収手続

先述したとおり、教育委員会事務局教育部指導第二課が債権管理を行う（事務取扱要綱第 3（1）参照）。債権回収主担当者は、経験年数 2 年の 1 人の職員のみであり、債権回収を専従に行うものではない。

なお、平成 20 年 12 月から、広島県は、徴収業務及び回収督促業務について、ジャックス債権回収サービス株式会社及び株式会社ジャックスと 1 年の委託契約を締結している（高等学校等奨学金貸付債権に係る徴収業務及び回収督促業務の事務フロー）。平成 22 年 4 月 1 日には、一般競争入札により、5 年の契約を締結した。なお、最終的に法的処置をとるか否かの判断は、教育委員会指導第二課が行う。

県が上記委託契約に基づいて支払う委託料は、平成 21 年度で、年間 9 百万円程度であり、毎年増額している。担当部局では、委託効果につき、将来的に 12 百万円程度の経費が軽減されると予想している。

しかし、その算出根拠は、人件費を事務に要する時間で割ったもので、委託することによる回収率の高低は反映されていない。

そもそも上記算出過程は一義的なものでなく、様々な評価（要因）が含まれている。定型的業務をアウトソーシングするだけでは、結果的に担当者が債権

管理・回収のノウハウを吸収することが困難である。県民から、「なぜ県が行わないのか。」などの意見が寄せられている。

以上の問題点もあるため、このようなアウトソーシングには、費用対効果も含め、再度の検討が必要である。

## (9) 損失処理手続

償却処理（不納欠損）をしたことがない。知事の専権で行える免除手続について、知事は、死亡、傷病その他のやむを得ない事由により、借受者が奨学金を償還することができないと認める時は、償還金の全部又は一部を免除することができる。（条例第12条，施行規則第15条）。以下、平成20，21年度の免除件数の一覧表である（県作成資料より）。

区 分	免除件数	免除理由
平成20年度	0	
平成21年度	1	本人の死亡。
計	1	

上述のとおり、2名の連帯保証人を徴求しているのであるから（条例第6条第1項，施行規則第4条），奨学生が死亡したことが直ちに免除事由になるような運用は好ましくない。奨学生が死亡したことに加え、連帯保証人の保証後の経済状況の変化も加味したうえで、免除の許否を検討する必要がある。

## 1.1 臨時地方道整備事業債等償還費負担金（土木局）

### (1) 概要

地方自治体は、「臨時地方道整備事業債」という地方債を起債して、これを財源に、道路事業を行う場合がある。これは、地方自治体が、国庫の補助を受けることなく行う単独事業である。この財源を基に、県は道路事業を行ってきたのであるが、道路管理権限移譲に伴い、三次市と、広島市に吸収合併された旧佐伯郡湯来町から、県がかつて事業に充当した部分に関する費用負担をこれら自治体から回収することが必要になる。このための未回収金が、この負担金である。

### (2) 与信管理手続

財務部財政課が、臨時地方道整備事業債等を「償還年次表」で管理運営している。平成21年度末現在で回収されるべき事業債の元利金合計額は次のとおりである（県作成資料より）。

(単位:百万円)

相手先	回収期間	金額	摘要
三次市	平成 22 年度 ～平成 49 年度	2,776	平成 19 年度 覚書締結 (元利償還残額 27 億 63 百万円)
広島市(旧湯来町)	平成 22 年度 ～平成 46 年度	1,588	平成 17 年度 覚書締結 (元利償還残額 21 億 79 百万円)
合 計		4,364	

平成 21 年度末の元利償還残額。

**( 3 ) 債権契約手続**

県は 2 市と「覚書」を締結している。

**( 4 ) 債権管理手続**

事業債の償還のみなので、管理は不要である。

**( 5 ) 利子の管理手続**

「償還年次表」で利子も管理している(将来の借換債の利率 1.6%)。

**( 6 ) 債権保全手続**

地方自治体間の紳士協定であるから、債権保全手続は何もとられていない。

**( 7 ) 債権評価手続**

毎年、各自治体の決算状況や健全化法に基づく健全化判断比率等の確認を行っているが、債権評価手続は実施されていない。

**( 8 ) 債権回収手続**

回収手続は、滞りなく実施されている。

**( 9 ) 償却処理手続**

現在の時点では、償却処理(不納欠損)は不要と思われる。

## 12 特別徴収に係る個人県民税及び県税・延滞金等の収入未済（総務局）

### （1）特別徴収に係る個人県民税（債権）

個人県民税の賦課徴収は、市町村の個人市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされている。個人県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その県民税に係る地方団体の徴収金を、個人市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これと併せて納付し又は納入しなければならず、市町村は個人県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、当該納付又は納入があった月の翌月 10 日までに、これを県に払い込むものとされている。

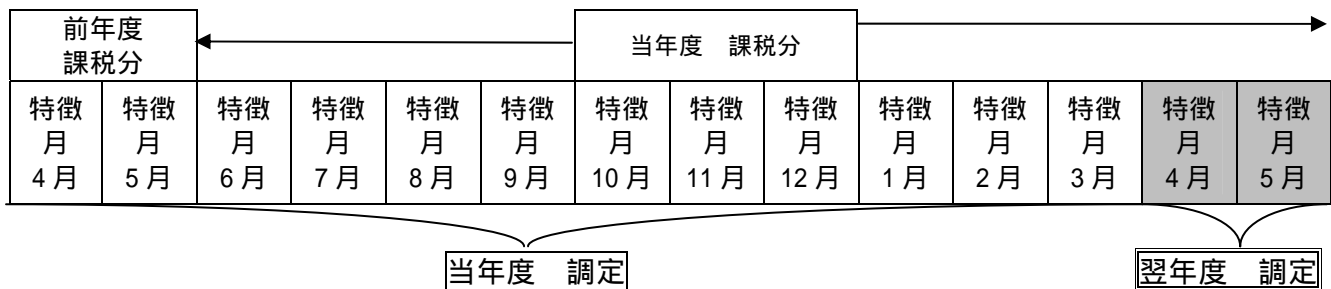
このように、個人県民税の賦課徴収は県が自ら行うのではなく、市町村に委任することが法律で義務付けられており、一方県は、市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補填するため、「徴収取扱費」を支払わなければならない。<sup>28</sup>

個人住民税の「特別徴収」とは、給与支払者である事業者（特別徴収義務者）が、給与所得者である従業員（納税義務者）に対して毎月支払う給与から、個人住民税額（県民税＋市町村民税）を天引きし、従業員（納税義務者）に代わってその従業員（納税義務者）に課税した個人住民税を市町村に納入する制度である。

「特別徴収」される個人住民税（県民税及び市町村民税）は、毎年 5 月に一年分の納税額が賦課決定され、当該年の 6 月から翌年の 5 月にかけて毎月徴収されることとなるが、このうち翌年の 4 月及び 5 月に徴収されるものは、地方自治法の定めにより、地方団体の歳入年度を翌年度に区分しなければならない。

---

<sup>28</sup> 広島県包括外部監査人 佐上芳春「平成 16 年度 包括外部監査結果報告書（県税の賦課徴収に関する事務の執行について）」p19 参照



特別徴収に係る個人県民税の各市町別債権の状況

市町名	債権額 (千円)	市町名	債権額 (千円)	市町名	債権額 (千円)	市町名	債権額 (千円)
広島市	5,808,316	府中市	128,359	安芸高田市	90,073	安芸太田町	18,738
呉市	985,073	三次市	174,686	江田島市	83,078	北広島町	55,985
竹原市	94,213	庄原市	100,555	府中町	271,807	大崎上島町	20,107
三原市	357,324	大竹市	115,601	海田市	124,775	世羅町	42,626
尾道市	502,388	東広島市	799,239	熊野町	86,325	神石高原町	19,518
福山市	1,798,452	廿日市市	489,862	坂町	47,240		

合計額：122億1,434万円

意見

ここにいう「特別徴収に係る個人県民税」の内容は、当年度の5月に確定し、翌年度に調定される4月、5月分の特別徴収額である。これを、県は、期末における確定債権と認識し、平成21年度広島県歳入歳出決算審査意見書に122億1400万円を計上している。県は、4月及び5月分の特別徴収額は、制度上、本年度中に調定の手続をとらないものの、県に収入すべき本年度課税分として確定しているとして、「財産に関する調書」の債権として計上している。

「特別徴収に係る個人県民税」は、貸付金のような金銭支出時に資産性を認識する「債権」ではなく、税収入の計上（歳入の調定）によって初めて、資産性が認識される「未収金」である。地方自治法の定めにより、翌年度の調定となる4月、5月分の特別徴収税額は、歳入として調定（収入計上）されない限り、未だ「未収金」ではなく、したがって、資産（債権）として計上すべきものではない。債権として計上するのなら、4月、5月分の特別徴収税額は歳入として調定し、「債権」ではなく「収入未済」として計上することになる。

他県においては、4月、5月分の特別徴収に係る個人県民税は債権として認識はしておらず、広島県のみが債権に計上している。

なお、市民税と県民税を合わせた「住民税」を事業所に請求する市町では、4月分は、5月10日までに徴収し、5月分は、6月10日までに徴収するものであるから、県の正確な徴収すべき債権は、6月後半でなければ判明しないものである。さらに、従業員10名以下の事業所に適用される「納期の特例」を採用している場合、この「特別徴収に係る個人県民税」は、年2回に分けて徴収されるが、12月1日から5月31日までの期間に相当する金額は6月10日に徴収されるため、翌年度の調定に廻される。すなわち、出納閉鎖の終了する5月末の時点では、賦課徴収に係る権限を委任されている市町は債務者たる特別徴収義務者に対する正確な債権金額を捕捉できないのである。

県が計上している「特別徴収に係る個人県民税」は、資産性に疑問があり、「財産に関する調書」への計上の妥当性について検討する必要がある。

## (2) 県税の収入未済(未収金)

### ア 県税の概要

#### (ア) 県税の種類と各税目の説明<sup>29</sup>

##### 個人県民税

個人の前年度の所得に対して課税される「所得割」と所得の額に関係なく一定の額を負担する「均等割」とがある。この税金は、個人の市町村民税と併せて市町村で徴収される。給与所得者は特別徴収により、事業所得者等は普通徴収により納付する。

##### 法人県民税

法人県民税は、地域社会の費用について、地域社会の構成員である法人にも個人と同様広く負担を求めるために課税されるものであり、均等割、法人税割及び利子割によって構成される。

##### 個人事業税

個人の行う事業に対し、事業の所得を課税標準としてこれら事業を行う者に対して課税する税金である。個人の行う事業そのものに課される税であり、個人が事業を行うに当たっては各種の行政サービスの提供を受けていることから応益的な考えに基づき課税されるものである。

##### 法人事業税

法人の行う事業に対し、事務所又は事務所所在の都道府県が、その事業を行

---

<sup>29</sup>逸見幸司著 平成22年度版 図解地方税 財団法人大蔵財務協会



う法人に対して課する税金である。個人事業税と同様行政サービスに対する応答的な考え方に基づいて課税されるものである。

平成 15 年度の税制改正により、資本金 1 億円超の法人を対象として外形標準課税制度が導入されている。

#### 不動産取得税

不動産の取得に対し、不動産を取得した時における不動産の価格を課税標準として、その不動産所在の都道府県において、その不動産の取得者に課税する都道府県民税である。

#### 自動車税

自動車の所有者に対し、その主たる定置場所在の都道府県が課する都道府県民税である。自動車税は、自動車の所有の事実に見出し課税する税であり、自動車の種類、用途、排気量等によって年税額が定められている。

#### ゴルフ場利用税

ゴルフ場所在の都道府県が、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によってその利用者に課する都道府県民税である。ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の経営者を特別徴収義務者として徴収させることとしている。

#### 自動車取得税

都道府県が、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に対し課税するものであり、自動車の取得という事実に見出し課税する流通税である。

#### 軽油引取税

都道府県が、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り等に対して課する都道府県民税であり、流通課税の形態をとっており、その税の実質的な税負担は消費者に転嫁することを予定している。

### (イ) 県税収入について

平成 21 年度の県税収入額は、2,986 億 29 百万円となり、最終予算 2,944 億 63 百万円を 41 億 66 百万円上回った。また、平成 20 年度決算額 3,661 億 13 百万円を 674 億 84 百万円下回った。

これは、平成 20 年度下期以降の世界的な金融危機と、それに伴う国内景気の低迷などの影響により、地方消費税を除くすべての税目において減収になったことによる。

## 過去5年間の税目別県税収入額

(単位:千円)

税目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
個人県民税	50,869,036	56,677,442	101,971,999	105,902,729	103,933,110
法人県民税	20,186,506	23,069,854	23,671,223	22,073,951	15,012,640
県民税利子割	3,750,877	2,978,533	3,958,789	3,865,147	3,244,252
個人事業税	4,250,839	4,159,362	4,149,442	4,071,134	3,736,790
法人事業税	95,021,135	110,851,739	114,787,201	111,862,661	59,062,349
地方消費税	41,648,705	44,901,297	37,901,024	36,164,877	36,854,095
不動産所得税	10,572,294	9,675,028	9,371,412	8,376,722	7,579,370
県たばこ税	5,681,311	5,776,447	5,730,569	5,391,682	5,084,524
ゴルフ場利用税	1,101,345	1,075,642	1,006,132	995,731	949,968
自動車取得税	-	-	-	-	5,227,386
軽油引取税	-	-	-	-	19,656,020
自動車税	37,250,426	36,663,380	36,532,964	35,845,373	35,417,179
鉱区税	5,434	5,351	5,277	5,214	5,204
(旧法) 自動車取得税	9,729,862	9,926,617	9,463,098	8,052,497	-
(旧法) 軽油引取税	26,476,413	26,183,454	25,390,946	22,696,923	2,313,116
狩猟税	63,064	53,816	43,728	42,310	42,122
産業廃棄物 埋立税	935,455	926,006	886,093	766,465	511,190
(旧法) 特別地方消費税	525	198	360	-	-
合計	307,543,227	332,924,166	374,870,257	366,113,416	298,629,315

「平成22年度版 広島県税務統計要覧第54号 広島県総務局税務課」p4,5より

税目別収入状況

(単位：千円)

税目	調定	収入	収入内訳				不納欠損 処分	収入未済
			納期内収入	納期限後 差押前収入	差押後 公売前収入	公売収入		
個人県民税 (件数)	110,978,464 (2,907,547)	103,933,109 (2,681,183)	102,469,891 (2,629,757)	1,463,218 (51,426)	-	-	270,413 (12,244)	6,774,941 (214,120)
法人県民税 (件数)	15,197,429 (124,783)	15,012,639 (119,886)	14,546,993 (105,847)	441,569 (13,657)	14,713 (112)	9,362 (270)	14,860 (477)	169,928 (4,420)
県民税利子割 (件数)	3,244,252 (20,496)	3,244,252 (20,496)	3,241,042 (20,385)	3,209 (111)	-	-	-	-
個人事業税 (件数)	4,211,621 (48,674)	3,736,790 (43,892)	3,164,771 (34,376)	542,959 (9,093)	15,968 (198)	13,089 (225)	57,955 (656)	416,876 (4,126)
法人事業税 (件数)	59,687,108 (54,936)	59,062,348 (53,740)	57,689,712 (47,960)	1,276,264 (5,690)	80,772 (43)	15,599 (47)	57,340 (88)	567,418 (1,108)
地方消費税 (件数)	36,854,094 (24)	36,854,094 (24)	36,854,094 (24)		-	-	-	-
不動産所得税 (件数)	8,497,723 (29,560)	7,579,370 (26,729)	6,681,652 (22,562)	817,401 (3,993)	37,677 (92)	42,639 (82)	35,557 (163)	882,795 (2,668)
県たばこ税 (件数)	5,084,524 (89)	5,084,524 (89)	5,084,279 (76)	244 (13)	-	-	-	-
ゴルフ場 利用税 (件数)	952,178 (612)	949,967 (610)	902,742 (577)	47,224 (33)	-	-	-	2,211 (2)
自動車取得税 (件数)	5,227,472 (122,570)	5,227,386 (122,569)	5,227,386 (122,569)	-	-	-	-	85 (1)
軽油引取税 (件数)	20,019,468 (3,493)	19,656,019 (3,447)	13,536,887 (2,823)	6,108,719 (622)	10,412 (2)	-	-	363,448 (46)
自動車税 (件数)	36,499,114 (1,073,727)	35,417,178 (1,042,104)	27,227,255 (821,376)	8,100,219 (218,094)	40,014,551 (1,131)	49,688 (1,503)	125,344 (4,205)	956,590 (27,418)
鉦区税 (件数)	5,204 (118)	5,204 (118)	5,131 (116)	72 (2)	-	-	-	-
(旧法)特別地 方消費税 (件数)	124 (3)	-	-	-	-	-	121 (2)	3 (1)
その他 (件数)	2,878,850 (4,444)	2,866,427 (4418)	1,874,893 (4310)	984,550 (105)	6,642 (2)	340 (1)	6,115 (19)	6,306 (7)
合計 (件数)	309,337,630 (4,391,076)	298,629,315 (4,119,305)	278,506,735 (3,812,758)	19,785,656 (302,839)	206,202 (1,580)	130,720 (2,128)	567,707 (17,854)	10,140,607 (253,917)

「平成 22 年度版 広島県税務統計要覧第 54 号 広島県総務局税務課」p20, 21 より

## イ滞納整理事務

### (ア)滞納整理事務の概要

県税が納期限までに完納されない場合、県の徴収吏員は督促状の発付、自力執行による滞納処分等の一連の手続を行い、収入未済額の整理・縮減にあたることになる。このような徴収手続を滞納整理という。

滞納整理事務は、県税の納期限を経過しても完納しないものがある時は、納期限後 20 日以内に督促状を発付することから始まる。それでも納付がない者について、その時点で作成される「滞納整理票」を基に電話や「差押予告通知書」等の文書による催告、更には臨戸による催告を実施して自主納付を促すが、催告後も滞納状態が続く場合、納税者の財産調査を行い、財産の有無の確認や差押え可能か否かの判断をし、差押可能な財産について差押等の滞納処分を行う。

そして、差押執行処分後、動産や不動産等は公売による換価処分を、債権については取り立て処分を行い、その換価代金の配当額を滞納税額等に充当し、県税の滞納を完結させる事務である。<sup>30</sup>

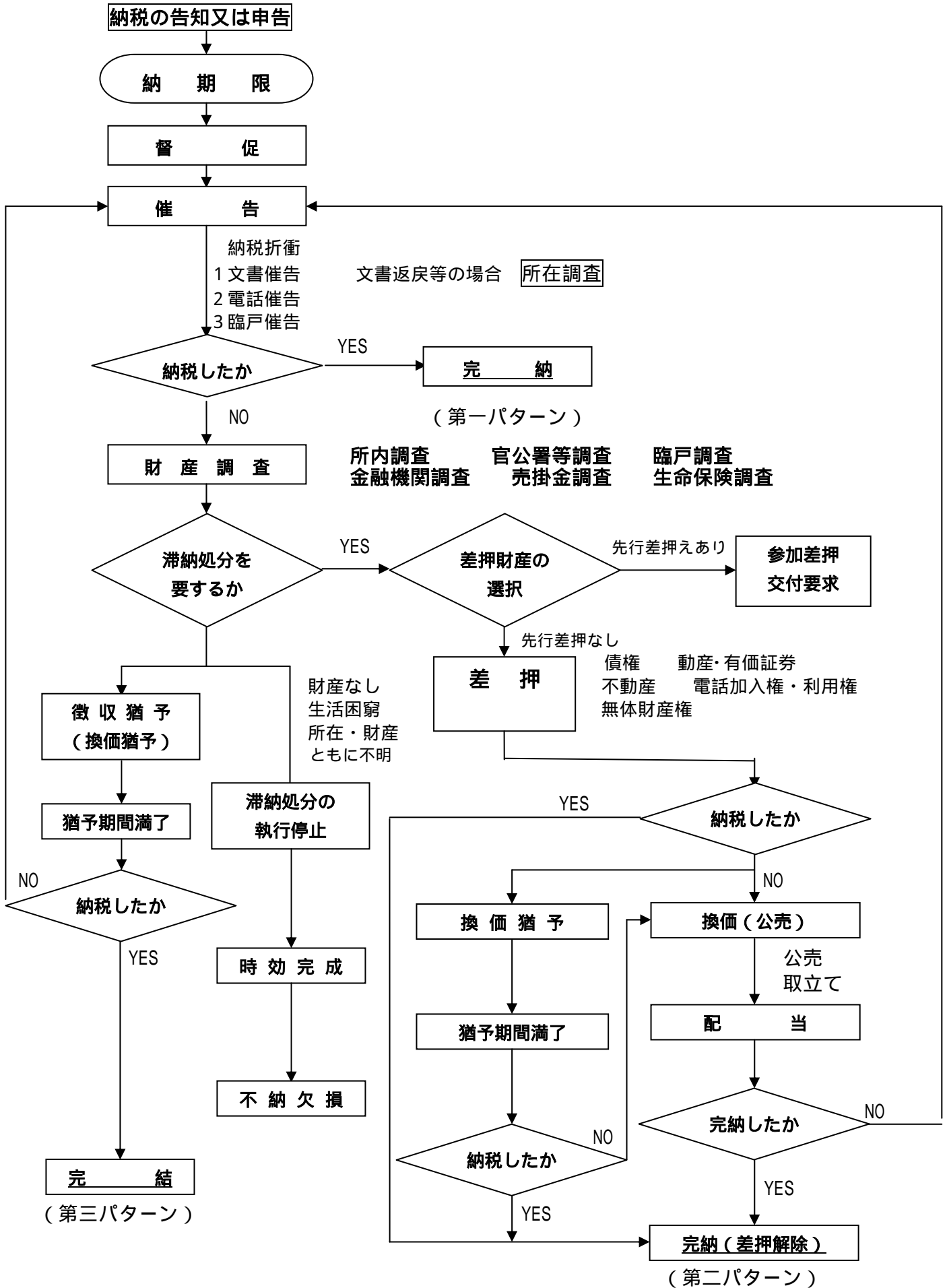
滞納事務の流れを示すと次のようになる。

以下、広島県総務局財務部税務課作成「徴収事務の基礎知識」より抜粋した。

---

<sup>30</sup> 青森県包括外部監査人 大坂健蔵「平成 21 年度包括外部監査結果報告書（県税の賦課及び徴収事務の執行について）」p161 参照

# 滞納整理フローチャート



## (イ) 納税の猶予等の制度

納期限が経過してもなおその納付がない場合には、財産の差押などの強制的徴収を行ってその確保に努めるのが原則であるが、災害など本人の責めに帰すべきではない事情や、事業を休廃止するなどのやむを得ない個別的な事情によって、一時的に納税が困難になることがある。

このような場合、滞納者の生活の維持や事業の継続にも配慮しなければならず、そのため滞納整理でとられる措置として、納税の緩和措置が設けられている。

### 徴収の猶予（地方税法第 15 条）

納税者が財産につき災害を受けた時、生計を一にする親族の病気・負傷、事業の休廃止、事業に著しい損害を受けたとき等、一時に納税することができないと認められるときには、徴収を猶予することができる。この場合、適宜分割して納付すること、又は、納入期限を定めることができる。

### 換価の猶予（地方税法第 15 条の 5）

納税者の財産を直ちに換価することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき、財産の換価を猶予することが他の徴収金の徴収上有利であるとき等で、滞納者が納税に誠実な意思を有すると認められる場合には、滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

### 滞納処分の執行停止（地方税法第 15 条の 7）

滞納者に滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、又は、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき等、滞納者に一定の事由があると認められる場合に、職権によって強制徴収の手続を停止する制度である。

これにより、既に差し押えた財産があったとしてもその差押は解除され、また、停止した期間に対応する延滞金については全額が免除となる。

重要なことは、執行停止の期間が 3 年間継続した時は、納税義務そのものが消滅するという点である。

さらに、執行停止の期間中においても、その停止に係る徴収金の消滅時効は進行し、消滅時効が完成すれば執行停止期間内でも納税義務は消滅する。

## (ウ) 不納欠損処理

不納欠損処理とは、既に調定した税金が督促等徴収手続を行ったにもかかわらず

らず徴収されず時効が到来した場合や、徴収の見込みがたたないため法令に基づいて債務を免除した場合など、貸倒損失として処理することであり、納税者からみれば納税義務が消滅することをいう。

地方税法などで定められている不納欠損の規定は、以下のとおりである。

#### 地方税の消滅時効(地方税法第 18 条)

地方税の徴収権は原則として法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しなければ時効によって消滅する。ただし、時効の中断がなされた場合は徴収権が継続し、その中断から更に 5 年間徴収権を行使できる。

#### 滞納処分停止(地方税法第 15 条の 7)

滞納処分する財産がないときや滞納処分をすることで生活を著しく困窮させるおそれがあるとき、また滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産が共に不明であるとき滞納処分を停止することができる。この停止が 3 年間継続したときは、納付・納入義務が消滅する。

#### 滞納処分停止後直ちに納税義務を消滅させる場合(地方税法第 15 条の第 7 第 5 項)

滞納処分の執行を停止した場合、徴収金を徴収できないことが明らかな時は、直ちに納税義務を消滅させることができる。

ウ 広島県の収入未済，不納欠損処理の状況

(ア) 収入未済の税目別処理状況

(単位：千円)

税 目	財産 差押中	参加 差押中	交付 要求中	徴収 猶予中	換価の 猶予中	滞納処分 の停止中	調査・ 折衝中	納付 確認済	合 計
個人県民税 (件数)	-	-	-	-	-	-	6,774,941 (214,120)	-	6,774,941 (214,120)
法人県民税 (件数)	6,975 (213)	2,016 (16)	8,226 (77)	-	-	59,778 (1,680)	90,643 (2,342)	2,287 (92)	169,928 (4,420)
県民税利子割 (件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人事業税 (件数)	31,747 (270)	29,953 (61)	2,746 (23)	-	4,298 (9)	192,032 (1,599)	153,515 (2,120)	2,583 (44)	416,876 (4,126)
法人事業税 (件数)	17,710 (33)	17,466 (10)	24,731 (39)	-	-	194,532 (449)	308,408 (552)	4,568 (25)	567,418 (1,108)
地方消費税 (件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産所得税 (件数)	112,081 (193)	36,486 (29)	23,522 (231)	277,228 (624)	2,843 (5)	124,134 (471)	285,986 (1,095)	20,512 (20)	882,795 (2,668)
県たばこ税 (件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ゴルフ場 利用税 (件数)	-	-	2,211 (2)	-	-	-	-	-	2,211 (2)
自動車取得税 (件数)	-	-	-	-	-	-	85 (1)	-	85 (1)
軽油引取税 (件数)	-	-	-	346,084 (24)	-	-	12,123 (21)	5,240 (1)	363,448 (46)
自動車税 (件数)	25,210 (797)	516 (18)	4,973 (158)	-	-	272,371 (8,949)	631,174 (16,931)	22,344 (565)	956,590 (27,418)
鉱区税 (件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(旧法)特別 地方消費税 (件数)	-	-	-	-	-	3 (1)	-	-	3 (1)
その他 (件数)	-	-	-	-	-	-	6,306 (7)	-	6,306 (7)
合 計 (件数)	193,725 (1,506)	86,439 (134)	66,411 (530)	623,313 (648)	7,141 (14)	842,852 (13,149)	8,263,185 (237,189)	57,537 (747)	10,140,607 (253,917)

「平成22年度版 広島県税務統計要覧第54号 広島県総務局税務課」pp.32, 33



## (イ) 不納欠損処理の状況

(単位：千円)

税目	法第 18 条 第 1 項該当 (5 年)	滞納処分の停止中のもの			小計	合計
		法第 15 条の 7 第 4 項該当 (3 年)	法第 18 条 第 1 項該当 (5 年)	法第 15 条の 7 第 5 項該当 (即時)		
個人県民税 (件数)	68,789 (4,489)	93,007 (3,138)	72,428 (3,812)	36,187 (805)	201,623 (7,755)	270,413 (12,244)
法人県民税 (件数)	-	10,299 (269)	3,761 (193)	799 (15)	14,860 (477)	14,860 (477)
県民税利子割 (件数)	-	-	-	-	-	-
個人事業税 (件数)	-	47,483 (497)	10,471 (159)	-	57,955 (656)	57,955 (656)
法人事業税 (件数)	-	43,649 (57)	1,279 (16)	12,412 (15)	57,340 (88)	57,340 (88)
地方消費税 (件数)	-	-	-	-	-	-
不動産所得税 (件数)	-	31,788 (123)	3,614 (39)	154 (1)	35,557 (163)	35,557 (163)
県たばこ税 (件数)	-	-	-	-	-	-
ゴルフ場 利用税 (件数)	-	-	-	-	-	-
自動車取得税 (件数)	-	-	-	-	-	-
軽油引取税 (件数)	-	-	-	-	-	-
自動車税 (件数)	-	52,420 (1,950)	72,532 (2,240)	390 (15)	125,344 (4,205)	125,344 (4,205)
鉱区税 (件数)	-	-	-	-	-	-
(旧法)特別 地方消費税 (件数)	-	121 (2)	-	-	121 (2)	121 (2)
その他 (件数)	-	1,646 (7)	-	4,469 (12)	6,115 (19)	6,115 (19)
合計 (件数)	68,789 (4,489)	280,416 (6,043)	164,087 (6,459)	54,413 (863)	498,918 (13,365)	567,707 (17,854)

「平成 22 年度版 広島県税務統計要覧第 54 号 広島県総務局税務課」pp.46, 47

(ウ) 税目別収入率の全国比較 (平成 21 年度決算 : 県作成資料)

	全 体		個人県民税		法人県民税		個人事業税		法人事業税	
1	島 根	98.2	島 根	96.3	鳥 取	99.7	東 京	96.3	佐 賀	99.9
2	鳥 取	97.7	京 都	95.3	京 都	99.6	神奈川	95.6	石 川	99.8
3	新 潟	97.6	新 潟	94.9	愛 知	99.4	徳 島	95.5	富 山	99.8
4	香 川	97.4	滋 賀	94.2	神奈川	99.4	福 島	95.3	京 都	99.7
5	徳 島	97.3	鳥 取	94.2	富 山	99.3	沖 縄	94.8	鳥 取	99.7
6	佐 賀	97.2	富 山	94.1	佐 賀	99.3	京 都	94.6	福 井	99.7
7	福 島	97.2	徳 島	94.0	熊 本	99.2	宮 崎	94.4	岩 手	99.6
8	富 山	97.2	奈 良	94.0	宮 崎	99.1	大 阪	94.4	山 形	99.6
9	京 都	97.2	香 川	93.8	三 重	99.1	群 馬	94.2	長 崎	99.6
10	青 森	97.1	神奈川	93.8	徳 島	99.1	三 重	94.0	愛 媛	99.6
11	山 形	97.1	山 形	93.7	長 崎	99.1	青 森	93.8	香 川	99.6
12	福 井	97.1	兵 庫	93.6	山 口	99.1	香 川	93.7	宮 崎	99.6
13	山 口	96.9	広 島	93.6	愛 媛	99.1	和歌山	93.6	三 重	99.5
14	岩 手	96.9	岩 手	93.4	石 川	99.1	高 知	93.0	福 島	99.5
15	秋 田	96.8	長 野	93.3	和歌山	99.0	滋 賀	92.8	静 岡	99.5
16	宮 崎	96.7	岡 山	93.2	香 川	99.0	奈 良	92.8	和歌山	99.5
17	広 島	96.5	佐 賀	93.2	島 根	99.0	大 分	92.5	高 知	99.5
18	愛 媛	96.5	高 知	93.1	岩 手	99.0	熊 本	92.4	島 根	99.5
19	東 京	96.5	石 川	93.0	新 潟	99.0	佐 賀	92.2	熊 本	99.5
20	和歌山	96.4	愛 媛	93.0	高 知	99.0	秋 田	92.1	愛 知	99.4
21	長 野	96.4	福 岡	93.0	福 島	98.9	富 山	92.0	山 口	99.3
22	三 重	96.4	和歌山	92.9	静 岡	98.9	島 根	92.0	鹿 児 島	99.3
23	岡 山	96.4	秋 田	92.9	大 阪	98.9	北 海 道	91.9	神 奈 川	99.3
24	石 川	96.4	山 口	92.9	宮 城	98.9	福 井	91.8	宮 城	99.2
25	長 崎	96.3	福 島	92.9	鹿 児 島	98.8	山 形	91.5	徳 島	99.2
26	宮 城	96.2	鹿 児 島	92.8	茨 城	98.8	埼 玉	91.5	滋 賀	99.2
27	高 知	96.2	福 井	92.7	沖 縄	98.8	新 潟	91.2	青 森	99.1
28	神奈川	96.2	東 京	92.7	広 島	98.8	茨 城	91.0	山 梨	99.1
29	愛 知	96.2	大 分	92.6	兵 庫	98.7	鹿 児 島	90.7	奈 良	99.1
30	滋 賀	96.1	大 阪	92.5	岡 山	98.7	岩 手	90.4	沖 縄	99.1
31	鹿 児 島	96.1	長 崎	92.5	福 井	98.6	鳥 取	90.2	埼 玉	99.1
32	大 分	96.1	岐 阜	92.5	山 形	98.6	千 葉	90.1	岡 山	99.0
33	兵 庫	96.0	愛 知	92.4	滋 賀	98.6	福 岡	89.9	北 海 道	99.0
34	熊 本	95.9	宮 崎	92.4	福 岡	98.6	兵 庫	89.9	兵 庫	99.0
35	福 岡	95.9	青 森	92.1	栃 木	98.6	愛 知	89.9	広 島	99.0
36	岐 阜	95.9	熊 本	91.6	奈 良	98.5	長 野	89.8	栃 木	98.9
37	大 阪	95.8	群 馬	91.5	青 森	98.5	長 崎	89.8	新 潟	98.9
38	北 海 道	95.7	三 重	91.5	岐 阜	98.5	山 口	89.6	茨 城	98.9
39	群 馬	95.5	北 海 道	91.4	埼 玉	98.4	栃 木	89.6	岐 阜	98.9
40	沖 縄	95.4	宮 城	91.4	大 分	98.4	静 岡	89.5	長 野	98.9
41	奈 良	95.4	千 葉	91.3	秋 田	98.2	宮 城	89.1	秋 田	98.8
42	茨 城	95.3	山 梨	91.2	北 海 道	98.1	広 島	88.7	大 分	98.8
43	静 岡	95.3	茨 城	91.0	山 梨	98.1	山 梨	88.5	福 岡	98.8
44	山 梨	95.0	埼 玉	90.9	長 野	98.0	岐 阜	88.0	大 阪	98.5
45	千 葉	95.0	沖 縄	90.6	東 京	97.1	愛 媛	87.6	東 京	97.0
46	栃 木	94.7	栃 木	90.5	千 葉	96.8	岡 山	83.2	千 葉	96.9
47	埼 玉	94.6	静 岡	90.3	群 馬	95.9	石 川	80.1	群 馬	95.6
	全 国	96.1	全 国	92.6	全 国	98.3	全 国	92.9	全 国	98.5

個人県民税は均等割及び所得割の収入率を記載

	不動産取得税		自動車税		軽油引取税		ゴルフ場利用税		鉦区税	
1	島根	96.4	新潟	99.4	宮城	100.0	青森	100.0	広島	100.0
2	香川	96.2	鳥取	99.2	秋田	100.0	群馬	100.0	山形	100.0
3	宮崎	95.7	福島	98.8	山形	100.0	千葉	100.0	群馬	100.0
4	鳥取	95.4	岩手	98.3	群馬	100.0	東京	100.0	神奈川	100.0
5	青森	95.0	東京	98.0	長野	100.0	神奈川	100.0	新潟	100.0
6	三重	94.8	青森	97.9	島根	100.0	富山	100.0	福井	100.0
7	大分	94.5	島根	97.8	愛媛	100.0	福井	100.0	静岡	100.0
8	佐賀	94.4	徳島	97.7	沖縄	100.0	静岡	100.0	滋賀	100.0
9	徳島	93.9	秋田	97.7	鹿児島	100.0	愛知	100.0	大阪	100.0
10	山形	93.8	神奈川	97.6	青森	100.0	奈良	100.0	兵庫	100.0
11	愛知	93.7	山形	97.5	千葉	100.0	和歌山	100.0	奈良	100.0
12	富山	93.7	富山	97.4	三重	100.0	山口	100.0	和歌山	100.0
13	新潟	93.1	佐賀	97.4	鳥取	100.0	徳島	100.0	鳥取	100.0
14	静岡	93.0	長崎	97.3	徳島	99.9	愛媛	100.0	島根	100.0
15	秋田	93.0	福井	97.2	香川	99.9	高知	100.0	岡山	100.0
16	岡山	92.7	山口	97.2	福井	99.8	佐賀	100.0	香川	100.0
17	東京	92.5	栃木	97.2	茨城	99.8	熊本	100.0	長崎	100.0
18	宮城	92.3	群馬	97.1	山梨	99.8	宮崎	100.0	栃木	99.8
19	群馬	92.2	宮崎	97.0	和歌山	99.8	鹿児島	100.0	山口	99.8
20	高知	92.2	熊本	97.0	福島	99.8	沖縄	100.0	千葉	99.8
21	山口	92.1	広島	97.0	埼玉	99.7	長崎	99.9	愛知	99.2
22	福井	92.1	三重	96.9	奈良	99.6	埼玉	99.9	石川	98.7
23	岐阜	92.0	滋賀	96.9	石川	99.6	栃木	99.9	沖縄	98.2
24	長崎	91.1	石川	96.8	宮崎	99.6	広島	99.8	岩手	98.2
25	埼玉	90.8	香川	96.8	静岡	99.5	香川	99.7	埼玉	97.6
26	石川	90.7	長野	96.7	長崎	99.3	宮城	99.7	福島	97.5
27	鹿児島	90.0	愛知	96.7	大分	99.2	石川	99.6	高知	97.5
28	愛媛	89.9	大分	96.7	佐賀	99.0	島根	99.6	東京	97.3
29	栃木	89.8	京都	96.5	熊本	98.9	秋田	99.6	青森	96.9
30	沖縄	89.8	静岡	96.4	新潟	98.9	岐阜	99.4	三重	95.2
31	長野	89.7	宮城	96.3	岡山	98.7	滋賀	99.1	富山	95.2
32	広島	89.2	岐阜	96.3	山口	98.6	大阪	99.0	宮城	92.2
33	福島	89.2	和歌山	96.1	北海道	98.6	兵庫	98.8	北海道	92.0
34	神奈川	88.4	埼玉	95.9	京都	98.4	岩手	98.8	大分	91.8
35	岩手	87.9	福岡	95.5	大阪	98.3	茨城	98.7	秋田	91.2
36	熊本	87.5	北海道	95.3	広島	98.2	岡山	98.7	岐阜	89.0
37	福岡	87.1	愛媛	95.3	栃木	98.1	新潟	98.1	鹿児島	88.1
38	北海道	87.1	兵庫	95.0	岩手	98.1	三重	98.0	宮崎	88.0
39	兵庫	86.6	高知	95.0	高知	98.0	北海道	97.6	京都	87.7
40	和歌山	86.5	山梨	94.9	岐阜	97.6	福島	97.0	徳島	87.2
41	茨城	86.5	奈良	94.7	富山	97.3	鳥取	96.0	山梨	86.5
42	京都	86.0	大阪	94.6	福岡	97.1	京都	96.0	茨城	86.4
43	千葉	85.7	茨城	94.4	滋賀	96.6	長野	95.1	熊本	86.2
44	滋賀	84.8	千葉	94.2	愛知	96.5	山形	93.6	佐賀	70.4
45	山梨	82.5	沖縄	94.1	東京	96.3	福岡	93.4	福岡	67.7
46	大阪	81.4	岡山	94.1	神奈川	95.5	山梨	91.7	愛媛	62.1
47	奈良	81.4	鹿児島	93.8	兵庫	94.7	大分	86.6	長野	54.7
	全国	89.4	全国	96.3	全国	98.5	全国	98.8	全国	93.5

### (3) 延滞金・加算金及び過料等の収入未済(未収金)

#### ア 延滞金

延滞金は、納税者が県税を法定納期限までに納付しない場合、課税されるものであり、期限内に納付した者との課税の公平を図る必要があることと、期限内納付を促進させる目的から、納期限の翌日から納付の日までに一定の遅延利息に相当する金額を課すものである。

延滞金は、納期限後にその税金を納付する場合において、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、原則として年 14.6%の割合で計算された金額を加算して納付しなければならない。ただし、納期限の翌日から 1 月を経過する期間等一定の期間については、年 7.3%に軽減された割合で計算する。

この軽減された割合は、平成 12 年以降において、前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合(特例基準割合)が年 7.3%に満たない場合は当該割合とされる。ちなみに、平成 20 年は 4.7%、平成 21 年は 4.5%、そして平成 22 年は 4.3%とされている。

延滞金は、前年度まで他県と同様、延滞金の納付があった時に初めて納付額が調定額として計上される事後調定という方法をとっており、延滞金の未納額を収入未済(未収金)として計上していなかった。しかし、平成 21 年度からは他県にさきがけ、延滞金を事後調定するのではなく、発生主義に基づき収入未済額を計上する方法に改めた。

これにより、延滞金についても税務統計上、調定額・収入額・収入未済額・不納欠損額が開示されることになり、これまで附帯金として第二義的債権という意識から本税の徴収が終われば強制徴収の対象とされない可能性のあったこれら延滞金が表面化し、強制徴収の対象と意識され、安易な不納欠損処理がされにくくなった。

この県の改正は、大いに評価されるところである。

#### イ 加算金

申告納税方式を採用している税(法人県民税(法人税割)及び地方消費税を除く)については、納税者の自主的な税務計算及び納付を前提とする申告納税制度の秩序維持のため、罰課金的な性格を持つものとして各種の加算金を徴収するものとしている。

加算金の概要（以下，県作成資料から引用）

区 分	割 合	備 考
過少申告加算金	10 / 100	更正又は法人事業税について修正申告書の提出があった場合
	15 / 100	対象となる不足税額等が期限内に申告された税額に相当する金額又は 50 万円のいずれか大きい金額を超えるときの当該超える部分
不申告加算金	15 / 100	・申告書の提出期限後にその提出があった場合又は決定があった場合 ・決定又は期限後申告書の提出があった場合に修正申告書の提出又は更正があった場合
	5 / 100	期限後申告書の提出が決定を予知してなされたものでないとき等
重加算金	35 / 100	過少申告加算金を課される場合で，課税標準の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部に隠ぺい・仮装があった場合
	40 / 100	不申告加算金を課される場合で，課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部に隠ぺい・仮装があった場合

平成 21 年度延滞金・加算金一覧表

（単位：千円）

区 分		21 年度 収入未済額	20 年度 収入未済額	増減額	比率
雑収入	延滞金	754,284	0	754,284	皆増
	延滞金	754,284	0	754,284	皆増
	過少申告加算金	3,182	4,490	1,307	70.87
	不申告加算金	4,954	7,204	2,249	68.78
	重加算金	231,676	149,945	81,731	154.51
	加算金	239,813	161,639	78,174	148.36
	放置違反金	35,484	31,120	4,363	114.02
	過料等	35,484	31,120	4,363	114.02
合 計		1,020,581	192,760	827,821	529.46

延滞金の収入未済額については，平成 20 年度まで調定されていなかったため，皆増となる。なお，平成 20 年度の延滞金収入未済額は，809 百万円である。

「平成 21 年度 広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書」p40

#### (4) 滞納整理に向けた県の取り組み

県税の収入未済額の大部分を占める個人県民税の徴収対策については、平成 18 年度より行っている個人住民税併任徴収「駐在型」(県税務課職員が市町から併任辞令を受け、一定期間地域事務所税務局に駐在し、市町の職員と共同で実施すること)に加え、平成 19 年度には市町の要望に応じて併任徴収「巡回型」(県税務課職員が市町から併任辞令を受け、市町の希望する差押え、搜索、公売等の徴収業務について随時に滞納整理を支援すること)を 4 市 3 町で実施し、平成 20 年度はこの併任徴収に加え、三原市をモデルとして、直接徴収制度を活用し市の徴収対策の中心となる職員を県職員として受け入れ、その育成に重点を置いた新たな徴収強化の取り組みを行った。

また、県及び全市町で構成する「広島県地方税徴収対策推進協議会」において、市町の徴収体制・滞納処分状況等の徴収関係情報の共有化や有効な徴収手法の導入を図るなど、県と市町が連携して徴収対策を推進している。

平成 21 年度には、直接徴収制度を活用した個人県民税徴収対策の対象を三原市、竹原市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、熊野町の 8 市町に拡大し、引き続き徴収の強化に努めている。

県が徴収する税目の徴収対策については、各税務局(支局)の次長をトップとした「滞納整理統括班」を中心に、組織的な滞納整理を推進している。今後は、各県税事務所(分室)の徴収担当次長を中心に、インターネットを利用した公売、自動車のタイヤロックなど、差押の効果の増強を図り、より組織的に滞納整理の促進を図る取り組みを行っている。

個人事業税については、国税の申告所得税の修正・更正・決定に連動して課税する随時賦課分が滞納となる割合が高いため、引き続き個人事業税を重点税目に指定するとともに、随時賦課分を中心に催告や財産調査に迅速に着手し、債権を中心とした差押や搜索などによる積極的な滞納整理の実施に努めている。

##### ・併任徴収制度

県と市町の共通税目である個人住民税の税収の確保を図り、併せて市町税務職員の滞納整理の技術向上に資するため、市町からの求めに応じ県の税務職員がその市町の税務職員の身分を併せ持って、市町の税務職員とともに個人住民税の徴収等の事務に当たらせるものである。

##### ・直接徴収制度

市町から個人住民税の高額・困難事案を引き受けるとともに、市町の税務職員を受け入れ、引き受けた事案を県と市町の職員が共同して滞納整理することによ

り、市町の中核職員の育成と個人住民税の収入確保を図る地方税法第 48 条に規定する制度である。

## (5) 県税の収入未済に対する意見

(直接徴収制度の当面の課題について)

個人住民税の都道府県別収入率ランクは、平成 17 年度では全国第 24 位であったが、平成 18 年度からの併任徴収の開始、平成 20 年度からの直接徴収の開始により平成 21 年度では全国第 13 位にランクアップした。

このように併任徴収、直接徴収は相当の効果のあるものと認められる。

意見

直接徴収制度の採用については、平成 21 年度の三原市、竹原市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市及び熊野町の 8 市町に止まらず、広島県全 23 市町すべてで行うべきであり、特に、個人住民税の 46%を占める広島市と 8%を占める呉市の参加が望まれる。

広島市は、県に要請しなくても自己で徴収できるとしているが、お互いの税収確保に有効な方法である以上、協力して税収確保に努めるべきであり、県もそのように働きかけるべきである。

(地方税滞納整理機構について)

他県では滞納整理の効率化のために、全県型の地方税滞納整理機構設立の動きがある。県レベルでは、平成 22 年 5 月現在で 21 府県が設立している。

広島県では平成 18 年に「広島県地方税徴収対策推進協議会」を立ち上げ、平成 18 年度から個人住民税の併任徴収制度を導入し、平成 20 年度からは直接徴収制度を活用することにより一定の徴税効果をあげているところであるが、より一層の取組を強化し、収入の向上に努めるため、全県型の地方税滞納整理機構の設立を検討すべきと思われる。

地方税滞納整理機構とは、住民税等の滞納整理を行うため、地方自治体により設立される団体である。

地方自治法第 284 条第 2 項(一部事務組合)や同 3 項(広域連合)を根拠としているが、任意団体として設立する場合もある。

この組織は、県内の地方自治体により構成され、大口で徴収困難な案件について県と市町村とが連帯して滞納整理業務を行うことを目的とする。<sup>31</sup>

全県型の地方税滞納整理機構の設立には、自治体間における組織規模や取組み

<sup>31</sup> 熊本県包括外部監査人 荒木幸介「平成 21 年度熊本県包括外部監査結果報告書(未収金の財務事務について)」pp.40~41 参照

姿勢等に差があり、また、市町を取り込む機構等(一部事務組合、広域連合、任意団体)の設立に時間と労力を要するなど課題も多い。現在県における直接徴収制度においても、職員育成と徴収確保に積極的に取り組んでおり、実績も上げているところであるが、設立により滞納整理事務がより効率化し、徴収担当職員などの資質が向上することにより徴収が確保されることが見込まれる。

平成 22 年 4 月における広島県の市町に対する意識調査では、組織設置は当面の拡充策を数年程度実施した後の検討課題とすべきとの市町が多数(県と 23 市町計 24 のうち 13 市町)であるものの、早期に組織設置に向けた検討をすべきとの市町(4 市町)や、新たな徴収対策組織は当面不要との市町(4 市町)もある。

このことから、県としても十分検討しているところではあるが、組織設置は今後の課題とし、直接徴収制度の当面の拡充策と同時並行で組織設置の検討を続けることとしている。

#### 意見

地方税滞納整理機構の設立は、全国レベルの流れであり、広島県においても 23 県市町のうち 17 市町が前向きな意向を示している。

地方税滞納整理機構の設立により、県や市町は役割分担をすることで滞納整理事務を計画的かつ効率的に実施することができる。また、現在の直接徴収制度においても、職員育成と徴収確保に取り組み、実績も上げているところでもあるが、地方税滞納整理機構が行う研修や個別相談などの対応、地方税滞納整理機構に派遣されていた職員が県や市町に戻り徴収技術を伝えることなどによって、県や市町の徴収組織や担当職員の資質向上がより期待でき、これらの相乗効果と滞納処分などに特化した専門組織である地方税滞納整理機構の直接的効果により滞納整理が促進されることも期待できる。

直接徴収制度も、一定の成果が認められ有効な制度であると思われるが、滞納整理事務のより効率的な効果が期待される全県型の地方税滞納整理機構の設立が望まれる。

#### (全国平均より収入率が低位の税目についての原因分析について)

個人事業税の収入率は全国で 42 位、法人事業税の収入率は 35 位と低位である。

県では、個人事業税については、随時課税分(税務署の調査に基づく課税)の収入率に対する影響等の原因分析を試みているが、明確な結論には至っていない。法人事業税については、滞納額 1 千万円以上の大口分が収入未済額の 36%を占めており、これらが収入されていたと仮定すれば収入率が約 0.3 ポイント上昇し、単純に比較はできないものの、順位は 20 位前後になるとして、大口滞納者が多いことをその原因としている。



## 意見

県としては、個人事業税及び法人事業税についての収入率が全国的にみて低位の原因分析は行っているが、その原因分析は十分に説得性の得られる結論とはなっておらず、県の収入率が全国的に見て「何故低位なのか。」という問いに対して、十分な回答となっていない。原因分析は、問題解決のために、最初に行うべき重要な検討項目である。厳密な原因分析を行い、収入率アップに結び付く方針を打ち立てることを望む。

ここ数年間、個人事業税をはじめ法人事業税、不動産取得税等が全国平均より低い収入率で推移している理由は、これら低位に推移している原因分析が十分な結論に至っておらず、有効な対応策がとられていないためだと思われる。

### (個人事業税の一括納付について)

個人事業税は、地方税法第 72 条の 51 により納期は二期に分けることになっている。

納期は、8 月、11 月の 2 回納付が原則であるが、広島県では他の租税(固定資産税等)の納期との兼ね合いを勘案して 8 月と 10 月にしている。なお、年税額が 1 万円以下のものについては、第 1 期に全額を徴収することになっている。(県税条例第 53 条第 2 項)

## 意見

県における個人事業税の納期は、8 月及び 10 月の 2 回納付を原則としつつも、一括納付を希望する納税者には、8 月に一括納付できるよう納付書を作成し送付するほうが良いと思われる。8 月に資金繰りは良くても、10 月には悪化することもあり、一括納付できるようにすれば、より一層の徴収率アップにつながると思われる。

### (コンビニ納付の拡大について)

国税のコンビニ納付については、平成 19 年度の税制改正において、国税通則法等の改正により、平成 20 年から全国の国税局・税務署において運用が開始されている。

国税のコンビニ納付は、バーコード付納付書を使用する必要があり、バーコード付納付書は納付金額が 30 万円以下で次のような場合に所轄の国税局・税務署で発行することとなっている。

確定した税額を期限前に通知する場合(所得税の予定納税等)

督促・催告を行う場合(全税目)

賦課課税方式による場合(各種加算税)

確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合(全税目)

現在県においては、平成 18 年度より自動車税についてコンビニ納付を行って

り、毎年着実に件数が増加しており、直近1年間では納期内納付の件数においてその占有率は、23.45%まで拡大している。

#### 意見

コンビニ納付の導入により、金融機関や税務署の窓口が開いてない夜間や休日においても納税が可能となるほか、従来の約4万箇所の金融機関に加え、4万箇所を超えるコンビニでの納付が可能となるなど、納税者の利便性の向上が図られることになると同時に、県税の収納の確保に資することができると考えられる。<sup>32</sup>

県では、他の税目についても検討しているところであるが、現在、自動車税のみがコンビニ納付の対象となっている。

自動車税に限らず、国税と同様、賦課課税方式による個人事業税・不動産取得税や督促・催告を行う場合、確定した税額について納税者から納付書の発行依頼があった場合においても、コンビニ納付を可能とすべきではなかろうか。

また、個人住民税の普通徴収についても、県は徴税主体ではないが、コンビニ納付が可能となるよう県内の市町に働きかけるようことが望ましい。

#### (タイヤロックの使用について)

タイヤロックは、平成18年度から導入されており、当初の平成18年度は10件弱実施したが、平成19年度、平成20年度とも実施件数は各1件、平成21年度は0件であり、平成22年度は実施強化月間を11月及び12月に設けてはいるが10月までに3件とわずかししか実施していない。

タイヤロックは、所有権留保により対象となる自動車の絶対数が少ないこと、実施に当たっての内偵調査や当日の搜索体制の構築等の手間と従事人員などから、費用対効果を考慮すれば、多数実施するよりも実施できたものについてマスコミに報道してもらうことによる象徴的な使用によって波及効果を図ることが滞納予備軍に対するけん制効果、費用対効果が優れていると県は考えている。

#### 意見

県では現在タイヤロックの器械を10台保有しているが、上記のごとくその使用頻度はごくわずかである。使用者と保有者が違うなど即実施できるケースは少ないとはいえあまりにも使用頻度が低い。

マスコミなどに取り上げてもらい宣伝効果をそれなりに狙っているようではあるが、実施頻度を高め、滞納者に厳然と対処する姿勢をみせることが徴収率アップのためには重要なことである。滞納予備軍に対しても牽制効果があると思われるため、タイヤロックの実施頻度を高め、有効に活用することが望ましい。

<sup>32</sup>国税庁徴収部管理課課長補佐 岩淵浩之 ファイナンス 2008.1 「国税の納付手段の多様化(コンビニ納付の導入)」p33 参照

### 13 広島県私学振興資金貸付金（環境県民局）

#### （1）概要

平成3年3月（平成2年度）、県は、社団法人広島県専修学校各種学校連盟（以下「連盟」という。）に対し、40百万円を私学振興貸付金として貸付け、「連盟」は同貸付金を、同日、学校法人備北学園（以下「備北学園」という。）に転貸した。

その後、県は、平成9年度（4百万円）及び10年度（12百万円）に、上記貸付金について、金利を下げ、借換えを行った。

その後、転貸先である「備北学園」は、関連企業の倒産や生徒数減少によって、経営困難となったため、平成12年9月に校舎・校地を競売処分し、平成13年10月に「備北学園」は解散した。

連帯保証人からの返済がなく、履行期限を延期していたが、延期期間が10年を経過したので、知事の決裁を得て、債権の免除を行い、償却処理（不納欠損）を平成21年4月1日に行ったものである。

#### （2）与信管理手続

平成2年度の当初貸付時においては、転貸先である「備北学園」は関連企業の倒産や生徒数の減少という事実はなかったため、信用調査は実施されなかった。また、与信限度額も設定されていなかった。

平成9年、10年ころの借換え手続において、ようやく、「備北学園」の経営が困難であることが判明した（借換えの主たる目的は、金利を引き下げ、「備北学園」の経済的負担を少なくすることであった。）。

#### （3）債権契約手続

県と直接、金銭消費貸借契約を締結したのは、「連盟」である。これを転借したのが、「備北学園」である。

#### （4）債権管理手続

この貸付制度は、平成10年度限りで新規貸付が廃止されたため、この「備北学園」の貸付金だけの管理である。

#### （5）利子の管理手続

貸付利率は2.5%であり、延滞利息は、5百万円と計算されている。

## (6) 債権保全手続

「広島県私学振興資金貸付金要綱」によれば、当初、第4条で以下のとおり記載されていた。

「振興会等（この場合は、「連盟」）は、私学振興資金の貸付けを受ける際には振興会等の理事会全員を連帯保証人としなければならない。

2 前項の規定による連帯保証人の保証のほか、県が特に必要があると認めた場合には、振興会等は担保を提供しなければならない。」

平成3年度に上記要綱は、改正され連帯保証人は「理事2名以上」と改正された。

そして、平成9年度、10年度の借換えにあたっては、伺い定めにより、「理事1名以上」とすることとし、連帯保証人を1名徴求している。

なお、県は、「連盟」の連帯保証人に対し、担保権を実行するかどうかの検討を行ったが、県の主導で貸付けが実行された経緯があることなどから困難であると判断しているようである。しかし、本来は、「連盟」の連帯保証人に対して担保権を行使するかの検討を行うべきであったと思われる。

## (7) 債権評価手続

第三債務者である「備北学園」の破産状況のみが報告されているだけで、直接の貸付先である「連盟」に対して、債権評価は全く実施されていない。

## (8) 債権回収手続

「備北学園」の経営状況が悪化したことにより、平成7年から貸付金償還が困難となったため、平成7年度及び平成8年度については「連盟」が県へ立替償還を行っていたが、「連盟」の財政状況への影響等を考慮し、平成10年度から履行期限の延長を実施した。平成12年9月、転貸先である「備北学園」の競売手続において、「連盟」に対する配当はなかった。そのため、県は、資力なしと判断している。

また、同様に、「備北学園」は解散し、債務者は不存在と同様と認められるが、県は、この「備北学園」の連帯保証人に対して、無資力であり、かつ、弁済見込みがないと判断している。

この結果、広島県債権管理事務取扱規則第18条第1項第5号（履行期限の延長）で規定する「貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付を行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号（債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。）から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難

であるとき。」を適用して、10年間の履行期限の延期を実施した。

### (9) 償却処理手続

県は、広島県債権管理事務取扱規則第21条の2第2項の規定により、「連盟」に対し、債権を免除している。すなわち、「前項の規定（当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る延滞違約金その他の徴収金を免除するための手続をとるものとする。）は、第18条第1項第5号に掲げる理由により履行期限の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態であることに基づいて当該履行期限の延長の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金に付いて免除することを条件とするものとする。」という規定に基づき、知事の決裁で債権の免除を行ったものである。なお、この手続では県議会の議決は不要である（地方自治法施行令第171条の7第3項）。こうして、この債権は、平成10年4月1日と平成11年4月1日に履行延期されて以来、ようやく、10年後の平成21年4月1日に元利金21百万円が償却処理（不納欠損）されている。

#### 意見

転貸融資の場合、本来は、直接融資を行った社団法人から資金を回収すべきであるが、第三債務者である転貸先が無資力であるとして、履行期限の延長手続を採っている。この手続を採用すると、調定がなされないため、不良債権は収入未済として認識されない。県の財産である債権として計上されたままであるため、債権評価の手続がないと、この事例のように償却処理（不納欠損）も大幅に遅延する。このような場合は、履行期限の延長手続をとるべきではなく、県議会の議決によって早期に償却処理（不納欠損）を行うべきであったと判断される。

## 14 病院事業会計未収金（病院事業局）

### （1）概要

県の運営する病院事業は、県立広島病院と県立安芸津病院の2施設で行われている。今回、監査の対象とするのは、この内、県立広島病院である。

平成22年3月31日現在の県作成データで病院事業の概要を示す。

区 分	病院事業計	県立広島病院	県立安芸津病院
病床数	850 床	700 床	150 床 2
職員数	1,087 名 1	961 名	113 名
平成22年度実績医業収益	175 億円	160 億円	15 億円
収益的収支差引	4 億円	1 億円	3 億円

- 1 本庁13名を含む。                      2 このうち50床が休床となっている。

### （2）与信管理手続

医療未収金は、貸付金でないため与信という概念はない。また、法律上すべての者に対し診療に応じる義務があるため、与信という概念は生じない。

### （3）債権契約手続

患者からの申込み行為が契約手続に該当する。契約書に相当するものはない。診療申込書によって、病院との契約関係が成立する。

### （4）債権管理手続

債権管理事務は、事務局医事課で行っている。担当者は、正職員1名、嘱託1名の合計2名である。債権は、「医業未収金」であるが、一元的に個人ごとの未収金の状況を管理している。なお、長期未納者・未納を繰り返している人など、個別管理が必要な人の督促状況・交渉記録等は、医事システムとは別に紙ベースで管理しており、これをパソコン管理（医事システムとは独立）に移行中である。平成21年度末の医療未収金の残高は31億83百万円であるが、その大部分は回収可能な社会保険診療報酬で占められている（県作成資料より）。

病院事業会計全体の滞留債権（診療費）年齢調べ（平成21年度末現在）

（単位：千円）

1年超～3年	3年超～5年	5年超	合 計
31,181	32,288	72,404	135,873

（注）「平成21年度版 広島県公営企業決算審査意見書 広島県監査委員」p14の長期医業未収金では135,871千円となっている。

#### (5) 利子の管理手続

貸付金ではないため、その果実としての利子は徴求されない。また、私法上の債権であるが、違約金を徴収する旨の明文規定がないため、違約金も徴求されない。

#### (6) 債権保全手続

入院患者に対しては、保証人を徴求しているが、外来患者に対しては、実務上、保証人や連帯保証人を徴求することは不可能である。

なお、高額診療費に対して、分納依頼があった時、債権保全手続として「料金分納申請書」を患者から徴求するが、この時、連帯保証人に対して「記名・押印」を求めることになっている（「病院未収金管理要領」）。

#### (7) 債権評価手続

債権評価手続は実施されていない。

#### (8) 債権回収手続

回収が長期化した「未収管理簿」が6冊あるが、これらの回収手続は「納入通知書」を送付した日の記載が行われているだけのものがほとんどである。極端な例となるが、210円の診療費請求に対し22回もの納入通知書が機械的に郵送されている事例があった。

これは、回収担当者が実質2名であり、また、回収業務以外の業務も抱えているためである。事務職員による納入通知書を発送するのは、奇数月（1月、3月、5月など）に行われるが、こうした債権回収事務で精一杯という状況にある。このような状況下、県立広島病院は、平成20年10月から、サービサーによる債権回収を委託している。このサービサーによる回収業務は、電話による未納の「案内業務」だけである。法的に「訪問」ができないためである。サービサーに対する業務委託コストは、一件あたりの単価は100円であるため、安価と思われがちであるが、固定費として支出する金額は、1ヶ月約16万円である。

#### (9) 償却処理手続

平成18年以降は、償却処理（不納欠損）を行っていない。これは、平成17年11月21日の最高裁判例で、公立病院で行われる診療報酬の債権は、地方自治法第236条第1項の公法上の債権ではなく、民法第170条第1号の私法上の債権とされたため、県は、議会の議決もしくは時効の援用により償却処理（不納欠損）を行なわざるを得なくなったためである。

意見

債権者等による時効の援用を待っていたのでは、滞留債権は、永久に増え続ける結果となる。県議会の議決を得て、債権放棄を行い、滞留債権を直接償却することが最も望ましい。

## 15 工業用水道事業会計未収金（企業局）

### （1）概要

県は広島・呉地域、東広島地域及び備後南部地域の産業活動に必要な工業用水を企業に供給するため、昭和40年から給水を開始し、現在、太田川東部工業用水道事業、太田川東部工業用水道第2期水道事業、沼田川工業用水事業の3事業を実施している。

平成21年度における工業用水道事業会計の決算の状況は、総収益25億65百万円に対し、総費用は22億42百万円で、純利益は3億22百万円となっている。

また、工業用水道事業会計における平成21年度末未収金残高は2億84百万円であり、そのうち工業用水供給企業32者に対する平成22年3月分請求額1億79百万円、広島市、呉市、東広島市に対する道路建設工事の実施に伴う水道管の移設工事補償金32百万円、沼田川共用施設建設工事負担金請求額31百万円、呉市工業用水との水源振替分施設管理精算28百万円等である。

### （2）与信管理手続

新規取引先に対しては、当初受給者が負担する給水工事代金の負担能力について審査をする。なお、工業用水道事業者には、工業用水道事業法第16条により、給水義務が課せられており、料金の支払がない場合は、給水停止によって未納債権の発生・拡大を防止することとなる。

### （3）債権契約手続

「広島県工業用水道供給規程」第6条によれば、受給者による「工業用水道給水申込書」と、県の「工業用水道給水承認書」で給水契約が取り交わされたことになる。

工業用水道給水申込書には、受給場所、受水工場名、給水の種別（一般、定量、少量の別）、予定使用水量、給水開始希望年月日、申込み理由が記入される。

工業用水道給水承認書には、上記申込書の記載に加えて、条件が記載される。

### （4）債権管理手続

管理台帳はないが、「未収金整理票」で管理している。なお、パソコンで給水量、料金等を記録し、これを管理している。



#### (5) 利子の管理手続

広島県工業用水道供給規程に違約金の規定はない。

#### (6) 債権保全手続

物的担保，支払保証金など徴求していない。

水道料金を納期限後1か月経過しても納付しないときは，給水を停止する処分をすることができる。

#### (7) 債権評価手続

先月分が今月に入金されているので，現在その必要はない。

#### (8) 債権回収手続

毎月，前月分（1日～月末まで）の水道料金は，県内3か所の水道事務所において担当企業に対し翌月10日までに，工業用水道実使用水量通知書，請求書及び納付書を送付し，請求先企業はその月の20日までに納付書により納付する。

20日過ぎても入金がない場合はその旨を先方に伝え督促するが，今までほとんどそのような例はない。

平成22年3月末の未収金32者1億79百万円について，計上の基礎となる「工業用水道実使用水量通知書」と，入金の確認資料となる銀行からの「領収済通知書」とを突合せた結果，未収金の計上は適正に行われており，入金も4月20日に確実に行われていた。

#### (9) 償却処理手続

事業開始以来，償却処理（不納欠損）はなかった。しかし，平成18年1月にT食品が倒産し，同月「工業用水道利用廃止届」が提出されたため，平成18年1月分の使用料32万円が徴収不能として同年12月の議会において償却処理（不納欠損）された。

### 16 土地造成事業会計未収金及び未精算金（企業局）

#### (1) 概要

公営企業である「土地造成事業会計」の平成21年度末「貸借対照表」を見ると固定資産では「投資等」として「未精算金」29億65百万円が計上されており，流動資産では「未収金」4億57百万円が計上されている。

ア 未精算金は，平成16年度決算以降5年間にわたって精算・回収が遅延しているものであり，会計処理上は早期に精算・回収手続を実行すべきものである。

内訳は、大仙地区用地先行取得事業 10 億 25 百万円と大竹東栄地区土地造成事業 19 億 39 百万円であり、土地造成事業会計における一般会計に対する未精算金である。将来的には一般会計から精算・回収されるものとされている。すでに、大竹東栄地区分の土地はすべて分譲済みである。県は、「土地造成事業会計における造成価格と実勢価格に乖離が生じたことから、販売促進を図るため、その差額の一部を公共支援の観点から一般会計において負担することとされたものである。」と説明している。しかし、この実態は、県が大竹東栄地区の土地を売却した売却価額と造成原価の差額、すなわち、土地売却損である。

県は、「大仙地区については、広島空港に隣接する複合産業交流拠点形成のため、土地造成事業会計において、土地を先行取得していた『クリーンヒル大仙計画』が、その後の社会情勢の変化により、中止されたことに伴い、将来の県勢発展のため、知事部局で用地を保有することとし、所管換えが行われたものであるが、その際、土地造成事業会計で執行した開発準備に要した経費については、将来、一般会計等で負担することとされたものである。」と説明している。大仙地区分は、土地としては残ってはいるが（将来の有効活用も全く想定されていないわけではないが）、これを売却して資金を回収することは短期的には期待できないと思われる。したがって、一般会計との間で資金が回収されたとしても、県自体で見れば、19 億 39 百万円の土地売却損と不良資産化した 10 億 25 百万円の土地となるわけである。

広島県土地開発基金は、土地造成事業会計への貸付金として、32 億 37 百万円を計上しているが、これに対応して、土地造成事業会計は、「他会計借入金」として同額の 32 億 37 百万円の借入金を計上している。

したがって、連結決算上は下記の連結消去仕訳がなされるため、債権・債務は、消去される。

（借方）

（貸方）

他会計借入金 32 億 37 百万円 / 土地造成事業への貸付金 32 億 37 百万円

昨年実施した包括外部監査のデータ（平成 21 年 3 月末）でいうと、広島県土地開発基金では、199 億 43 百万円の基金残高があるが、その内訳では、「譲渡性預金 14 億 9 百万円、土地 152 億 96 百万円、土地造成事業会計への貸付け 32 億 37 百万円」<sup>33</sup>となっている。しかし、その貸付金の実態は、「塩漬け土地」の取得と「土地売却損」であることが、県民には、明確に示されていない。

<sup>33</sup>広島県包括外部監査人 稲田正司 「平成 21 年度 包括外部監査結果報告書」（広島県及び県出資法人の資金運用・資金調達方法について） pp.50～51

イ 未収金 4 億 57 百万円のうち、2 億 85 百万円が、明らかな長期延滞債権（p49 参照）である。ヴィーナ製薬株式会社（旧ガラニン製薬株式会社）に対する土地代金の未回収金（90 百万円）と延納利息（1 億 95 百万円）がその内訳である。平成 9 年度に、三次工業団地の土地回収代金 1 億 53 百万円が県により調定されているが、回収合計額は、平成 12 年度までに 63 百万円が回収されただけで、平成 13 年度からは、残額の 90 百万円が未回収である。延納利息も平成 3 年度から発生し、平成 9 年度までの合計金額 1 億 95 百万円が回収不能となっている。

なお、県は平成 12 年 12 月にヴィーナ製薬株式会社（旧ガラニン製薬株式会社）用地を公売参加により取得し、平成 14 年 1 月からこの跡地の分譲を開始している。

また、廿日市木材工業団地の土地譲渡に関し、昭和 57 年 4 月（売却代金 2 億 62 百万円：即納代金 52 百万円：1,500 坪）、昭和 58 年 12 月（売却代金 3 億 68 百万円：即納代金 73 百万円：2,000 坪）に対する分割延納利息が 65 百万円未回収である。これに対して、会社から分割で每期 2 百万円弱の延納利息が入金され続けているが、単純計算をすると完済まで約 30 年である。これは、当初の契約では、何年かの据置後、每期、均等額を返済する予定であったが、原契約締結後、平成元年 9 月に元金の「最終しわ寄せ」により、代金を一括回収する契約に変更し、元金のみを一括回収したものである。このため、現在は、延納利息の回収のみとなっている。

「最終しわ寄せ」の具体的な状況を見てみると下記のとおりである。

昭和 57 年 4 月 26 日の原契約及び平成元年 9 月 30 日の変更契約より作成（単位：千円）

原 区 分	原契約（元金）	変更区分	変更後契約（元金）
延納第 1 回（昭和 57 年 4 月 26 日）	26,165	延納第 1 回	27,271
延納第 2 回	26,165		0
延納第 3 回	26,165		0
延納第 4 回	26,165		0
延納第 5 回	26,165		0
延納第 6 回	26,165		0
延納第 7 回	26,165	延納第 2 回、3 回	0
延納第 8 回（平成 3 年 4 月 26 日）	26,165	延納第 4 回、5 回	0
平成 4 年 3 月 31 日		延納第 6 回	182,048
合 計	209,320		（注）209,320

（注）：土地売却代金 2 億 61 百万円から即納代金 52 百万円（20%内金）を控除

以上のように、明らかに契約条件の変更は、正常ではないと認められる。

三次工業団地のある例では、以下のようなものがある。

平成 18 年 4 月に土地・建物の譲渡代金 1 億 2 百万円につき、即納代金として 20 百万円を回収するが、3 年間の据置期間をおいた後、平成 21 年 4 月から平成 28 年の 4 月まで、每期 10 百万円の元金返済を行うという条件である。実に、土地・建物の売却代金は、10 年間にわたって繰り延べられるのである。なお、この 10 年間の受取利息は 6 百万円に過ぎない。

## (2) 与信管理手続

少額代金の未収金である場合、通常は、与信管理は必要ないと思われる。しかし、土地・建物売却等の不動産売買取引には、相手先の信用調査や財務審査が必要である。資金の回収遅延が発生して初めて、信用調査会社等による信用調査が行われているが、取引開始時点での信用調査・与信審査が実施されていない場合や、これが不十分な場合が散見される。

意見

不動産取引のような契約金額が多額になる取引については、相手方の信用調査、企業の与信審査を必ず実施し、回収リスクを明確にする必要がある。

## (3) 債権契約手続

ア 原契約は妥当であっても、変更契約で極端な「最終しわ寄せ」による資金回収条件が設定されている場合がある。相手先に経済的合理性のある資金回収計画がある場合を除いて、このような変則的な契約は締結すべきではない。

意見

極端な「最終しわ寄せ」による資金回収条件が承認されている。資金の回収条件は、与信審査により、相手先経営者の信用調査や相手先の経済的な実態を把握した後に具体的な資金計画に基づき決定されるべきである。法的な条件さえ満たしていればよいというのではない。結果的に調定が先送りになり、不良債権の顕在化が遅延している。このような正常でない条件変更が看過されていることは、組織の内部統制が不十分であることの証左であり、現在の形式的な契約要件重視の姿勢は見直されなければならない。

イ 約 1 億円の土地代金（正確には、一部建物代金も含まれる。）の回収に 10 年もかかることが当初から想定される相手先に土地を売却することが、妥当であろうか。相手先は、通常、一時的に、資金がなければ、民間金融機関から融資を受け、自らのリスクで県から土地を購入するはずである。それを、県が自らリスクを取って企業に信用を供与することは、過剰なサービスであると言わなければならない。特に、県に不利な条項である「延納の特約」を締結する場合でも、回収期間は、極力、短くしようと努力するのが資産管理の常識である。

平成 21 年度末では、収入未済としては、当年度分の土地売却代金が 10 百万円しか計上されていないが、土地代金の「延納」契約を締結することにより、結果的に、回収の遅延を顕在化させない効果がある。これは、何度も指摘するように、未調定であれば、収入未済として、県の債権として認識されないからである。

#### 意見

土地売却代金の回収については、原則、県にとって不利な条件である「延納」を認めるべきではない。なぜなら、回収条件を「延納」とすれば、「調定を先送りする。」ことによって、資金回収の遅延を正当化できるからである。

### （４）債権管理手続

塩漬け土地及び土地売却損は土地造成会計で負担すべきでないからという理由で（一般会計が負担することになっている。）、「未精算金」という「仮勘定（SUSPENSE ACCOUUNT）」を使用するのは、公営企業会計の公表の方法としても不適切である。

#### 指摘事項

投資勘定で、「未精算金」という不明確な勘定を使用するのは、会計処理及び企業内容の公表上不適切である。この未精算金の具体的内容は、「一般会計への長期立替金 10 億 25 百万円」，「一般会計に付け替えるべき土地売却損 19 億 39 百万円」である。

### （５）利子の管理手続

違約金の徴収も適正に行われており問題となる事項はない。

### （６）債権保全手続

三次工業団地の事例では、契約条件が「延納」であるのに加え、担保の設定が全く行われていないが、所有権の移転を「売買代金及び延納利息を完納したとき」として債権保全を図っている。なお、滞留している土地売却代金には、担保提供を求めているものもある（上記の昭和 57 年の土地譲渡原契約）。

## (7) 債権評価手続

債権評価は、全く実施されていない。ヴィーナ製薬株式会社(旧ガラニン製薬株式会社)に対する土地代金の未回収金(90百万円)と延滞利息(1億95百万円)が回収不能であることは担当者のみならず、県の財務部財政課でも十分認識されている。そのため、平成20年度の財政課作成の普通会計及び連結決算の内部評価では、流動資産としての「未収金」から「長期延滞債権」に「土地造成事業会計3億75百万円が未収金のうちの延滞債権」として振替えられ、回収不能見込額として3億14百万円が計上されている。

## (8) 債権回収手続

特に、上記のヴィーナ製薬株式会社(旧ガラニン製薬株式会社)に対する収入未済2億85百万円は、交渉相手が不存在であるため、回収手続は実施不可能である。なお、回収資金の一部入金があった場合は、民法の原則どおり、「延滞金、延納利息、延納代金」の順序で充当する<sup>34</sup>。

## (9) 償却処理手続

上記のヴィーナ製薬株式会社(旧ガラニン製薬株式会社)に対する収入未済については、私法上の債権であるため、時効は10年である。法的には、時効の援用が必要であるため、相手が不存在であるこの事例では、「債務者が、時効の完成を利用する。」という意思表示が得られないため、償却処理(不納欠損)は実施できないというのが県の回答である。

意見

回収不能が明確な私法上の債権に関しては、法的な時効の完成を待たず、早期に議会の議決を経て、償却処理(不納欠損)を実施することが望ましい。

## 17 水道用水供給事業会計未収金(企業局)

### (1) 概要

水道用水供給事業は、広島広域都市圏東部地域、賀茂・竹原地域、安芸灘地域、広島広域都市圏西部地域及び備後南部地域の生活用水の確保を目的として、広島水道用水供給水道、広島西部地域水道用水供給水道及び沼田川水道用水供給水道の3水道を経営している<sup>35</sup>。

<sup>34</sup> 民法第491条では、債務者が元本の他、利息及び費用(違約金)を支払う時、弁済金はその債務の全部を消滅させるのに足りない時は、費用、利息、元本の順に充当することになっている。

<sup>35</sup> 過去の問題点については、広島県包括外部監査人 高橋義則 「平成11年度 包括外部監査結果報告書[企業局が行う事業のうち土地造成事業・水道用水供給事業]」を参照

平成 21 年度における水道用水供給事業会計の決算の状況は、総収益 109 億 60 百万円に対し、総費用は 86 億 82 百万円で、23 億 52 百万円の純利益となっている。

また、水道用水供給事業における平成 21 年度末未収金残高は 11 億 57 百万円であり、ほとんどが各市町に対する水道料金である。

なお、未収金の推移は以下のとおりである（県作成資料より）。

（単位：百万円）

平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末
1,367	1,402	1,156

## （２）与信管理手続

各市町長又は公営事業管理者から水道用水供給水道給水申込書が提出され、県で承認する。実質 1 年契約で、毎年、申込書が提出される。また、今後の施設（配水管）の更新の際の資料算出のため、3 年ごとに受水量の調査が行われている。

なお、料金は、「広島県水道用水供給水道の料金その他の供給条件に関する条例」第 4 条記載のとおりである。3 年ごとに料金の見直しが行われる。

## （３）債権契約手続

上記のとおり、各市町長又は公営事業管理者から水道用水供給水道給水申込書が提出され、県で承認する。このように、「申請」、「承認」がとられている理由（通常の民間のように契約手続がとられていない理由）は、条例の規定に従って手続が行われているためである。

## （４）債権管理手続

管理台帳はないが、「未収金整理票」で管理している。また、パソコンで給水量、料金等を記録し、これを管理している。

## （５）利子の管理手続

広島県水道用水供給水道供給規程に、違約金の規定はない。

## （６）債権保全手続

保全手続は行われていない。

## （７）債権評価手続

毎月、請求月の翌月 25 日に入金があるため、会計年度末の債権評価の必要はない。

## **(8) 債権回収手続**

特段の規定はない。

## **(9) 償却処理手続**

これまで償却処理（不納欠損）はない。

## **18 県営住宅事業費収入未済（都市局）**

### **(1) 概要**

県営住宅は、昭和 26 年に公布された公営住宅法に基づいて「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的」として建築され、賃貸されている。県では、平成 19 年から、指定管理者制度を導入し、広島南部地区、広島北部地区、呉地区等 9 地区に分類し、6 社の指定管理者が管理している<sup>36</sup>。なお、管理建物により差異はあるが、おおよそ収納率 97%を割り込んだ場合、県が支払う管理費用を減額する旨の特約を締結している。広島県県営住宅事業費特別会計において、平成 21 年度は、歳入合計が 53 億 1 百万円であり、歳出合計は 51 億 61 百万円となっている。なお、収入未済は、2 億 28 百万円となっている。

### **(2) 与信管理手続**

与信管理という概念はない。

### **(3) 債権契約手続**

申込者は、県営住宅申込整理票を作成し提出する。その後、公開抽選会を経て、当選者を確定する。当選者は、県営住宅入居請書を必要書類とともに提出する。その後、県が形式的要件を審査し、県から入居者に入居決定通知書を送付する。なお、県営住宅の場合、賃貸期限の定めはなく、賃料の減額（一部減免）申込は随時行われている。

### **(4) 債権管理手続**

指定管理者から、毎月、県に対して、業務報告書を提出する（ただし、これは、管理業務のみについての報告に過ぎない。）。

また、賃料の引き落としは、直接県の指定する預金口座で行われる。直接収納

<sup>36</sup> 指定管理者に管理を移行する以前の状況については、広島県包括外部監査人 白田耕造「平成 14 年度 包括外部監査結果報告（県営住宅事業の財務事務の執行について）」を参照。



は、指定管理者が行い、収納状況については、指定管理者及び県が共有する電算データに反映されるようになっている。

県から指定管理者に対し、毎月、収納状況及び滞納状況のデータを紙面に打ち出した書類を送付し、県からも当該データに基づいて督促を行っている。

#### **(5) 利子の管理手続**

##### **指摘事項**

広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第2条によると、未納金額につき年14.5%の延滞金を徴収すると定めているが、社会的弱者を金銭的に追い込むべきではないと言う政策的な配慮から、実際の運用では、延滞金の請求を行っていない。条例の規定に従って延滞金の請求及び徴収を行うか、又は、条例の改正を行うか、何らかの対応を検討するべきである。

#### **(6) 債権保全手続**

2名の連帯保証人が必要ということになっている。

#### **(7) 債権評価手続**

年度末の債権評価は行われていない。

#### **(8) 債権回収手続**

督促等は指定管理者が行い、法的対応が必要になった場合、県がこれを管理することになる。債権回収につき、特段マニュアルは作成されていない。なお、平成14年度の包括外部監査報告書（県営住宅事業の財務事務の執行）において、債権管理につき詳細なマニュアルの提案がなされていたが、ヒヤリングに応じた県の担当者のすべてが、当該報告書の存在すら知らないような状況であった。

また、個別案件につき一件書類として整理されていない（但し、入居決定書、督促送付などの業務ごとの書類としては分類されてあった。）。

#### **(9) 償却処理手続**

平成21年度の償却処理（不納欠損）は、201件、15百万円（駐車場使用料を含む）であった。その事由はすべて「時効の経過」である。

なお、賃料の減額については、年に4回、調定が行われるので、その都度、調定の減額を行い、この点は償却処理（不納欠損）を行う必要がないことになっている。

## 第7 将来損失

### 1 概要

#### (1) 債務負担行為と将来損失

ア 地方自治体の予算は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の流用から構成されている（地方自治法第215条）。

このうち、債務負担行為は、以下のように説明される。

「債務負担行為は次年度以降の支出予定額をあらかじめ当年度の予算に計上して議会に議決を求める点では継続費、繰越明許費と同じである。しかし、後二者が数年度にわたって執行される事業全体の経費をあらかじめ予算として定めておくものであるのに対して、債務負担行為は翌年度以降に自治体の長が執行できる債務負担の限度額、期間をあらかじめ定めておく制度である点で違いがある（地方自治法第24条）。したがって、債務負担行為は、次年度以降に長が行う債務負担の限度を定めるものであって、将来の事業全体の経費をあらかじめ見積り予算として定めるものではない。たとえば、2、3年程度と比較的短い工期で道路・橋梁などの建設工事を発注する場合で、次年度以降分を分割して契約できないとき、あるいは、どの年度にどれだけの支出を要するか確定できないときは債務負担行為が利用される。省略 財政健全化の見地から、歳出予算と一体化して見る必要があると言う趣旨により、1963年の地方自治法の改正にあたって、継続費や繰越明許費とともに予算単年度主義の例外として予算の内容に含められたものである。省略 しかし、実際の運用面では、債務負担の原因となる公共施設の建設等が完了しているにもかかわらず、債務だけを後年度に繰り延べることによって、起債制限をかいくぐる「ヤミ起債」に当る運用がなされたり、具体的な事業目的を付さず、支出総額の議決を取り付けるなど、制度の乱用ともいえる事例も見受けられる。」<sup>37</sup>

このように、債務負担行為は、県の将来の負債として、約8兆円にも上る可能性のある将来債務であるにもかかわらず、「隠れた債務」として注目されない。したがって、県が抱える「県債」が累積債務として大きくのその削減を求められているのに対し、ほとんど、その存在は軽視されているように思われる。

債務負担行為のより具体的な内容は、以下のように整理される。

「地方自治体が抱える累積債務というと、これまでみてきた地方債が大半を占

<sup>37</sup> 醍醐聡 編著 「自治体財政の会計学」 発行 新世社 発売 サイエンス社 2000年9月25日 初版 pp.19~20

めることは間違いない。省略 しかし、これ以外にも、普通会計が負担することになる債務が存在している。将来の支出予定額を意味する債務負担行為がそれである。省略 債務負担行為の内容は大きく分けて、土地や建造物などの物件の購入にかかわるもの（A）と、公社等の外郭団体が民間金融機関から融資を受けるときに、設立団体である自治体が当該金融機関に対して債務保証や損失補償をすることにかかわるもの（B）に分けられる。」<sup>38</sup>

イ つまり、債務負担行為は、予算審議のなかで議会の議決を得ることが義務付けられているが、一つは、上記の（A）のように支出予定額と呼ばれ、実際の支出額が確定しているものであり、もう一つは、上記の（B）のように支出限度額とよばれるものであり、損失補償や債務保証が該当するのである。この後者（B）を、「将来債務」と呼ぶ（定義付けは、後述する。）。

この点については、次のような指摘が行われている。「債務保証は保証先が自力で債務を返済できている限り、自治体には何の負担も生じない。通常は支払を想定しないことから、議会でも議論らしい議論もしないまま安易に認められるケースが多かった。もちろん、議会に提出される予算説明書には載っている。総務省が提出させている俗に決算原表と呼ばれる『地方財政状況調査表』にも記載がある。だが、広報誌やホームページで詳細を開示している自治体は少ない。

省略 現実には、公社に対する債務保証や第三セクターに対する損失補償が自治体の致命傷となる例がある。北海道芦別市や青森県大鰐町では、第三セクターを破綻処理しようとしたものの、損失補償がネックとなって処理できなかった。もし処理してしまえば損失補償をしている自治体が金融機関の損失を補てんしなければならなくなるからだ。たとえ三セクが民事再生法や会社更生法などの法的処理をしても逃げられない。自治体自身が民事再生法の適用でも申請すれば別だが、自治体に支払能力がある限り支払いの義務はついて回る。」<sup>39</sup>

ウ ところで、余り注目されることのない債務負担行為を、県はどのように、県民に公表しているのだろうか。

県は、普通会計及び連結会計の「注記」として「債務負担行為」がどの程度あるかの情報を公表している。具体的には、「物件の購入等」「損失補償又は債務保証」「その他」の3種類に大別している。これは、県が将来債務を負担する可

<sup>38</sup> 醍醐聡 編著 「自治体財政の会計学」 発行 新世社 発売 サイエンス社 2000年9月25日 初版 pp.70～71

<sup>39</sup> 公会計改革研究会 編 「公会計改革」日本経済新聞出版社 2009年2月20日 3版 pp.241～242

能性の上限を示すものである。すべての債務負担行為が、後述する将来損失に転化するわけではないが、県の債務に転化する可能性のある最大限の金額は、この金額によって判断できるわけである。「物件の購入等」にかかわるものは、具体的には土地や建物の購入に係る将来の未払金である。また、債務負担行為のうち、「損失補償」の典型的な例としては、広島県信用保証協会に対する損失補償がある。なお、県が「債務保証」を実行できるのは、特別な法律（地方道路公社法、公有地の拡大の推進に関する法律）に基づくものに限定されている。

先述したように、データは少し古くなるが、「新地方公会計制度による『広島県の財務書類（平成 20 年度決算ベース）』の概要について」の注記情報とこれの明細である「債務負担行為明細表（平成 20 年度）」を確認したところ、金額の一部に錯誤があり、不一致となっていた。簿外債務の管理は不十分である。

なお、昨年 の 包括外部監査で指摘した広島県信用保証協会に対する損失補償金額の認識金額は、「当初設定額（1 年間の予算承認金額）：約 5 億円」から「貸借対照表日現在の残高：約 45 億円」に修正され、適正な金額に訂正されている<sup>40</sup>。

先述した注記情報に記載されている共同発行地方債は、広島市も発行体として加入している（p48 参照）。これらの 35 地方公共団体は、「連帯保証」を行っているわけであるから、県と広島市は、運命共同体である。地方財政の破綻があれば、連帯保証人として、主たる債務者に代わって債務を弁済するリスクを負う。

#### 意見

共同発行地方債で、県は、広島市及び多数の地方自治体と連帯保証契約を締結しており、他の地方公共団体の財政状況が悪化した場合は、県が債務を負うことになる。基本協定で他団体の損失負担は負わない契約を締結しており、償還に備えての積立も実施されているため、県が現実的に債務を負う可能性は低いものの、この連帯保証契約締結の存在を、県民に積極的に公表することが望まれる。

エ 次に、「債務負担行為明細表（平成 20 年度）」で、その具体的な内容を概観する。まず、「物件の購入等」では、広島県土地開発公社の土地取得経費、広島県道路公社の道路整備事業、職員公舎借上費、民間業者が行った河川や道路の工事費などに対する債務負担行為が主たるものである。端的には、土木局の

<sup>40</sup>広島県包括外部監査人 稲田正司 「平成 21 年度 包括外部監査結果報告書」（広島県及び県出資法人の資金運用・資金調達方法について）p19

支出に対する債務負担行為が大部分である。「損失補償」では、農林水産局、商工労働局に対する債務負担行為がほとんどである。「その他」は、各局様々な支出に対する債務負担行為となっている。この内、特に債務負担行為が損失となって、県が債務を負担し、県民の負担になっているものは、商工労働局の所管になる広島県信用保証協会に対する損失補償である。中小企業者の金融機関借入に対し、担保が不足する場合、一定の保証料を支払えば、広島県信用保証協会が保証人になってくれるので、中小企業者は、この保証によって金融機関から融資を受けることができる（県の制度としては、「県費預託融資制度」と「無担保スピード保証融資制度」の2制度がある。）。

中小企業者が、債務を弁済できなかった場合、広島県信用保証協会は、金融機関に債務を代位弁済することになる。その後、その代位弁済した金額（主たる債務と受取利息・延滞利息）は、保険契約が締結されている株式会社日本政策金融公庫から約8割程度が回収される（利息は保険の対象外）。この残り（約2割）について、広島県信用保証協会は、県との損失補償契約に基づき各資金の損失補償割合（25%から100%）に応じた損失補償金を申請する。これが、県から交付され、入金される。その後、広島県信用保証協会が求償権の行使により資金を回収した場合、保険補填割合に応じ、株式会社日本政策金融公庫へ約8割程度を納付し、その残額（約2割）について、損失補償割合（25%から100%）に応じた金額を県に納付する。この結果、延滞債権の5%から20%程度が県の損失負担になるという仕組みになっている。このため、県は、過去の一定の貸倒リスクに基づき、每期、約4億円から5億円を損失補償として予算計上している。これは、每期、県議会に承認された金額を上限として支出されるものであり、この程度の金額負担であれば、県の中小企業の融資制度には必要不可欠なものであるといえる。

オ この他、新地方公会計制度によって導入された普通会計の平成20年度の決算は、地方自治法に基づく強制的な決算ではないものの、「損失補償等引当金」が151億円計上されている。これは主として、農林水産局の所管である財団法人広島県農林振興センターの損失補償に対する損失が将来発生する可能性が高いため、この財団に融資を行っている株式会社日本政策金融公庫等に対して、総務省の基準により、県が代位弁済を行う金額を予想しているのである（財団法人広島県農林振興センター124億円、広島県信用保証協会27億円）。

#### 意見

県は、総務省の基準により、新地方公会計制度による普通会計の貸借対照表で「損失補償等引当金」を計上しているが、昨年の包括外部監査でも指摘したよう

に、少なくとも、その計上根拠を注記することが望まれる。<sup>41</sup>

## (2) 損失補償と債務保証の相違点

ア 県民が将来、損失を負担することになると予想される「将来損失」とは、現在、県民にとって債務と認識されないが、その損失となる原因がすでに発生しており、将来、債務として顕在化する可能性の高いもので、合理的な金額が算定しうるものとする。そうすると、典型的な「将来損失」は、「債務保証」と「損失補償」に区分することができる。それぞれの違いは以下のものである。

「債務保証とは、地方自治体が地域の産業、経済の振興を図り、あるいは被災住民の急速な立ち直りを測る等のため、地方自治体が住民の受ける融資等に対してする債務の保証をいう。保証債務は、主たる債務を前提とし、その債務が履行できない場合に代わって弁済する契約のことをいう。債務保証と類似する行為に損失補償があるが、保証債務と損失補償の違いは、まず第1に、損失補償は弁済期を過ぎただけでは損失が生じたとはいえず、補償も生じないのに対し、債務保証は弁済期が過ぎても弁済されない場合には、当然に保証しなければならない。第2に、損失補償は損失が生じたときに補償するという純然たる二者間の契約であり、求償権は発生しないのに対し、債務保証は、債務保証契約に基づき地方自治体が弁済した場合には、主たる債務者に対して求償権を取得する。第3に、損失補償は、会社その他の法人に対して地方自治体が損失補償契約を締結することができるのと解されるのに対し、保証債務については、総務大臣の指定する会社その他の法人の債務を除き、原則として地方自治体は会社その他の法人の債務保証をすることができないことになっている（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条）。」<sup>42</sup>

イ 将来損失に対して、会計上は、「引当金」を計上することが望ましい慣行となっている。県においては、「損失補償等引当金」が新地方公会計制度における普通会計及び連結会計の貸借対照表で、負債の部に計上されていることについては、すでに説明した。

財団法人広島県農林振興センターの借入金は、現在、県の債務ではないが、同法人が、債務を弁済できなかった場合、県が、債務を弁済する可能性が高い

<sup>41</sup>広島県包括外部監査人 稲田正司 「平成21年度 包括外部監査結果報告書（広島県及び県出資法人の資金運用・資金調達方法について）」p18

<sup>42</sup>岐阜市包括外部監査人 渋谷英司 「平成20年度 包括外部監査の結果報告書（未収金、貸付金及び債務保証について）」 p134

という経済的な事象を示すものである。その事実（損失補償契約）に基づき、法的な処理の前段階で、経済的な事実関係を根拠として負債を認識するのである。したがって、次のような会計処理が行われる。

（借方）	（貸方）
損失補償等引当金繰入等 × ×	損失補償等引当金 × ×

この仕訳の意味は、損失となる発生事実 × × 円が当事業年度に発生したため、現時点では、資金の支払はないが、将来資金が支払われる可能性のある負債として × × 円認識するという意味である（したがって、確定債務ではなく、ほぼ確実であろうと予想される債務である。）。

したがって、平成 22 年 10 月 31 日付け発行の「ひろしま県議会だより 第 21 号」で議論されている「損失補填引当金」とは、会計上の性格を全く異にすることに留意する必要がある。すなわち、これは、費用の発生を原因とするのではなく、将来の損失に備えて、利益を留保するための単なる一定の計算による積立額であり、損失の発生事実は合理的に確認できないものである。かつての企業会計では、「利益留保性引当金」と呼ばれたものであり、現在ではこのような性格の引当金は、「負債性引当金」との混同を防ぐため、会計科目としては使用されない。「損失補填引当金」は、「負債」ではなく「利益留保性積立金」、すなわち、「資本」である。将来資金の返済を要する「負債」ではなく、未来永劫、資金の返済が不要な「資本」であるということである。このように、県を含めた地方公共団体の会計は、陳腐化した会計科目を使用し続け、会計処理の内容を不透明にしている（負債と資本の混同）<sup>43</sup>。

## 2 対象とする将来損失

財政課から「平成 21 年度の債務負担行為」の明細を入手して、網羅的な損失補償・債務保証の金額を確認する予定であったが、平成 22 年 11 月 30 日公表の「広島県の財政状況」でも公表されていないので、県に対するヒヤリングで判明したものを対象にする。したがって、県のすべての損失補償・債務保証を網羅しているわけではない。

<sup>43</sup>広島県包括外部監査人 稲田正司 「平成 21 年度 包括外部監査結果報告書」（広島県及び県出資法人の資金運用・資金調達方法について）p110

出所：「県に対するヒヤリング資料」及び県の IR ( investor relations ) 資料  
 (平成 22 年 11 月 7 日公表)

(単位：百万円)

部 門	種 類	損失補償・債務保証残額
農林水産局	日本政策金融公庫からの借入金に対する県の損失補償	13,715 (限度額 30,264)
土木局	広島高速道路公社の外部借入に対する債務保証 (注 1, 2)	78,409 (限度額 未集計)
	広島県道路公社の外部借入に対する債務保証(注 1, 2)	5,339 (限度額 未集計)
	広島県土地開発公社の外部借入に対する債務保証 (注 1, 2)	2,415 (限度額 未集計)
商工労働局	広島県信用保証協会に対する損失補償	4,068 (限度額 6,861)
	公営財団法人ひろしま産業振興機構に対する損失補償	5,980 (限度額 5,982)
総務局	共同発行市場公募債に対する連帯債務(注 3)	8,220,000

(注 1) 地方道路公社に対しては、「地方道路公社法」第 28 条により、道路公社の債務について保証契約をすることができる。また、土地開発公社に対しては、「公有地の拡大の増進に関する法律」第 25 条により、保証契約をすることができる。

(注 2) 土木局の債務保証金額は、後述するように、適正な管理が行われていないため、財務部財政課作成の IR 資料での公表数字をここに掲げている。したがって、限度額は、今後、適正な数字が県によって公表されるはずであるが、この包括外部監査の目的は、会計監査ではないので、これを確認していない。そのため、この報告書を執筆している時点では「限度額 未集計」と表現している。

(注 3) 共同債の債務保証契約金額は、平成 20 年度末残高の 6 兆 8,300 億円に平成 21 年度発行額 1 兆 3,900 億円を単純合算したものである。平成 21 年度における償還金額を補足できないので、これを考慮していない。

### 3 管理手続

各担当部署が個別に損失補償金額・債務保証金額を台帳で管理している。県全体の金額を補足できるのは、財務部財政課のみであるが、先に指摘したように、平成 20 年度の普通会計における注記情報の「債務負担行為」の合計金額と「債務負担行為明細表(平成 20 年度)」は、一部に錯誤があり、不一致となっていた。また、平



成 21 年度の債務負担行為等の情報は、この報告書を執筆している時点では、未公表である（平成 22 年 12 月 28 日現在）。

また、平成 21 年度の「対象とする損失補償・債務保証」の一覧表を作成するに当たって、土木局に「平成 21 年度末の債務保証の限度額と実際の残高」の一覧表の提出を依頼した。後日、この資料と県がインターネットで公表している「広島県の財政状況」の IR ( investor relations ) 資料 ( 平成 22 年 11 月 7 日公表 ) で、平成 21 年度の保証債務残高を確認したところ、すべての残高が不一致であった。理由は、提出された資料につき貸付先の借入残高との検証が行われておらず、債務保証残高の把握が不十分であったことによる。

#### 意見

資産の毀損部分が損失に転化するだけでなく、簿外債務も損失になる可能性があり、県民にとっての損失負担は両面から検討される必要がある。この点、将来、損失に転化する可能性のある簿外債務の管理方法は、適切であるとは言えない。これを改善するためには、インターネットで年 2 回公表される「広島県の財政状況」で県民に債務負担行為の明細を公表することが望ましい。こうした財務情報の公表があれば、県の簿外債務に対する管理体制に緊張感が生れ、管理精度が向上するものと期待されるからである。

## 4 情報開示手続

債務負担行為のうち、損失補償・債務保証の履行の判断は、県が損失補償・債務保証をしている県出資法人の財政状態を的確に判定できる財務情報の提出があつてこそ、県民は適切な判断をすることが可能になる。現在の県出資法人の財政状態は、取得原価主義に基づき評価が行われているが、取得原価主義の範疇にある減損会計の適用は、完全に実施されていない。そのため、「形式上の債務超過」にある県出資法人は、昨年 の 包括外部監査でも指摘したように 1 団体だけである。ところが、減損会計は、固定資産に対して資金の回収可能性を考慮する判断を行うため、時価での評価が必要になり、「実質的な債務超過」が判明する場合がある。「実質的な債務超過」の情報が、県民に公表されていないため、当然、県民は、県が損失補償・債務保証を履行する可能性はないと判断せざるをえない。資金繰りの良し悪しは、「形式上の債務超過」ではなく、「実質的な債務超過」で判断すべきなのに、この情報は全く県民に公表されないのである。

このことを踏まえると、財団法人広島県農林振興センターについては、分収林事業が長期に及ぶことから、固定資産 ( 森林経営勘定 ) に関する財務情報を適切に開示することが求められる。

## 意見

県は、「経営情報説明資料」等により県出資法人の経営状況について情報公開を行っているところであるが、財団法人広島県農林振興センターについては、県民に適正な情報を提供するため、県出資法人の資産の回収可能性を適正な会計処理によって再評価し、「実質的に債務超過かどうか。」、さらに「県の損失の肩代わり（損失補償）の可能性はあるかどうか。」等、資産の回収可能性について、よりわかりやすく伝達できるよう、懇切かつ丁寧な財務情報を県民に提供する必要がある。

## 5 償却処理手続

今まで説明してきたように、将来の近い時期に損失に転化する可能性の高い損失補償は存在している。普通会計で負債として計上されている「損失補償等引当金」は、新地方公会計制度における「総務省方式改定モデル」の貸借対照表で、間接償却されている。資金の回収可能性の評価は、その金額の妥当性を厳密に算定・評価し、損失が予想される場合は、早期に償却処理を実施すべきである。このような経済実態に基づく会計的な判断基準は、県民に十分な財務情報が情報公開されてこそ、県有財産の健全な運用と将来損失の適切な管理につながるものと確信する。

## 第8 参考文献

岐阜市包括外部監査人 渋谷英司 「平成20年度 包括外部監査の結果報告書（未収金，貸付金及び債務保証について）」

岐阜県包括外部監査人 堀幸造 「平成21年度 包括外部監査結果報告書 テーマ 債務保証・損失補償及び貸付金に関する財務事務の執行について」

和歌山県包括外部監査人 本田壽秀 「平成18年度 包括外部監査結果報告書 和歌山県の信用保証制度に係る財務事務の執行について」

熊本県包括外部監査人 荒木幸介 「平成21年度熊本県包括外部監査結果報告書（未収金の財務事務について）」

広島県包括外部監査人 水中誠三 「平成10年度（平成11年1月1日～平成11年3月31日） 包括外部監査結果報告書 広島県の普通会計における債権管理事務等」

広島県包括外部監査人 高橋義則 「平成11年度 包括外部監査結果報告書[企業局が行う事業のうち土地造成事業・水道用水供給事業]」

広島県包括外部監査人 大上賢治 「平成12年度 包括外部監査結果報告書 病院事業」

広島県包括外部監査人 臼田耕造 「平成13年度 包括外部監査結果報告書（補助金に関する財務事務の執行について）（貸付金に関する財務事務の執行について）」

広島県包括外部監査人 臼田耕造 「平成14年度 包括外部監査結果報告（県営住宅事業の財務事務の執行について）」

広島県包括外部監査人 佐上芳春 「平成15年度 包括外部監査結果報告書（広島県土地開発公社の出納及び事業の管理について）」

広島県包括外部監査人 稲田正司 「平成21年度 包括外部監査結果報告書（広島県及び県出資法人の資金運用・資金調達方法について）」

広島県監査委員 「平成21年度 広島県歳入歳出決算審査意見書 広島県基金運用状況審査意見書」

新日本監査法人 公会計本部 編著 「行財政改革のための外部監査事例」 ぎょうせい  
平成 16 年 5 月 25 日 初版発行

日本公認会計士協会 企業会計基準委員会 共編 「金融会計監査六法 平成 22 年度版」  
日本公認会計士協会出版局 平成 22 年 3 月 30 日 初版

日本公認会計士協会 企業会計基準委員会 共著 「平成 22 年 会計監査小六法 life 版」  
日本公認会計士協会出版局 平成 22 年 9 月 30 日

佐々木秀一編著 「相続・贈与税の知識<第 5 版>」日本経済新聞社 2006 年 5 月 15 日 5  
版 1 刷

肥沼位昌編 「キーワードでわかる自治体財政」学陽書房 2007 年 2 月 20 日

三重県ホームページ 三重県出納局 用語一覧

静岡県地方税滞納整理機構ホームページ

国税庁徴収部管理課課長補佐 岩淵浩之  
ファイナンス 2008.1  
「国税の納付手段の多様化（コンビニ納付の導入）」

太田達也 「債権処理の税務・会計・法務」完全解説 税務研究会出版局 平成 21 年 8 月  
10 日 初版

黒沢 泰 「不動産の時価評価と減損会計」中央経済社 平成 14 年 11 月 20 日

醍醐聡 編著 「自治体財政の会計学」 発行 新世社 発売 サイエンス社 2000 年 9  
月 25 日 初版

公会計改革研究会 編 「公会計改革」日本経済新聞出版社 2009 年 2 月 20 日 3 版

有限責任監査法人トーマツ パブリックインダストリーグループ編 「新公益法人会計の実  
務詳解（第 3 版）」中央経済社 2010 年 7 月 10 日

以上